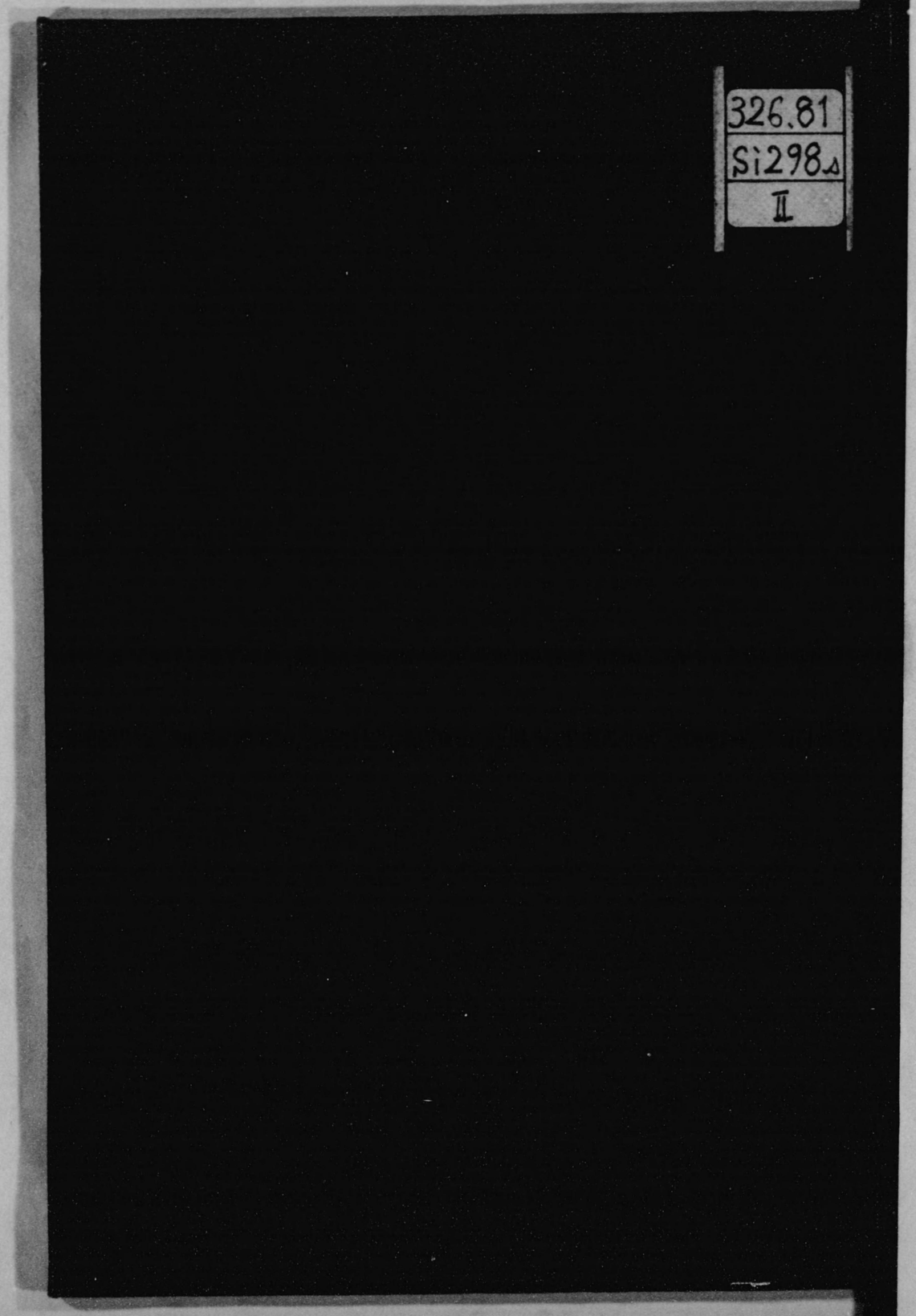

0016423000

0016423-000

326.81-Si298s

思想犯罪輯覧　思想調査

司法省刑事局・編

司法省刑事局

大正１１－昭和元年

1928

ACG

과4A85

秘

思想調査

昭和三年二月

堀

第六輯

司法省刑事局

326.815i298s II

略語用例

公（公務執行妨害）　強（強盜）　竊（竊盜）　警（警察犯處罰令）

犯（犯人藏匿）　殺（殺人）　横（横領）　銃（銃砲火藥）

騷（騷擾）　傷（傷害）　詐（詐欺）　新（新聞紙法）

放（放火）　暴（暴行）　恐（恐喝）　出（出版法）

水妨（水利妨害）　逮（逮捕）　毀（毀棄）　爆（爆發物取締罰則）

往妨（往來妨害）　監（監禁）　暴力（暴力行爲等處罰ニ關スル件）　懲（懲役）

侵（住居侵入）　脅（脅迫）　治（治安警察法）　禁（禁錮）

文僞（文書僞造）　業妨（業務妨害）　治維（治安維持令）　罰（罰金）

科（科料）

国立国会
26. 8. 13
242671

はしがき

本輯は大正十一年より大正十五年に至る五ヶ年間の思想事犯にして、其の訴追せられたるものを編纂したものである。我邦に於ける思想犯罪史にとつて、大正十五ヶ年間は其の全般に亙つて研究の好資料であるけれども就中、最近五ヶ年間の思想犯罪現象は、各般の社會運動の消長竝に其の運動方針の變轉と相表裏して確かに劃期的のものであつて、事犯簇出し其の渦紋の波及する所、國家社會に對し多大の影響を及ぼし又及ぼしつゝあるのである。從て、僅かに夫等の犯罪の一端を摘出して、その跡を檢討するも、尤に一大著作を爲すに足るものであるが、本輯は唯單に此等思想事件の收錄を試みたるに過ぎない。蓋し思想犯罪史を其の犯罪現象そのものに立脚して之が推移を記述することは、我國に於ける思想犯罪現象の全豹を窺ふ上に實務家、研究家の參考となるは勿論、延いては我邦社會運動の史的發展過程をも跡付けることになるのであるから、今日の社會情勢に鑑み、重要なる意義と價値とを有する仕事たるべきこと勿論であるけれども、主觀を交へずして此等の推移を記述することは困難であるばかりでなく、又、未熟なる主觀を通じて思想犯罪史の概觀を與へることは甚だ危險のことであるからである。只、本輯に於て企圖する所は何處までも、具體的に裁判に現はれた思想事犯の生地の儘のデーターを收錄して、社會思想の推移に深き關心を有つ實務家、研究家の參考の一資料と

するに止まるのである。

本輯は又極めて匆卒の間に編纂した爲、其の順序、類別、記載の體裁に於て整はざるものあることは勿論、其の資料の如きも當省に報告ありたるものに限つた關係上思想事件の全部を網羅することが出來ず、其の他調査不備の點が多々あるのであるが刊行を急いだ關係上之が補正は總て他日に讓ることにした。

昭和三年二月

目次

勞働運動竝同爭議に基く犯罪

大正十一年

寒川　嘩　外三名……一
吉原　清　外一名……三
今吉一雄　外四名……三
竹内　清……五
甲斐村次郎……六
麻生　久　外三名……六
弓削　秀　外六十三名（大島製鋼所爭議事件）……八

大正十二年

奥村甚之助　外三名……一七
伊東菊雄……一八
行木　勇……一八
中川重吉　外二十名（小田嶽瑯製造工場爭議事件）……一九
三田村四郎……二四
本秀美　外二名……二五
鈴木脚岡　外二十四名（新潟鐵工所爭議事件）……二六

大正十三年

疋田　司　外六名……三三
石山寅吉　外十一名（足尾銅山爭議事件）……三四
酒井志摩男　外七名（大阪河井印刷工場爭議事件）……三七
小林周二　外十六名（神戸日本毛織會社爭議事件）……四一
大森九十九　外三名（同）……四四
荒谷宗二　外二十三名（名古屋紡績會社爭議事件）……四五
金正米吉　外十一名……五五

目次

砂野耕作外一名（大阪市電爭議事件）……七七
松原實男（同）……七九
八谷幸太郎外五名（同）……八〇
下田健夫外八名……八三
竹下賀二外十一名……八六
本田藤夫外七名（日本紡績會社明石工場爭議事件）……八九
伊藤爲治外三十七名（同）……九一
岩本三郎……九五
齋藤孝一外二名……九六
大西菊五郎外一名……九七
杉浦市太郎外六名……九八
深野丑五郎外二名……一〇〇

大正十四年

渡邊國武外十三名（桑進社爭議事件）……一〇一
國澤熊治外四名（同）……一〇四
荒川順吉外一名……一〇六
瀨川福松……一〇七
西本榮……一〇九
三谷楠男外十名……一一〇
原虎一……一一二
市田清外五名……一一四
山口常次郎外一名……一一五
志磨村友太郎外一名……一一七
延島英一外九名（京屋印刷所爭議事件）……一一九
叉賀庄三郎外六名……一二一
宮崎太郎外二名……一二二
長谷一郎外四名……一二四
相澤豐外五名……一二五
高梨二男外二名（別子銅山事件）……一二七
鳥谷孫次郎外三名……一二八
溝口勘次外十二名（別子銅山爭議事件）……一三〇
合田虎一……一三二

大正十五年

中野文夫……一三三
大矢庄藏外一名……一三四
三木豐外四名……一三五
國領己三郎……一三六
河端仙祐……一三七
池田銀造……一三八
森登守外八名（別子銅山爭議事件）……一三八
松田寅熊外一名……一四〇
坂下力之助外二名……一四三
眞木義天……一四三
高本卯一郎外七名……一四三
乳井良五郎外六名……一四五
本田安五郎外五名……一四七
澤口喜代治外五名……一四九
松田辰雄……一五〇
武內清外八名……一五三
眞柄信吉……一五五
增田可一郎外一名（濱松樂器會社爭議事件）……一五六
前島嘉平外十一名（同）……一五六
和田竹一（同）……一五八
新村明治郎外九名（同）……一五八
伊東猪三次（同）……一六〇
松葉清次郎（同）……一六〇
野申隆壽……一六一
中野花吉（濱松樂器會社爭議事件）……一六二
廣野已之太郎（同）……一六二
林炳斗外二名……一六三
鄭承範外五名……一六四
春原正直外六名（伊那電鐵爭議事件）……一六六
白木道太郎外一名（同）……一六七
新村覺衞外七名（同）……一六八

金　相　求　外十七名……一四九
石岡徳平　外七十五名（濱松樂器會社爭議事件）……一五五
山本隆一　外十六名（同）……一六五
相馬庄吉（同）……一六六
西森重則　外七名（同）……一六六
富田孫三郎（同）……一六七
住友清吉……一六八
市丸牛太郎……一六九
本條賢男　外十九名（東洋紡績爭議事件）……一六九
高階喜久也……一七三

小作運動竝同爭議に基く犯罪

大正十一年

横瀬利重　外十九名……一八九
椿原茂太郎……一九二

大正十二年

加戸一男……一九三
渡邊精一……一九四
井口定吾　外十一名……一九五
古谷野幸太　外四名……一九八
上原政雄　外一名……一三
藤井碩次　外三名……一四
日高國夫　外四名……一七五
高村勝喜……一七七
宮崎晃　外五名（日立製作所龜戸工場爭議事件）……一七八
佐田義三郎　外五名……一八〇
古川清行……一八二
武田勝　外二名……一八三
竹内佐一郎　外二十三名（日本鑄造會社爭議事件）……一八三

中元藤太　外二名……一九九

大正十三年

高野春吉……二〇〇
小島小一郎……二〇三
堀川辰治……二〇五
貝出菊藏……二〇五
石間政治　外五名……二〇六
竹市庄太郎　外六名……二〇九
吉原正　外二名……二一一
堀川太吉　外二十九名……二一二
若林三郎　外二十二名（伏石事件）……二一七
森太郎　外十四名……二二五

大正十四年

河合義一　外三名……二三一
山本源次郎　外十六名……二三三
若林庄二　外一名……二三五
原初　外十九名……二三六
大山初太郎……二三九
藤本政吉　外二十三名（美豆村事件）……二四〇
石田樹心　外三十一名……二四九
戸炙好太郎　外七名……二五七
畑中虎吉　外三十五名（金藏寺事件）……二六二
山本源次郎　外十名……二七二

大正十五年

鹽田嘉太郎　外三名（土器事件）……二七四
山崎庄太郎　外四名……二七五
太田富次　外十一名……二七八
守田道輔　外二名……二八二
秋山豐太　外二十八名（木崎事件）……二八三
伴彌三郎……二八八
小島小一郎　外四名……二八八
鈴木直一郎　外四名……二九〇

内田　勉　外四名……二五〇
原田五郎吉　外十二名……二五二
神木一二　外三名……二五五
澁澤要平　外四名……二五七
三宅正一　外十七名（木崎久平橋事件）……二五九
原岡兵太郎　外四名……二〇五
伊瀬幸太郎……二〇六

水平運動に基く犯罪及水平社同人の犯罪

大正十一年

木村京太郎　外六名……二三三
小川甚兵衛　外四名……二三五

大正十二年

清原一隆……二三六
朝日善之助　外四名……二三七
松本松太郎　外四十六名……二三八
南　梅吉……二四〇
山村善應……二四一
國澤　龜……二四三
三ッ石彌七　外三十名……二四三
近藤惣右衛門　外七名……二五七
近藤實美　外八名……二六二
大西　一　外一名……二六五
一見平治郎　外十一名……二〇七
横島健治……二一〇
山口文治……二一一
吉川由松　外四名……二一三
加地嘉一　外二十八名……二一四
西谷平八　外十二名……二一七
川口春治　外十三名……二六六
紙谷庄太郎　外三名……二六八
坂本清作　外五名……二六九
森本右教　外二十名……二七五
前田松太郎　外十名……二八一
平岡　犁……二八三
清水彌三郎　外十一名……二八四
松永勝人　外九名……二八九

大正十三年

藤村喜助　外一名……二九一
山田清之助……二九三
桝井寛一　外二名……二九五
中村　貫……二九九
吉野長藏　外三名……四〇〇
高木重太郎……四〇一
富永金作……四〇二
松ノ木正一　外一名……四〇三
寺田長次郎　外一名……四〇四
大川邦成……四〇四
中村友一　外三名……四〇五
栗須七郎　外二名……四〇六
上田源一……四〇七
大田　潔　外一名……四〇八
福島勝一　外三名……四一一
前田惣平　外一名……四一四
松本治一郎　外一名（德川公暗殺事件）……四一五
岡田光春　外一名……四一七
前林春吉……四一〇
池澤福松　外二名……四二二
平木健一……四二三
山田駒次郎　外六名……四二三

大正十四年

坂本伊勢五郎　外四名……四二六
西村壽市　外二十八名（世良田村事件）……四二八
石井才三郎　外五十二名（世良田村事件）……四三三
森田幸吉　外四名……四四九
米村喜一郎　外十九名……四五〇
加茂彌三吉……四六六
松永佐市……四六六
濱嘉藏（德川公邸放火事件）……四六八

思想運動に基く犯罪及思想團體員の犯罪

大正十二年
川內唯彥……四八三
藤田悟　外十二名（群馬共產黨事件）……四八五
大鐘參夫　外三名……四九一
水田茂行　外二名……四九一
河合康左右　外十一名（ギロチン社事件）……四九四
大正十三年
福島政治　外一名……五〇三
森川伊勢吉……四六九
近藤惣右衞門……四七〇
山本利平……四七一
加藤周吉……四七二
大正十五年
松本治一郎　外十一名（福岡聯隊事件）……四七四
大串孝之助　外三名……四七六
山本菅太治　外六名……四七八
羽生三七　外十二名（長野共產黨事件）……五〇三
林武雄……五〇五
今井敏造　外三名……五〇七
長沼富……五〇八
小西武夫　外三名……五〇九
和田久太郎　外三名（福田大將暗殺事件）……五一一
大正十四年
中田大八　外一名……五一八

上森子鐵……五一二
小川猛　外一名……五一三
大正十五年
北浦馨　外六名……五一二
安島高行……五一四

反動運動に基く犯罪及反動團體員の犯罪

張鎭元　外二名……五一五
有安浩雄……五一八
池田禎治　外三名……五一八
高川幸三郎……五二三
大正十一年
大塚達靜……五二三
太田留吉……五二四
土井留治　外四名……五二五
大正十二年
平岩巖　外三名（赤化防止團襲擊事件）……五二六
下鳥繁藏（大杉遺骨領得事件）……五二八
岡悌治……五二九
大正十三年
佐藤慶治郎　外六名（大木伯暗殺研究會放火事件）……五四〇
岡田理平　外二名（米國大使館國旗事件）……五四二
深澤豐太郎　外一名（帝國ホテルダンス場事件）……五四四
馬場精三　外一名……五四五
奥川二郎……五四六
大正十四年
小島三藏　外二名……五四八
瀨尾素治……五四九
芳賀勝二……五五〇
熊倉錄三郎　外三名……五五一
內田良平　外三名（加藤首相暗殺事件）……五五七
齊地巖　外一名……五五九
大谷寅光　外六名……五六〇

労働運動並同爭議に基く犯罪

其他の犯罪

大正十一年

大石太郎……五六七
武居直人外一名……五六八
橋本朝一郎……五六九
鶴橋泰四郎外二名……五七〇

大正十二年

齋藤武男外一名……五七三
田中勇之進……五七四

大正十三年

吉森吾市外二名……五七五
健名喜一郎……五七五

大正十四年

臼井源一外三名……五七六
高木康太外三名……五七七
池田寅三外一名……五七八

大正十五年

工藤秀顯外四名……五七九

補遺

大正十二年

葉山嘉樹外十一名（エルヒー祕密結社事件）……五八三
堺利彦外二十二名（日本共産黨事件）……五八五
佐野學外二名（同上）……五九〇

大正十三年

金祉燮外五名（二重橋爆彈事件）……五二

大正十四年

大田遼一郎外三十六名（京大事件）……五八

勞働運動竝同爭議に基く犯罪

横濱													
罪名	第一審			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齢
	横濱地方											
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
傷害	懲三月	二、三、二五	罰五十圓							造船工	寒川曄	二五
傷、毀	同	同	同							同	市川春吉	二四
同	懲二月	同	罰三十圓							同	渡邊國松	二六
同	同	同	同							同	高杉信吉	二四

犯罪事實（公訴）

(一) 寒川曄

被告人は横濱市長住三番地横濱船渠株式會社元職工なる處大正十一年二月二十二日以來他の職工等と共に會社に對し

(一) 軍縮其他の都合に依る解傭手當は全國民間同業者の最大限度を支給すること但當會社のみ解傭の場合は勤續六ヶ月の者は日給六ヶ月分以上一ヶ月毎に二日分を加算支給のこと

(二) 解傭は向ふ二ヶ年間絶對せざること

大正十一年

等の要求案を提出し折衝を重ねたるも會社の拒絶する處となりたる爲め爾來其要求貫徹の目的を以て怠業狀態を繼續するに至りたるより會社は同月二十七日一般職工に對し休業を宣するに至れり玆に於て被告人等硬派職工は相結束して會社に對抗し畫策頗る努め居りたる折柄同年三月十一日に至り會社は同月十三日より開場を爲すべき旨一般職工に對し通告を發したる爲め被告人等爭議團に屬する職工は之に應ぜざる旨の協議を爲し所謂軟派職工の入場を警戒し居りたるに同月十三日午前六時半頃より續々多數職工の入場するに至りたるより被告人は午前七時頃他の職工と共に同社工場に入場し折柄構內船臺東側取付室より迯出したる同社職工組長榎助三郎の姿を認め同人を軟派職工と爲し憤慨の極第五號船臺守衛詰所前に於て同人を捕へ長さ約二尺五寸、一寸角位の木片を以て同人の頭部を毆打し治療日數四日間を要する傷害を被らしめたり

(二) 市川春吉、渡邊國松、高杉信吉

被告人等は橫濱船渠株式會社職工なる處同社に對する爭議（寒川曄起訴報告記載）より同年三月十三日午前七時過頃爭議團職工約壹千名と共に同社工場內に殺到し曩に入場したる軟派職工に對し憤慨措く能はず被告人春吉は氏名不詳の職工數名と共に構內造船機械工場前に於て同社造船職工伍長竹野良次郎を捕へ毆打又は足蹴に爲し同人の頭部其他に治療約十日間を要する傷害を被らしめ被告人國松は構內造船事務室附近に於て石炭塊一箇を拾取り之を同事務所二階窓硝子に投付け建物と一體となり居れる該窓硝子二枚を損壞し被告人信吉は構內鐵工場に於て該工場と隣接し居る木造二階建事務室に鐵片一箇を投付け同事務室二階硝子戸一枚を損壞したり

新潟											
罪名	第一審 相川區			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齡
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
治警	懲五月	二、五、一七	懲三月	棄却	二、七、三	棄却				陶器製造	吉原清	二七
同	同	同	同	同	同	同				坑夫	遠藤音藏	二六

犯罪事實（判決）

大正十一年五月初佐渡鑛山勞働者數百名は賃金低廉にして生活維持に困難なるより同盟罷業を企て賃金五割增額、從業時間に八時間制採用其他三ヶ條の勞務條件に關する事項を請願し五月十二日正午までに回答を得べき處被告兩名は代表者となり右請願に付き即時承諾を求むる目的を以て五月八日午後四時頃委員十餘名と共に相川町鑛山事務所樓上應接室に於て鑛山長安川昇一外役員等と會見したる際被告兩名は右鑛山長に對し穩當ならざる言語若くは擧動を以て即答を求め因て鑛山長をして畏怖の念を生ぜしめたるものなり

神戸											
罪名	第一審 神戸區			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齡
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
傷害	懲六月	二、七、二	懲二月	懲六月	二、九、二七	棄却	不詳	一三、三、二三	棄却	新聞記者	今吉一雄	三〇
同	同	同	同	同	同	同				不詳	井口精一	不詳

同	懲六月	二、九、三	懲二月	懲六月	二、九、三	棄却			
同	同五月	同	同四十圓	懲五月	同	同			
同	同三月	同	同三十圓	同	同	同			

犯罪事實（公訴）

被告一雄、美代治及精一は共に友愛會員にして一雄は神戸市内同會員組織に係る合同勞働組合の主事又被告三治は堀田正夫經營の神戸市神樂町三丁目堀田ラバー工作所職工にして大正十一年六月三日外二十餘名と共に解雇せられたるものなる處被告一雄は被告三治外十六名より堀田正夫に豫告手當等の要求交渉方依頼せられ更に同月八日第二次に解雇せられたる他の職工より手當要求方依頼せられ友愛會神戸聯合會主務柴田富太郎と共に之を應諾し一括して交渉方奔走せしも同月十二日に至り全く右要求を拒絶せられ且友愛會員との面接を謝絶せられたるより同人外出の途中面接して素志を貫かんと欲し同夜同人が同市山本通四丁目料亭西常盤に於ける宴席に臨みたるを探知し右料亭附近に立越し堀田の歸途を待ち居る内囊に其事を計り居たる被告美代治精一及三治は數名の友愛會員及解雇職工十餘名同所に集りたるが同夜十時頃堀田が人力車にて同料亭を立出づるを見被告一雄先づ其後を追ひ同料亭を距る西南一町餘山本通五丁目山田源一郎方前にて泥除を捉へ人力車を引留め職工等の窮狀を訴へ手當支給の交渉を開始するや堀田は之に應ぜざるのみならず却て一雄等の非禮を責め且產業の發達を阻害する「パチルス」なりと罵られたるより被告等は孰れも之を憤り被告美代治は手拳を以て先づ堀田を毆打し次で被告一雄精一及三治等協力して人力車を押倒し堀田を地上に投げ出し因て同人の後頭部右肩胛部右肘關節外側其他に全治迄約一週間を要する打撲傷を加へたるも各被告人の右暴行に因る傷害の輕重を知ること能はざるものなり

一、被告淺次郎は友愛會員なる處大正十一年六月十二日午後十時頃今吉一雄、露本美代治等が堀田ラバー工作所長堀田正夫の歸途を邀し神戸市山本通五丁目街路に於て同人に對し暴行を爲し傷害を加へたる際其場に在りて露本美代治等が堀田正夫を毆打したる後續いて手拳にて同人を毆打し其後頭部外數ヶ所に全治迄一週間を要する打撲傷を加へたるものにして右一雄、美代治等及被告淺次郎の加へたる傷害の輕重を知ること能はざるものなり

高松								
罪名	第一審 高松區		第二審上告審			職業	氏名	犯時年齡
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑		
治警	懲三月	二、七、三三	懲三月豫				無	竹内清三

犯罪事實（公訴）

大正十一年六月三十日高松市中野町にある茶屋町織布株式會社高松分工場毛切部職工五十餘名が賃金値上を強要し同盟罷業を爲さんとする際被告は同日同職工の依頼を受け勞務を停廢せしむる目的を以て其顧問となり同夜同市中野町池田茂太郎方及同市西濱町飯間寅市方に於て同職工に對し今後は其目的を達する迄は鞏固に團結して同盟罷業を繼續し以て同社に對抗なすべき旨を激勵し且其翌一日同市宮脇町赤塔山に於ける同職工の集會に臨み應援演說を爲し其他

工場内に於て赤旗を振り鬨力鏘を打叩き盛に氣勢を示す等の示威運動を指示實行せしめ以て職工等を煽動したり

宮崎					
罪名	第一審 都城區		第二審上告審		
	求刑 言渡年月日	科刑	求刑 言渡年月日	科刑	職業 氏名 犯時年齢
脅迫、毀傷、	不詳 二、九、中	懲三月			不詳 甲斐村次郎 三〇

犯罪事實（公訴）

被告は九州林業株式會社の宮崎縣西諸縣郡飯野村大字大河平字吉牟田山林に於て木材運搬に從事中賃錢計算のことに關し會社の處置に對し不滿を抱き大正十一年七月二十二日同會社の吉牟田作業所に於て酒氣に乘じ携へたる鉈又は斧を以て同事務所の腰壁を損壞し電話機其の他の器物を毀棄し事務員日高吉六に對し殺害すべしと放言して之を脅迫し其際吉六に對し輕微なる傷害を負はしめたるものとす

金澤					
罪名	第一審 小松區		第二審上告審		
	求刑 言渡年月日	科刑	求刑 言渡年月日	科刑	職業 氏名 犯時年齢
治警	禁二十日	二、九、三	禁十五日	棄却	辯護士 麻生久 三
同	同	同	同	同	職合會理事 坂口義治 六
同	禁十一日	同	禁十日	同	鑛夫 桑野虎一 三
同	同	同	同	罰十五圓	同 巢野知平 三六

犯罪事實（判決）

一、被告久及義治は全日本鑛夫總聯合會の理事被告虎一は同會能美聯合會所屬尾小屋製煉支部の副支部長被告知平は同支部の幹事にして孰れも石川縣能美郡西尾村尾小屋鑛山の勞働爭議に干與したるものなる處同鑛山に於ては大正十一年八月初旬頃より鑛山經營者と製煉鑛夫との間に爭議を醸し同月十二日經營者に於て被告虎一外六名の製煉鑛夫を解雇したるより製煉部鑛夫等は之が復職運動を起し同月十七日遂に同部の鑛夫全部罷業して對抗するに至り爾來約一ヶ月罷業を繼續して種々の運動を試み來りしが經營者の態度强硬にして近時新たに製煉鑛夫數名を雇入れ製煉作業を開始せしめんとする形勢なるより同年九月十二日夜宇尾小屋山岸岩松方なる能美郡聯合會事務所に罷業鑛夫等の會合したる際被告久、義治の兩名より文書を掲示し罷業切崩を防止すべく提議して之に決し翌十三日午前八時頃同事務所に於て被告久及義治の兩名にて「ストライキ破りと云はれるな」と題する掲示文書二枚（證第一、二號）を作成し內一枚は被告義治に於て之を前記事務所表に街路に面して貼付掲示し他の一枚は被告虎一及知平の兩名にて宇尾小屋旅人宿小山秀雄方二階の前面に前同樣街路に面して貼付掲示したり、然るに右爭議取締の爲め出張中の小松警察署詰警部補宮崎久二は前示掲示は安寧秩序を紊す虞れあるものと認め同日午前十一時頃被告虎一知平外一名を尾小屋請願巡査派出所に招致し前記掲示は安寧秩序を紊す虞れあるを以て治安警察法第十六條に依り掲示を禁止するに付速に撤去すべき旨命じたるより右三名は直に前記事務所に到り被告久及義治に其旨を通告し且該命令に違ふべきや否やを諮りたるに被告久及義治は今俄に掲示を剝ぎ取るに及ばざる旨發議したる爲め被告虎一、知平も共に之に同意し該掲示文書を撤去せざることに決し終に前示掲示文書を貼付したるまゝ放置し以て禁止の命に違背

犯時年齢	氏名	職業	第一審上告審 東京地方 求刑	言渡年月日	科刑	第二審上告審 求刑	言渡年月日	科刑
三三	弓削秀	鑄物職工	懲役一年	四、三、二四	懲役十月四年猶豫			
三三	須藤喜一郎	旋盤職工	同	同	同			
三四	中野藤松	鑄物職工	懲役八月	同	罰金三十圓			
三〇	及川丈之助	同	同	同	懲役六月四年猶豫			
三七	小野寺三郎	同	同	同	無罪			
三四	鈴木榮	機械仕上職工	同	同	罰金三十圓			
三三	瀨川勝太郎	仕上職工	同	同	懲役六月四年猶豫			
三四	泉要藏	同	同	同	罰金三十圓			
三三	福本豐彥	機械職工	同	同	同			
四八	佐久間藤太郎	鑄物職工	同	同	同			
三七	鈴木利男	雜工	同	同	同			
四四	鳥居榮吉	機械工	同	同	同			
二九	山澤弘	鑄物職工	懲役六月求猶豫	同	同			
三五	鳥光國五郎	仕上職工	同	同	同			

したるものなり

犯時年齢	氏名	職業	第一審上告審 東京地方 求刑	言渡年月日	科刑	第二審上告審 求刑	言渡年月日	科刑
二九	藤田文次郎	仕上職工	懲役六月	同	同			
三八	阿部倉之助	機械職工	同	同	同			
三三	松村立作	起重機職工	同	同	懲役六月四年猶豫			
三四	篠崎兵馬	同	同	同	罰金三十圓			
三五	井上清志	鑄物職工	懲役六月求猶豫	同	罰金二十圓			
四一	渡邊秀吉	整正職工	同	同	同			
三三	中川善次郎	鑄物職工	同	同	同			
三三	岩佐延次郎	同	同	同	同			
三二	阿部謙吾	鑄物職工	懲役八月	同	懲役六月四年猶豫			
二九	正岡高一	機械職工	同	同	同			
三四	鈴木寅之助	同	懲役六月同二、六	同	同			
三五	神代六三	雜工	同	同	罰金四十圓			
三五	小林常七	旋盤職工	同	同	懲役六月四年猶豫			
二九	西寅次郎	機械職工	同	同	同			
二八	横尾有三郎	仕上職工	懲役一年	同	懲役十月四年猶豫			
二二	大久保勇	機械職工	同	一二、二九	同			
二六	沖志樓	鑄物職工	懲役六月	同	無			
一九	高橋金治	旋盤職工	同	同	懲役六月四年猶豫			
四〇	丸茂兵藏	機械職工	同	同	同			

職業	氏名	犯時年齢	第一審上告審 東京地方 求刑 言渡年月日	第一審上告審 東京地方 科刑	第二審上告審 求刑 言渡年月日	第二審上告審 科刑	第二審上告審 求刑 言渡年月日	第二審上告審 科刑
雜工	染谷濱之助	六一	懲六月	罰三、三十圓				
仕上職工	平野安治郎	四二	同	同（死亡）				
同	武田甲次郎	三七	同	罰三十圓				
同	菅原多田七	三六	同	罰二十圓				
機械職工	中島初五郎	四一	同	罰三十圓				
鑄物職工	小林與市	三七	同	同				
仕上職工	藤田藤吉	三二	同	同				
職工	中村倉造	二六	同	罰二十圓				
鑄物職工	森山勇造	二一	同	罰三十圓				
旋盤職工	首藤敏雄	二五	同	懲六月四年猶豫				
鑄物職工	吉川惣吉	二六	同	罰三十圓				
仕上職工	永澤萬二郎	四一	同	罰四十圓				
同	川口谷久藏	三三	同	同				
同	加藤岡次郎	二九	同	罰三十圓				
整正職工	山口正治	二一	同	懲六月四年猶豫				
電氣職工	田中春吉	二一	同	罰三十圓				
職工	飯田喜三郎	二八	同	同				
整正職工	水野正之	二二	同	罰四十圓				
雜工	秋田要藏	二四	同	懲六月四年猶豫				
鑄掛職	塚越圓助	二九	同	同				
整正職工	鈴木覺三	二四	同	同				
鑄物職工	松下安吉	二五	同	罰二十圓				
同	堀切虎畝	二三	同	同				
機械職工	泉敬二郎	二〇	同	懲六月求猶豫				
整正職工	今關仙吉	二五	同	同				
起重機運轉工	海老原房治	二六	同	同				
旋盤職工	前田近藏	二七	同	懲六月				
鑄物職工	野末久三郎	二七	同	同				
職工	村田政次郎	二三	同	懲六月求猶豫				
同	染谷孝三郎	二〇	同	同				
印刷業	鶴岡貞之	二六	同	懲一年				

犯罪事實（豫審）

被告弓削秀外六十三名の前記被告等は東京府南葛飾郡大島町四丁目十五番地所在の株式會社大島製鋼所の職工又は元

大正十一年

職工なるところ同會社は財界の不況に伴ひ製鋼事業に不振を來したる結果毎期缺損を生じ經營困難に陷りたる因り重役會議の上幹部を更迭して事業の刷新を圖ると同時に一般職工に對する賃銀制度を變革し大正十一年八月二十一日從來の一般的奬勵手當金支給制度を撤廢して各職工毎に技能及作業能率を斟酌し一割乃至五割の定給賃銀の增額を發表して定給制度と爲したる因り職工の賃銀に增減を生じ爲めに收入の減少せる職工中より不平の聲起り漸次一般職工に波及して爰に爭議の端を惹起し爾來會社に對し工場幹部の任命せる役付職工の解雇を要求し或は歎願書の提出又は代表者をして賃銀値上解雇手當の制定役付職工の選定等に關する要求を爲し遂日紛擾擴大して遂に同盟怠業の狀態に陷りたる因り其間會社は九月三日職工村田信次外六名を解雇し次で十月十一日工場全部の休業を發表して通用門を閉鎖し同日及其後の二回に亙り被告橫尾有三郎外五十三名の職工の解雇を斷行して工場閉鎖を繼續したるも十月十六日に至り鍛冶工場外一工場の作業を開始し爭議に參加せざる職工を入場作業せしめ又爭議參加の職工と雖も爭議團を脫退して入場を希望する職工は順次入場作業せしめ居りたる處被告橫尾有三郎外多數の硬派の職工等は其間前記大島町二丁目三十一番地所在の大島勞働會館に集合し被告等鶴岡貞之の指導に基き會社に對する對抗策を協議したる結果純勞働者組合城東支部なる爭議團を組織し殆んど全部の職工を强制的に加盟せしめて爭議に參加せしめ參加職工中より評議員其他の役員を選定し被告有三郎其團長(支部長)と爲り被告弓削秀、須藤喜一郎、中野藤松、及川丈之助、小野寺三郎、正岡高一、大久保勇、沖志樓、水野正之、前田近藏等は各其評議員中の最高幹部と爲りて參加職工等の結束に努め前記會館を爭議團本部と爲し十ヶ條の要求(請負作業賃金を四割以上に增額する件外九ヶ條)を提出して其貫徹を期せんと欲し屢々代表者を以て會社重役に交涉を重ねたる結果會社側に於ては請負歩增率を平均三割迄支給するこ

とを決定し且解雇手當支給規程を發表して稍讓歩の態度を示すに至りたるも彼告有三郎外約二百五十八名の爭議參加者は之に協調せず極力要求全部の貫徹を主張したる爲め會社は之を認容せず却て十月二十七日に至り同月末日限り入場作業せざる者は自由退職者と認むべき旨通知したるより忽ち爭議團に動搖を生じ脫退して入場作業を希望する者簇出し爭議團崩壞の形勢を生じたる際被告貞之、有三郎、秀、勇等は參加職工一同に對し爭議解決前に入場作業する者は裏切職工として鐵拳制裁を加へ且全國の工場に白票を廻付して就職不能と爲すべき旨威嚇し强て罷業を繼續せしめ飽迄强硬の態度を持したるも十一月一日の最後の會見に於て遂に交涉不調に終り全く協調の餘地なきに至りたる因り其翌二日爭議團參加職工等は前記大島勞働會館に集合し大擧して會社及其工場を襲撃せんことを謀り同日午後二時過頃被告有三郎外約二百名の參加職工等は隊伍を組みて同會館を出發し勞働歌を高唱して前記會社の閉鎖中なる表正門前に押寄せたる上萬歳を絶叫し喊聲を揚げて氣勢を昂めたるより群衆中には構內に投石する者又は正門脇の板塀を破壞する者生じ忽ち衆力に因り正門を押破りて構內に亂入し鬨の聲を揚げながら會社の表事務所に殺到し同事務所の內外より表裏出入口の扉及廊下左右の硝子戸竝に板の間の壁に設備し在りたる姿見鏡等を破壞して重役室を包圍したるも重役等が逸早く逃避して重役室に居らざりしより表事務所內を通過して裏手の廣場に出て更に集合したる上大擧して鑄物工場に殺倒し鑄型其他の器具を轉覆毀壞し同工場內事務室及役付職工詰所に器物鐵片瓦石木片等を投げ付け硝子戸等を粉碎し電話機其他の備品を毀壞し轉じて電氣場を襲撃し窓硝子等を破壞して騒擾を爲したるものにして被告等は孰れも右騒擾に參加し左記の如く加擔したるものなり

一、被告鶴岡貞之は純勞働者組合本部の幹部なるところ前揭の如く右爭議團が其本部を前記大島勞働會館に設けらる

るや常に同會館に出張して會社對抗策に關し幹部職工等を指導して團結運動を持續せしめ演說其他の方法に因り之を激勵し居りたる折柄十一月一日の會見に於て會社との交涉斷絶したるより其翌二日爭議參加職工等が會館に集合して其善後策を講じたる際被告有三郎、喜一郎、勇三郎、秀、丈之助、藤松、近藏、久三郎外數名の幹部職工等を別室に集合せしめたる上同幹部等に對し代表者實行委員の重役訪問又は演說會に因る言論の運動の如きは最早奏功の餘地なし會社側に於て强硬の態度を持するは畢竟爭議に參加せざる職工及參加後脫退して入場作業せる職工あるが爲なれば該職工等の入場作業を不能ならしめ會社をして要求の認容を餘儀なくせしむる行動を採らざるべからず仍て本日多數の職工集團と爲りて會社に押寄せ猛烈に騷ぎ廻りて爭議團の威力を示し群衆の直接行動に因り會社の當局及就業職工を威嚇して全部就業不能の狀態に陷らしめなば同會社側に於ては其威力に僻易して遂に爭議團の要求を容れ罷業の目的を貫徹し得べしとの趣旨を主張して前示の騷擾行爲を爲すに至らしめ

二、被告小野寺三郎、橫尾有三郎、大久保勇、弓削秀、須藤喜一郎、正岡高一は前揭騷擾の謀議に參與したる後被告三郎は大島勞働會館に集合せる多數の職工等に對し會社との交涉不調に歸したる顚末を報告し此上は暴力に訴ふるの外なき旨過激の演說を爲し被告秀、喜一郎等も亦起立して暴擧の贊成演說を爲し被告有三郎、勇、高一等と共に出動に關する諸般の指揮を爲し互に參加職工を激勵して騷擾の氣勢を作りたる上共に群衆を率ゐて前記會社の表正門に押掛け被告喜一郎、有三郎は該正門前に橫へありたる自動車上に乘り又被告高一は其附近に於て群衆に對し、「やれ〳〵」「守衞を殿つてしまへ」「門を押破つて這入れ」「門を破つて大威張で這入れ」等と號令し群衆と共に表門を押破りて會社の構內に闖入し群衆を指揮して前記の騷擾を爲さしめ且被告三郎は率先して「遲れるな〳〵」「早く〳〵」と號令し被告有三郎、勇、秀、喜一郎は事務所內廊下及應接室又は鑄物工場、事務所等の硝子戶又は窓硝子を手拳、肱等にて打破し又は投石して之を破壞し

三、被告中野藤松、及川丈之助、前田近藏、野末久三郎、水野正之も亦前揭の謀議に參與したる後群衆と共に前記會社の表正門に殺到し(一)被告藤松は門前に於て群衆に對し門內に這入れ押入るべしと絶叫して氣勢を煽り群衆をして正門を押破るに至らしめ自己も亦群衆と共に表事務所及工場內に闖入し其間「わあわ〳〵」と絶叫して氣勢を揚げ(二)被告丈之助は群衆に率先して會社の事務所及工場內に闖入し且表事務所の廊下の窓硝子を破壞し(三)近藏、久三郎は同事務所及工場內に率先闖入し群衆が事務所及工場を襲擊する際「やれ〳〵」「わつしよ〳〵」「早く逃げろ〳〵」と絶叫し共に喧騷して前記騷擾を助勢し(四)被告正之は前同樣「わつしよ〳〵」と喧騷しながら會社構內に闖入して事務所廊下の窓硝子を破壞し

四、被告沖志樓、高橋金治、丸茂兵藏、染谷濱之助、平野安治郎、武田甲次郎、菅原多田七、中島初五郎、小林與市、藤田藤吉、中村倉造、森山勇造、鈴木榮、泉要藏、福本豐彥、佐久間藤太郎、山澤弘、阿部倉之助、瀨川勝太郎は何れも「わあー〳〵」と喊聲を揚げ又は「わつしよ〳〵」と喧騷しながら群衆と共に表正門を押破り構內に闖入し手拳、肱又は足にて會社の表事務所の硝子戶又は硝子を破壞し且被告兵藏、勝太郎は事務所裏手の空地に於て群衆が散開したる「各個に散るな散るな」「散り〳〵になるな續いて來い散ると檢束さるゝぞ」と絶叫し群衆を指揮し又は被告勝太郎は鑄物工場に闖入したる際同所備置の職工の衣類箱を轉覆し

五、被告首藤敏雄、吉川惣吉、永澤萬二郎、川口谷久藏、加藤圓次郎、山口正治、秋田要藏、塚越園助、鈴木覺三、

鈴木利男、鳥居榮吉、鳥光國五郎、藤田文次郎、松村立作、篠崎兵馬は何れも前同様喊聲を揚げ喧騒しながら表門を押破りて構内に闖入し且(一)被告敏雄、萬二郎は鑄物工場伍長室に煉瓦を投付け窓硝子を破壊し(二)被告惣吉は鑄物工場事務室の窓硝子を破壊し(三)被告久藏は表事務所の窓硝子及鑄物工場内事務室の窓硝子を破壊し(四)被告圓次郎は鑄物工場内に在りたる鑄型を破壊し(五)被告正治は表事務所の硝子を破壊し又鑄物工場事務室内へ石油の空罐を投入して窓硝子を破壊し(六)被告要藏、圍助、譽三は何れも電氣場に煉瓦又は石塊等を投入し(七)利男、榮吉、文次郎は何れも表事務所の硝子を破壊し(八)被告立作は正門脇の板塀を破壊し尚鑄物工場に闖入して鑄物木型を轉覆し又電氣場に煉瓦を投入し(九)被告兵馬は鑄物工場に闖入して鑄型を破壊し

六、被告田中春吉、飯田喜三郎、鈴木寅之助、神代六三、西寅次郎は何れも前同様會社の表正門を押破りて構内に侵入し且(一)被告春吉、喜三郎は表事務所の硝子戸を破壊し其裏手空地より群衆の隊列より放れ共に間道を疾走し率先して電氣場を襲ひ「やつつけろ」「やつつけろ」と叫びながら就業中の職工五十嵐茂外數名が避難せんとしたるを追跡脅迫し尚被告喜三郎は電氣場の窓硝子に投石して硝子を破壊し(二)被告寅之助は表事務所の硝子を破壊し且鑄物工場事務室に煉瓦を投付け窓硝子を破壊し(三)被告六三は表事務所に投石し同事務所の硝子を破壊し尚鑄物工場事務室に煉瓦を投付け窓硝子を破壊し(四)被告寅次郎は鑄物工場事務室に煉瓦を投付け窓硝子を破壊し

七、被告松下安吉、堀切虎眹、泉敬二郎、今關仙吉、海老原房治、村田政次郎、染谷孝三郎、井上清志、渡邊秀吉、中川善次郎、岩佐延次郎、阿部謙吉、小林常七は何れも前同様會社の表正門を押破りて構内に闖入し前揭被告等が群衆と共に表事務所及工場襲撃の際或は「やれやれ」或は「萬歳」或は「わつしよ〳〵」と叫び或は「わあつ」と喊聲を揚げて喧騒しながら勢を助け且被告常七は鑄物工場事務室内に煉瓦を投入して窓硝子を破壊したるものなり

罪名	第一審 京都地方 言渡年月日	科刑	第二審 言渡年月日	科刑	上告審 言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
公、傷 同 同 同 同	懲十月 懲六月 無罪 無罪	三、三、三 同 同 同	懲十月 懲二月 懲六月	三、三、三 棄却 同	懲四月	棄却	不詳 同 鐵工職 鍛冶職	奥村甚之助 森宗作 清水喜次郎 太田兼次	四〇 六 三 三五

犯罪事實（公訴）

被告等は大正十二年二月十一日京都市公會堂に於て開催せられたる日本勞働總同盟聯合會京都支部竝に西陣織友會外七團體主催に係る過激社會運動取締法案、勞働組合法案、小作爭議調停法案反對全京都無產者大會竝に大演說會に參加したる處其終了後示威運動をなすに際し被告甚之助は其指揮運動者となり被告喜次郎、宗作と共に衆團に加はり互に勞働歌を高唱しつゝ公會堂より二條通を西へ東山通を南へ三條通を西へ進行し三條通寺町邊に至りたる際同所巡査派出所詰巡査福岡昇が其行動不穩と認め之を制止するや爰に衆團と同巡査の衝突を來たし被告等は多衆と共に同所より三條通御幸町邊迄の間に於て同巡査を包圍し被告甚之助、喜次郎は手拳を以て被告兼次は旗竿を以て同巡査を毆打し被告宗作は同巡査の肩を摑みて突き仍て同巡査の職務執行を妨害し且同巡査に治療五日を要する傷害を與へたるものにして其傷害の輕重を知る事能はざるものなり

（森宗作に對する犯罪は傷害の點を認めず）

東京						
罪名	第一審 東京地方		第二審 上告審			
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑
公	懲六月	三、五、三	懲六月三年猶豫			

横濱						
罪名	第一審 横濱區		第二審 上告審			
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑
治警	禁三月	二、五、六	禁二月			

犯罪事實（豫審）

大正十二年五月一日午後一時三十分頃芝區南佐久間町二丁目八番地先道路に於て「メーデー」示威運動行進中警戒取締中の警視廳特別高等課勤務巡査部長三枝元治外二名が右行列中に社會主義者加藤一夫等が混入し禁止に係るIWWの歌を高唱し居たるを以て公安を害するの虞あるに依り行政執行法第一條に依り檢束處分の必要ありと認め之を同行せんとしたるに被告人菊雄は之を阻止せんとして三枝巡査部長の左腕關節部外面を咬傷し治療三日を要する傷害を加へ且つ職務の執行を妨害したるものなり

犯時年齢	氏名	職業
二六	伊東菊雄	鑄物職工
二九	行木勇	印刷工

犯罪事實（公訴）

一、被告人行木勇は社會主義者にして大正十二年五月一日午後一時三十分頃横濱公園に於て開催したる「メーデー」に「印刷職工團」と標記したる旗の附着せる槍を携帶し居りたるものなり

犯時年齢	氏名	職業	大阪 罪名	第一審 大阪地方		第二審 上告審			上告審		
				求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑
四一	申川重吉	軍事員	騷、侵	懲一年二月	三、一、三	懲十月	懲十月	一三、四、三〇	懲八月	不詳	一三、八、八	棄却
三五	堀口清太郎	職工	同	同	同	同八月	同	同六月	不詳	不詳	一三、七、一〇	同
三五	吉田若保	行商	同	同	同	同十月	同十月	同八月				
三五	三浦次郎	職工	同	懲一年	同	同八月	同八月	同六月				
三五	西村伊之助	同	同	同	同	同四月	同	同四月				
三〇	中西辰郎	無	同	懲十月	同	同	懲四月	同				
四二	松浦存	職工	同	同六月	同	同三月	同三月	懲三月				
三五	松井堅一	同	同	同	同	同	同	同				
三五	七尾寅松	同	同	同	同	同	同	同				
二六	村田光次郎	同	同	同	同	同	同	同				
三三	山本吉松	同	同	同	同	同	同	同				
三二	村田勝三	同	同	同	同	同	同	同				

大阪	罪名	第一審 大阪地方 求刑	第一審 大阪地方 言渡年月日	第一審 大阪地方 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	職業	氏名	犯時年齢
	騷、侵	懲十月	一三、一、三一	罰五十圓	罰五十圓	一三、四、三〇	罰五十圓				仕上職	鈴木悦次郎	二四
	同	同四月	同	懲三月三年猶豫	同	同	取下				職工	二川德一	一九
	同	同	同	同	同	同	同				同	獅子谷與平	二四
	同	懲六月	同	同	同	同	同				倉庫係	石崎九一	二〇
	同	同	同	同	同	同	同				職工	矢野馬之助	三〇
	同	懲四月	同	同	同	同	同				同	高江長太郎	二〇
	同	同一年	同	懲一年五年猶豫	同	同	同				職工	岡五郎	一九
	同	同十月	同	罰五十圓	同	同	同				鍍金職	本山茂貞	三三
	同	同六月	同	懲三月	同	同	死亡				職工	桑田誠三	二六

犯罪事實（豫審）

小田仙太郎の經營に係る大阪府西成郡神津町字小島小田琺瑯製造工場に於ては製品過剰の爲め大正十二年五月十四日臨時休業を爲し職工の賃銀値下解雇等を斷行せんとするや同工場職工全員百餘名は工場當局の態度を非難し豫てより日本勞働總同盟伸銅工組合に加入せる一部職工は早くも勞働爭議を起さむとし同組合第二十二支部を創立し同組合本部の應援を求めたるより同月十九日同組合の理事なる被告重吉は職工等に對し此際爭議を應援すべきを告げ全職工の組合加入方を慫慂し其殆んど全部を加入せしめ翌二十日同組合理事なる被告若保、同清太郎も亦來援爭議團本部を同町字野中一番地白川好太郎方に置き被告次郎同伊之助其他爭議團幹部と共に同字二番地被告次郎方に會合協議の上從來の請負制度を撤廢し日給制度と爲し尙賃金を値上する外解雇手當の制定待遇改善等七箇條に亘る事項を記載したる要求書を作成し一般職工に諮りたる後卽日團員一同と共に同工場に押掛け之を支配人長谷川漣を經て工場主小田仙太郎に提出し其翌二十一日右爭議團本部に大會を開き其席上互に激勵演說を爲し團結して工場主に敵對するの氣を煽り同日午後幹部は右好太郎方裏空家及同町東野中三十六番地被告存方に會合し工場主に於て若し前記要求を容れざる場合は職工等をして示威運動を爲さしめ更に要求し尙應ぜざれば大阪市北區上福島二丁目七百三十二番地なる工場主小田仙太郎本宅に押寄せ暴行を爲さしめ要求の貫徹を圖るべき旨謀議し之が目的遂行の爲め右爭議團の役割卽ち交涉委員傳令係、訪問係、同係長、使係、會計係等を定め且前記伸銅工組合本部其他の應援を得べき手筈を定め其旨日本勞働總同盟大阪聯合會に通知し翌二十二日同會其他よりの應援を得爭議團本部に職工等を集め爭議の際暴行を爲すに非ざれば其目的を達し得べきものに非ざる旨演說し暴行を爲すべき樣激勵し居りたる際同日午後二時頃工場主より要求の大部分を拒絕したる回答ありたるを以て右來援者及爭議團に屬する職工等七八十名を率ゐ先づ前記工場に押寄せ支配人長谷川漣に再考を促したるも是亦拒絕せられたる爲め遂に伸銅工組合支部旗を押立て勞働歌を歌ひ同所を去る約一里なる前記仙太郎方に殺到しわつしよ〳〵と掛聲し乍ら邸內に闖入投石し硝子窓、植木鉢、硝子戶等を損壞し因て騷擾を爲したるものにして其際各被告は左記の犯行を遂げたるものなり

第一、被告重吉、同若保、同清太郎は何れも前記伸銅工組合理事にして所謂勞働運動者被告次郎、同伊之助は共に小

田琺瑯工場の職工にして被告次郎は右伸銅工組合第二十二支部の副支部長被告伊之助は右争議團の訪問係なる處何れも同月二十一日前記白川好太郎方裏空家及び被告存方に於て前示の如く工場主小田仙太郎方に殺到暴行を爲すべきを謀議し且其手筈を定め同月廿二日右工場に於て前記の如く支配人連より再考を拒絶せらるゝや豫定の行動に出でんとし被告重吉、同若保、同清太郎、同次郎は同所に押寄せたる職工等に對し要求容れられず暴行に訴ふるの外途無き旨絶叫し工場主宅に殺到し暴行を爲さむことを煽動し被告伊之助は先頭に立ち伸銅工組合支部旗を押立て何れも職工七八十名を引連れわつしよ〳〵と掛聲し乍ら小田方門前に殺到邸内に侵入し且多衆を侵入せしめ前示暴動を爲さしめたるものにして何れも首魁なり

第二、被告辰郎は日本勞働總同盟大阪合同勞働組合員にして所謂勞働運動者なる處前記爭議を應援する目的を以て右騷擾に加擔し多衆の先頭に立ち小田仙太郎方に殺到し門内に這入れと號令し率先して同家邸内に侵入し投石したる上旗槍にて同家表側窓硝子を破壞し以て多衆を指揮し

第三、被告茂貞は日本勞働總同盟大阪合同勞働組合員被告悦次郎は同大阪機械勞働組合員にして所謂勞働運動者被告存、同堅一、同五郎、同寅松、同德市、同與平、同九一、同光次郎、同吉松、同馬之助、同誠三、同長太郎、同勝三は何れも前記工場の職工なると同時に伸銅工組合第二十二支部員にして被告堅一は右爭議團の訪問係被告五郎、同光次郎は傳令係被告寅松は會計係被告誠三、同勝三は交渉委員なる處何れも右騷擾に加擔し前記小田仙太郎方に殺到邸内に侵入し且多衆に率先して

(一) 被告存はわつしよ〳〵と叫び乍ら投石し

(二) 被告堅一は前同樣叫び乍ら陶器製金魚鉢を破壞し

(三) 被告五郎は前同樣叫び乍ら二回投石し

(四) 被告寅松は前同樣叫び乍ら一回投石し

(五) 被告德市は前同樣叫び乍ら手拳を以て窓硝子を打割り

(六) 被告與平は前同樣叫び乍ら投石し因て街燈を破壞し

(七) 被告九一は前同樣叫び乍ら投石したる上金魚鉢を蹴破り

(八) 被告光次郎は自轉車に乘り先驅して先づ小田方門戸を押開き同門格子作り潜戸に嵌入せる硝子を蹴破り

(九) 被告吉松はわつしよ〳〵と叫び乍ら植木鉢を破壞し

(十) 被告馬之助は速に解決せよと連呼し乍ら植木鉢を蹴破り且三回投石し

(一) 被告誠三は開門せよと叫び乍ら小田方門戸を數回亂打し

(二) 被告長太郎は小田方門の格子作り潜戸に嵌入せる硝子を蹴破り

(三) 被告悦次郎は多衆に對し門内に這入れ〳〵遣れ〳〵と連呼し

(四) 被告茂貞は前同樣わつしよ〳〵遣れ〳〵と連呼し

(五) 被告勝三は被告光次郎と共に眞先に小田方門戸を押開き且遣れ〳〵と連呼し

以て何れも前記騷擾の勢を助けたるものなり

而して窓硝子、硝子戸、鉢等の器物を損壞したる點に付きては告訴なきものなり

（原判決取消理由＝鈴木悦次郎以外の被告に對しては科刑重きに失し又は執行猶豫を與へざるにあり）

神戸	第一審上告審	第二審上告審
罪名	求刑 言渡年月日	科刑 求刑 言渡年月日	科刑 求刑 言渡年月日	求刑 言渡年月日	職業 氏名	犯時年齢
業務妨害	懲四月	三、八、八	懲三月				印刷工 三田村四郎	三六

犯罪事實（判決）

一　被告四郎は兵庫縣尼崎市別所村八百三十番地に於て高龜豐、平林與七の共同經營に係る高平印刷所に印刷職工として雇はれ中大正十二年六月十六日雇主高龜豐は營業不振の爲め剩員整理の必要上被告等の同僚職工三人を孰れも豫告竝に解雇手當なく解雇したるより斯ては殘留職工は何時解雇せらるるや難圖生活上不安なるより職工一同に代はり職工優遇の嘆願書を豐に提出し之が優遇の途を交渉したるも豐に於て申出に應ぜず拒絶したるを以て同月十八日午後一時頃被告四郎は要求の容れられざるより被告等を侮辱したるものとし不滿の餘雇主の營業を妨害する目的を以て職工白川義國を煽動し同人と共に印刷所の文撰室に入り活字を入れたる函臺を力强く搖り動かし活字を床上に散亂せしめ俺達の生命を絶つなら貴樣の生命を絶つてやると營業の妨害を爲す可く豐に放言し活字の整理回復に長日數を要せしめ數日間營業を中止するの止なきに至らしめ威力を用ひて業務の妨害を爲したるものなりとす

秋田	第一審	第二審上告審
罪名	求刑 言渡年月日	科刑 求刑 言渡年月日	科刑 求刑 言渡年月日	求刑 言渡年月日	職業 氏名	犯時年齢
業、同、横、私、變	懲六月	三、二四、罰三十圓	同	懲二月三年猶豫	坑夫 木村秀美	三七
同	同	同	同		同 高橋貞藏	三
同	同	同	同		同 畠澤藤太郎	三七

犯罪事實（判決）

被告秀美、貞藏、藤太郎は藤田鑛業株式會社の經營に係る秋田縣北秋田郡花岡鑛山鑛夫として就業中同鑛山鑛夫の過半數は其待遇問題を提げ同會社に迫り之が目的を貫徹せんが爲め大正十二年七月十八日同盟罷業を企て同月二十七日迄繼續罷業し其間被告秀美、貞藏外數名は該交涉委員に擧げられ被告藤太郎は其會計事務を擔任するに至りしが偶々同月二十一日全日本鑛夫聯合會本部委員高橋長太郎が來會せるを機とし同鑛山鑛夫五百七十二名は同聯合會花岡支部を組織し被告秀美は其支部長、被告貞藏は其幹事長、被告藤太郎は會計係に推擧せられ會社側と折衝を重ねたる末要求の大部分を容られ同月二十八日より復業するに至りたる處

第一、被告秀美、貞藏は他數名と共謀し前記罷業中鑛夫側に好感を有せざるものと思惟する花岡村居住の理髮業上杉傳治、雜貨商加賀重三、同商新井謙吉、同商山木茂佐武郎、雜貨竝に荒物商越前屋秋之助に對し其業務を妨害せん

ことを企て同月二十八日被告秀美方に於て大型洋紙數葉各別に前示五商店を列記し右の者は當山不正の商人なるに付一切出入せざる旨を記載し（證第一號）即日之を同鑛山購買組合事務所前浴場、停車場前等衆目に觸れ易き場所に各一枚宛を貼出し以て其業務を妨害し

第二、被告藤太郎は前記會計事務擔任中大正十二年七月十八日より同年八月五日頃迄の間犯意を繼續し其保管に係る金員中合計金三十五圓八十錢を數回に渉り肩書居村に於て擅に自己の用途に費消し其犯跡の一部を蔽はんが爲同年七月二十七日被告秀美方に於てナンデモや事佐藤清吉よりビール其他の物を買取り交付せられたる受取證中（證第六號）金拾圓參拾錢と記載しある部分の拾の下に三の字を加入し拾參圓參拾錢と變更しビール十二本とある二を六に並酒三升とあるを四に改竄し以て右清吉名義の受取證一通を變造し同日之を全日本鑛夫聯合會花岡支部事務所なる被告秀美方に備付て之を行使したるものなり

東京	罪名	第一審 東京地方 求刑	第一審 東京地方 言渡年月日	第一審 東京地方 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	職業	氏名	犯時年齢
	騷擾	懲一年	一四、一〇、一九	懲八月	懲七月	一五、八、二	懲六月三年猶豫				職工	鈴木膵岡	三一
	同	同八月	同	同六月二年猶豫							同	松田榮	二一
	同	同	同	同							同	奈良末次郎	三四
	同	公訴棄却	同	公訴棄却							同	石澤音松	二一
	同	懲六月	同	懲四月二年猶豫							同	細川敬之介	三一
	同	同	同	同							鳶職	前島虎之助	二六
	同	死亡									職工	鈴木繁次郎	三七
	同	停止									同	岩瀬靜逸	二八
	同	懲八月	一五、五、一〇	懲六月二年猶豫							無職	江島孝	二六
	同	同六月	一四、一〇、一九	懲四月二年猶豫							職工	松木喜助	二〇
	同	同	同	同							同	山崎正治	二八
	同	同	同	同							同	内山新一	三三
	同	同	同	罰三十圓							鳶職	齋藤善右衛門	三七
	同	同	同	同							職工	前田勳	二二
	同	同	同	懲四月二年猶豫							同	中村謹三	三七
	同	同	同	同							同	河野龜吉	二三
	同	同	同	同							同	村田松治	二七
	同	同	同	同							同	永野藤治	一九
	同	同	同	同							同	伊藤昇一	二三
	同	同	同	同							同	金井四郎	三一
	同	同	同	同							同	松田昇吉	三三
	同	懲一年	一五、二、一五	懲八月	懲七月	一五、八、二	懲六月三年猶豫				同	齋藤健一	二四
	同	同	一四、一〇、一九	同二年猶豫							同	今里伊吉	三八
	騷、妨	懲八月	同	懲六月二年猶豫							同	玉本一郎	

騷、妨	懲八月	二四、二〇、一九	懲六月 二年猶豫	職工	松本金太郎	四二

犯罪事實（豫審）

被告人等は東京市京橋區月島及府下蒲田町外數個所に工場を設け諸機械の製造に從事せる東京市麹町區有樂町一丁目三番地所在株式會社新潟鐵工所に雇はれ右蒲田工場に勤務中大正十二年三月五日他の職工等と共に日本勞働總同盟關東鐵工組合蒲田支部を設立し被告瞬岡は其支部長被告伊吉、榮、末次郎、昇吉等外數名は其幹部となりて同工場職工等を糾合し其團結を鞏固にして勞働條件の改善を促し且つ職工等の地位の向上及識見開發を圖らんとしたる所會社に於ては當時財界不況の影響を受け事業縮少の必要に迫られ居たる折柄同人等の行動を以て會社の爲め不利と爲し同月十九日右支部設立の首唱者たる鈴木瞬岡、本田福治、菊田善五郎の三名を解雇したるより同人等は翌二十日同工場食堂に職工全部を召集して解雇者の復職賃銀値上及退職の手當規則の制定等會社に對する要求條件を協定し被告伊吉、末次郎外數名を共代表委員に選任して交渉を開始し爾後支部組合一致怠業して氣勢を添へ尙同組合本部より其幹部たる被告健一來援し共に協力して之が要求貫徹に努めたるも解雇者の復職は遂に會社の容認する所とならず唯僅かに同年六月二十六日より時給一割以上三割內外を增加し近く退職手當規則を制定發表す可き條件にて同年四月十三日雙方協定の結果一同翌十四日より就業し居たる處右六月二十六日の期日に至り時給の一部增加實施と共に會社の發表したる解雇手當規則の內容被告等職工側の要求と違ひ全く當初の期待に反したるより被告瞬岡、伊吉等は更に支部員有志を會して新に被告伊吉、末次郎、敬之介外七名の委員を選定し翌二十七日より職工一同罷業して會社に對し改めて交

涉を開始したるも會社は却て七月一日より三日間の臨時休業を發表し翌二日今里伊吉外七十二名に對し突如解雇の通知を發し四日之を同工場に公示したるより一同倍々憤激して當時府下蒲田町新宿三百六十四番地居住の被告瞬岡方に爭議團本部を設け再び被告健一の應援を仰ぎ連日支部組合員たる同工場職工全部を集會して示威運動を繼續し被告瞬岡、健一、伊吉外四名新に實行委員となりて會社に對し解雇手當の變更及馘首者の復職を迫りたるも會社に於ては其實行委員中に解雇者及第三者の介在せるを理由として面會を拒絕し毫も交涉に應ぜざるより被告瞬岡、健一、伊吉等は爭議の徒らに遷延して職工等の空しく苦鬪せるを憂悶し同年八月十三日夜右爭議團本部に於て協議の結果寧ろ新に實行委員を選び團員擧つて之を會社に送込み多衆の威力を示して委員の交涉に應ぜしめ以て其初志を貫徹せんと圖り翌十四日更に同本部に於て衆議に付し新に澤口喜代司外三名の委員を選出せしめ新舊委員交々起つて一同を鼓舞激勵したる後被告榮をして是より實行委員を送りて會社に押寄す可き旨演說せしめ居合せたる組合員約二百名を引率して爭議團本部を出發し途中駈足進めと號令して氣勢を揚げ相共に蒲田工場事務所玄關口に殺到し屋內に亂入して鼓に騷擾の端を發し一隊は喊聲を揚げつゝ或は工場長室に闖入して衝立、硝子戶、電話機、扇風機、陶器製傘立等を破壞し或は庶務室、應接室、更衣室等に飛入して衝立、硝子戶、電話機、扇風機、陶器製傘立等を破壞し一隊は外部より工場長室、庶務室等の裏手に廻り工場長を遣付けろと怒號して同室內の暴徒に聲援し一隊は事務所玄關先に蝟集し同建物に向ひ投石して窓硝子を破壞する等孰れも暴行脅迫を逞うして騷擾を爲したるが其際

被告瞬岡、健一、伊吉は前示謀議に參與したる外尙

瞬岡、健一は此等暴徒に混じて屋內に侵入したる上一隊の先頭に立ちて工場長室に闖入し本儀工場長の身邊に肉

迫して脅迫を爲し

伊吉は事務所玄關先及同裏手に於て各同所に蝟集せる暴徒に聲援し

被告末次郎、晉松、敬之介、虎之助、繁次郎、靜逸、孝、松治、昇一、四郎、昇吉等は該建物内に飛入したる一隊に加はり

末次郎は本儀工場長室に押入りて事務員間世田實登を毆打し

靜逸、孝は同樣廊下に於て同事務員を毆打し以て孰れも暴行を加へ

晉松は喊聲を揚けつゝ工場長室に侵入して暴徒に氣勢を添へ尚應接室の窓硝子を破壞し

敬之介は同樣喊聲を揚けつゝ事務室内に侵入し何故面會を拒絶するかと怒號して事務員を脅迫し

虎之助は廊下硝子戸の硝子を破壞し

繁次郎は事務室の硝子戸に投石して硝子を破壞したる上應接室に押入り卓上の電話機を投擲して損壞し尚炊事場の鍋を室外に投棄し

松治は廊下硝子戸の硝子數枚を破壞し尚社員更衣室に侵入して衣類を押倒し

昇一は工場長室に侵入し代表者に面會せよと怒號して本儀工場長の身邊に肉迫し衝立を倒して硝子を破壞し尚事務室硝子戸の硝子を破壞し

四郎は事務室に侵入して窓硝子を破壞し

昇吉は社員更衣室に侵入し衝立を押倒して之に取付けある硝子を破壞し

被告喜助、正治、新一、善右衞門、勳、一郎、金太郎、藤治は事務所玄關先に蝟集せる一隊に加はり

喜助は萬歳々々と叫びて暴徒に氣勢を添へ

正治は建物更衣室に向ひ投石して窓硝子を破壞し

新一は建物玄關に向て投石し

善右衞門、勳は建物更衣室に向て投石し

一郎、金太郎は該建物に投石せる職工の一人が大平巡査に逮捕せらるゝを目撃するや之を奪還せんが爲め外數名と共に同巡査を包圍して暴行を加へ遂に同職工を現場より逃走せしめ以て同巡査の職務執行を妨害し

藤治は建物に投石して窓硝子を破壞し

被告謹三は工場長室裏手に殺到せる一隊に加はりて同室窓下に迫りやれ〳〵と叫びて室内の暴徒に聲援し

被告鯉吉は事務所玄關前に蝟集せる一隊に混じ建物應接室に向ひ投石したる後裏手に廻りて同所に押寄せたる一隊に投じ工場長室窓下に迫り遣付けろ〳〵と叫びて室内の暴徒に聲援し

以上孰れも率先助勢したるものなり

福岡	第一審 福岡地方			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齢
罪名	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
公、傷	懲六月	一三、五、二〇	懲六月	懲六月	一三、九、五	懲六月				無職	疋田司	二一
同	同	同	同四月	同四月	同	同四月				農民組合書記	大塚了一	二〇
同	同	同	同	同	同	同				無職	藤井哲夫	二一
同	同	同	同	同	同	同				同	荒谷芳夫	二〇
同	同	同	同	同	同	同				通信員	近藤惣右衛門	三八
同	懲三月	同	懲三月二年猶豫	同						鐵板職工	三好鐵一	二四
同	同	同	同	同						無職	菅原政雄	二一

犯罪事實（豫審）

被告司、了一、哲夫、芳夫、惣右衛門、鐵一、政雄は外五十餘名と共に大正十三年二月一日福岡縣粕屋郡箱崎町字座主の内なる東邦電機工作所職工爭議團本部に集會し會社對職工間の爭議解決の祝宴及罷免職工の送別會を開催したる處其席上に於て演說を爲す者ありたるより同集會の視察取締援助の爲め出張したる福岡警察署勤務警部大塚三代作は右演說を以て安寧秩序を紊すべきものと認め主たる會同者を尋問し其結果に依り解散を命ずべく同本部玄關土間に入り該處分に着手せんとしたるに前記被告等は共同して同警部を室内に引上げ毆打蹴擊し之を制止せんとしたる同警察署勤務巡査中村篠生に對しても同樣暴行を加へ因て同警部の下口唇外數ヶ所に傷害を加へ以て其職務の執行を妨害し

たるものなり。

宇都宮	罪名	第一審 宇都宮地方 求刑	第一審 宇都宮地方 言渡年月日	第一審 宇都宮地方 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	職業	氏名	犯時年齢
	公、治	懲六月	一三、八、五	罰三十圓							無職	石山寅吉	三五
	同	同八月	同	懲八月	懲八月	一四、九、二	懲八月	不詳	一五、一、二五	棄却	同	可兒吉雄	三一
	同	同五月	同	同五月 三年猶豫							同	川出雄二郎	一九
	同	同六月	同	懲五月	懲五月	一四、九、二	懲五月				同	高橋長太郎	二七
	同	同五月	同	同	同	同	同	不詳	一五、一、二五	棄却	農民組合書記	淺沼稻次郎	二七
	同	同	同	同	同	同	懲五月 三年猶豫				無職	磯貝大太郎	四一
	同	懲三月	同	罰二十圓							坑夫	水木惣太郎	三三
	同	同	同	懲三月 三年猶豫							製煉夫	佐藤久吉	三九
	同	同	同	同							支柱夫	林梅雄	三四
	同	同	同	同	懲三月 三年猶豫	一四、九、二	懲三月 三年猶豫				無職	坪内清松	三〇
	同	同	同	同							製煉夫	坪内寅松	二五
	同	同	同	罰二十圓							八百屋業	丹後吉郎兵衛	一九

犯罪事實（豫審）

被告寅吉は全日本鑛夫總聯合會本山支部長被告長太郎は同會通洞支部長被告吉雄は全日本鑛夫總聯合會本部主事被告雄二郎は同會本部會員被告稻次郎は日本農民組合關東同盟書記被告吉郎兵衛は桐生勞働組合幹事其他の被告等は前記足尾聯合會通洞若は本山支部會員にして被告大太郎、久吉、清松、寅松の四名は豫て古河鑛業株式會社足尾鑛業所に雇はれ本山製煉部從業員たりしが大正十三年二月中右製煉部職夫にて組織せる職夫組合の附屬事業たる娛樂會に關する問題に付被告大太郎、清松等主として之が解散を主張し遂に娛樂會員大會に於て解散を決議し鑛業所役員との間に紛爭を釀すに至りたる處同年三月上旬足尾町居住新聞記者渡邊一豐等の仲裁により一ト先づ該問題の無事解決を見るに至りしが曩に娛樂會解散決議の際に於ける勞働賃銀値上を中心とする鑛業所に對する要求條項二十五ヶ條の決議を基礎とし同月中旬頃足尾鑛夫聯合會員幹部たる被告寅吉、大太郎等は前記二十五ヶ條の要求條項に修正を加へて三十一ヶ條となし之を製煉部職夫組合長小林長作の手を經て鑛業所に提出したる處同年四月十日右要求は賃金に關係なき枝葉の事項九ヶ條の認容ありたるのみにて主たる賃金値上に關する條項は全部鑛業所の峻拒する處となりたるより被告寅吉、大太郎等は同月十二日赤倉公會堂に於て製煉部職夫組合大會を開催し職夫組合評議員の總辭職竝に鑛業所に對する要求條項再交渉の爲交渉委員の選任を決議し次で被告大太郎外九名は右交渉委員として選擧せられ之が實行の任に當れり茲に於て被告寅吉、長太郎等の率ゆる足尾鑛夫聯合會員は被告大太郎等製煉部職夫の前示要求貫徹に協力すべく決し之が運動に着手したるところ足尾鑛業所は同月十五日突如被告大太郎外四名に對し解雇を通告したるより被告寅吉、長太郎等は不尠鑛業所の處置に不滿を抱き專ら之が反省を促すと同時に極力馘首者の復職竝に要求條件貫徹の爲運動すべく企圖し同月十七日より足屋町金田座城崎座等に於て屢々演說會を開き目的貫徹の爲には宜しく會員一致團結して勢援を與ふべく止むを得ずんば最後の手段に訴ふべき旨を力說し或は資本家の横暴鑛業所役員の不誠意を

攻撃する等過激の言論を弄し又は各種印刷物を一般町民に配付し以て大に氣勢を揚げ次で同月二十三日城崎座に足尾鑛夫聯合會大會を開催し被告吉雄、稻次郎、吉郎兵衛等之に參加し十四ヶ條の議案を討議し同時に翌二十四日足尾町山神社祭典に際し諸種興行物の催し等あり多數見物人の集合を好機とし馘首者の復職竝に生活安定祈願名義の下に大大的示威運動を試み氣勢を擧げて目的を貫徹すべく決議し同月二十四日該決議に基き足尾聯合會員約三百名は赤倉鐵橋廣場に集合し隊を爲して勞働歌を高唱しつゝ本山山神社より通洞山神社に到り示威運動を爲し左記犯行に及びたるものなり。

第一、被告等は四月二十四日午前十時頃足尾町赤倉鐵橋廣場に集合せる足尾鑛夫聯合會員約三百名と共に聯合會旗及馘首者復職生活安定祈願と墨書せる大旗數旒を先頭となし本山山神社を參拜し同日正午頃通洞足尾鑛業所門前に到るや喊聲を揚げ駈け足となり鑛業所前、通洞山神社前に殺到し萬歳を叫び同所廣場を一周せんとし喧噪を極めたるより取締の爲出張したる足尾警察署警部補武藤榮三郎は之を制止し注意を與へたる處被告長太郎、吉雄、寅吉、大太郎、雄二郎、稻次郎等は即時同所に於て武藤警部補に對し何故に吾等の祈願參拜に干渉するか横暴なりと叫びながら交々手を以て同警部補の胸又は肩を突き又之が鎭撫に努めたる警察官に對し多衆と共に暴行を加へて反抗し遂に混亂狀態を釀成して取締を不能ならしめ以て職務の執行を妨害し

第二、被告長太郎等は前記の如く警察官に對し暴行を加へ多衆の混亂狀態を釀せるより足尾警察署長警部星野勘太郎は被告等祈願團體の解散を命じたるに拘らず被告寅吉、長太郎、吉雄、雄二郎、稻次郎、大太郎、清松、惣太郎、久吉、梅雄、寅松、吉郎兵衛等は仍は退散せず多衆と共に警察官の横暴を叫び益々喧噪を極め遂に革命歌を高唱しつゝ隊伍を組みて同所より約八、九町を距る成田山境内に到り一同飲酒して氣勢を揚げたる末先づ被告寅吉は多衆に對し屋外演說を試み次で横石信一の屋外演說に對し多衆運動取締の爲め出張せる前記武藤警部補が其中止を命ずるや被告吉雄を最先とし續いて被告寅吉、長太郎、大太郎、清松、雄二郎、久吉、惣太郎、梅雄、稻次郎、吉郎兵衛等は武藤警部補に對し中止とは何故なるや能くも壓迫するなと怒號しつゝ肉薄し手を以て同警部補の胸及肩を突き多衆と共に同警部補を成田山境内西方假小屋と板塀間に押込め被告寅松は同所に於て尖端に槍を付けたる旗竿を武藤警部補に差向け危害を加ふるの狀勢を示して脅迫し以て多衆の混亂狀態を惹起し取締の爲出張せる氏家警部補をして正帽及佩劍を失はしむるに至らしめ遂に武藤、氏家兩警部補其他警察官の取締を不能ならしめ職務の執行を妨害したるものなり

被告吉雄は大正十年五月中東京控訴院に於て騷擾罪により懲役六月に處せられ當時刑の執行を終りたり

（石山寅吉、水本惣太郎、丹後吉郎兵衛に對しては公務執行妨害の點無罪と認定）

大阪	罪名	第一審 大阪地方 求刑	言渡年月日	科刑	第二審 求刑	言渡年月日	科刑	上告審 求刑	言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
	騷、毀	懲一年…懲三年	一三、六、二八	懲六月…懲三年	懲六月…懲三年	一四、一、二七	懲六月三年猶豫				印刷職工	酒井志摩男	一七
	騷	懲一年	同	懲六月	懲六月						同	林弘好	二三
	同	同	同	同	同	一四、一、二七	懲三月				衝器工	谷口慶次郎	二六
	同	懲六月	同	懲三月	懲三月	同	同				鐵工	大澤末吉	二三

騷擾	懲六月	一三、六、二八	懲三月	懲三月	一四、一、二七	懲三月	衡器工	坂田富三郎	三六
毀、	懲一年…同		懲六月…懲六月…同			同六月	職工	松本彌太郎	一八
騷	懲八月 同		懲二年…懲二年	懲三月 同		三年猶豫	衡器工	野口要	二二
同	同六月 同		罰五十圓	懲三月 罰五十圓		同三月	鑄物工	和田一二	二九

犯罪事實（豫審）

被告人弘好同志摩男は小松鷹雄等と共に大阪印刷勞働組合の幹部なる處大正十三年四月四日大阪市北區曾根崎上一丁目河井金次郎經營に係る河井印刷所職工山田隆三等が右工場主に對し賃金値上解雇手當及退職手當の制定竝に貯金撤廢皆勤賞與增給等の要求を提出し爭議を起すに及び同職工等が前記組合の組合員たる關係上其爭議を應援するに至りたるが四月五日工場主に於て該要求の一部を容れたる爲右爭議は解決し四月六日より職工一同就業するに至れり然るに同日右工場の職工小松鷹雄外一名が右爭議の主謀者として解雇せらるゝや前記組合幹部等は右解雇手當起算日に付疑義ありとの口實の下に再び罷業して爭議を起すに至りたるを以て工場主は大阪印刷同業組合主事佐迫達人に其交涉方を委任し同人に於て再三職工代表及組合幹部等と折衝の末職工等の要求たる解雇手當起算日は其雇入日よりせずして右規約制定日たる四月六日と定め其以外は工場主に於て各其雇入の年月に應じ相當と認むる金額を夫々交付すべき旨回答せる爲め同工場職工等は右回答に滿足し就業せんとしたるが前記組合の幹部等は斯くては大阪印刷勞働組合の面目に關するのみならず延ひては一般勞働階級の爭議に惡例を貽すものなりとし飽くまで右要求を貫徹せざるべからずと爲し其爭議團本部を大阪市北區北野東の町高橋甚吉方に置き右爭議委員と會合の上其方策を講じ同月十日當時恰も爭議中なりし北區北同心町二丁目中村電機製作所の職工等の應援を得て河井工場主宅に押寄せ氣勢を示したるも工場主側に於て該要求を容れざりし爲め更に右爭議の目的を遂行する爲め大阪合同勞働組合大阪計量器工支部長被告慶次郎同支部執行委員長桑原健次等の應援を得て同月十四日夜北區天神橋筋六丁目大阪市民館に於ける西部交通勞働同盟組合の主催に係る演說會に多數の職工の集合せるに乘じ、之を煽動して河井工場主宅に押寄せ暴行を爲すべく謀議し依りて同夜十時過頃右市民館の演說會の終了を待ちて右爭議應援團に屬する職工其他の來援者等五六十名を率ゐ應援旗を持ち勞働歌を唱ひ市民館前より電車線路に沿ひ南森町伊勢町を經て同夜十一時頃右工場主河井金次郎方にワッショワッショと掛聲しながら駈けつゝ殺倒し同工場及自宅の窓硝子に投石し之を破壞し因て騷擾を爲したるものにして各被告は左記の犯行を遂けたるものなり

第一、被告弘好同志摩男は孰れも日本勞働總同盟大阪聯合會大阪印刷勞働組合の幹部にして所謂勞働運動者被告慶次郎は井內衡器製作所の職工にして大阪合同勞働組合大阪計量器工支部長なる處同月十四日被告志摩男は大阪合同勞働組合幹部小松鷹雄等と共に前記河井爭議團本部なる高橋甚吉方に於て又同日被告弘好は前記鷹雄と共に中村電機製作所を訪問の歸途に於て又同日被告志摩男同弘好は河井工場前にて見張中同所に於て夫れ〴〵前示の如く同夜多衆と共に工場主河井金次郎方に殺到し暴行を爲すべき旨謀議し尙同日被告慶次郎は大阪計量器工支部執行委員長桑原健次の電話により其旨を了知し卽時に同被告が支部長たる大阪計量器工支部に屬する組合員なる井內衡器製作所の職工被告末吉同富三郎同彌太郎等及同組合員たる佐川衡器製作所の職工被告要同一二等に對し夫れ〴〵同夜河井

爭議の應援を爲すべき旨を告げ以て同被告等を市民館に伴ひ依りて前示の如く同夜十一時頃河井工場主宅に押寄せたるものにて且被告慶次郎は先頭の列外に立ち應援旗を翳して群集を引連れワッショワッショと掛聲しながら進み被告弘好は最初先頭にありたるも河井工場前に到り後方より多數を押進ませ被告志摩男は先頭に立ち投石して同工場事務所の窓硝子を破壞し因て前示暴動を爲さしめたるものにして何れも首魁なり

第二、被告末吉同富三郎同彌太郎等は孰れも井内衡器製作所の職工にして又被告要同一二等は孰れも佐川衡器製作所の職工にして共に大阪合同勞働組合大阪計量器工支部員なる處孰れも前記爭議を應援する目的を以て右騷擾に加擔し前記河井金次郎方に殺到し且多衆に率先して

(一) 被告一二は應援旗を持ちて先頭に立ちてワッショワッショと叫び
(二) 被告要は前同樣ワッショワッショと叫びながら投石し
(三) 被告末吉は多衆に對し遣れ〳〵と連呼し
(四) 被告富三郎は河井方表戸を搖振り
(五) 被告彌太郎は先頭に立ちて此處が河井だ河井だと叫びながら投石して同工場の窓硝子を破壞し以て孰れも前記騷擾の勢を助けたるものなり

神戸

罪名	第一審（神戸地方）求刑	第一審 言渡年月日	第一審 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	職業	氏名	犯時年齢
騷擾	懲八月	一四、六、三	懲七月三年猶豫							職工	小林周二	二三
同	同	同	同							同	島中正太	二二
同	同	同	同							同	垣内爲次	一九
同	同	同	同							同	藤川眞一	二三
同	同	同	同							同	蓬來二郎	二一
同	同	同	同							同	外木留次	二六
同	同	同	同							同	横山和一郎	二三
同	同	同	同							同	杉田宇吉	二四
同	同	同	同							同	志方忠次	二〇
同	同	同	同							同	山根法雄	二〇
同	同	同	同							同	藤原高一	二〇
同	同	同	懲八月三年猶豫							同	宇仁菅俊次	二三
同	同	同	懲七月三年猶豫							同	杉本達次	二一
同	同	同	同							同	濱本正次	一九
同	同	同	懲八月三年猶豫							同	松尾義二	二〇
同	同	同	懲七月三年猶豫							同	朝原乙明	二〇
同	同	同	懲八月三年猶豫							同	濱中順次	二五

日本毛織株式會社印南工場竝に同會社加古川工場の職工は大正十三年三月下旬頃より職工組合の組織を企劃し會社は其成立を妨けんとし有力なる發起人若原芳敏外四名を解雇したるも職工等は益々其結束を鞏固にし遂に四月十二日職工組合誠和會を組織するに至りたるが同月二十三日會社は突如右組合長山口才次外十六名を解雇したるを以て同會社職工の全部は解雇職工に同情すると共に會社の處置を憤慨し會社の反省を求むる爲め翌四月二十四日及二十五日の兩日に亘り怠業を爲すに至りたるより會社は之が對抗策として其翌二十六日には職工の入場前兩工場の各門戸を閉鎖し臨時休業を爲す旨表明するに至りたり玆に於て先づ印南工場に屬する職工約三百名は同工場附近野球運動場に集合し一團となり同日午前七時頃同工場裏門附近に殺到し閉鎖せる門戸を破つて場内に侵入し會社事務員の諭示を受けて一旦同所を引上けたるも更に同工場寄宿舍内の女工を誘出して行動を共にせしめんと欲し右寄宿舍の背面に迂回し多衆の勢を恃み板塀を破つて寄宿舍内に侵入し硝子障子時計等の器物を損壞して喧噪を極め女工を寄宿舍外に脫出せしめ更に加古川對岸の加古川工場内の通路に至り同工場の怠業職工と合して約二千名の大集團となり同工場女工寄宿舍附近に押寄せ板塀約三十間を破壞し數十名は寄宿舍内に亂入して硝子戸其他の器物を損壞し騷擾を極めたるが本件各被告は孰れも右騷擾の集團に加はり多衆に率先し

一、被告周二は右加古川工場寄宿舍西側板塀を破壞し寄宿舍内に侵入し窓硝子二枚を破壞し且女工等に對し速に外出せよと連呼し

二、被告正太は同寄宿舍内に侵入し女工に外出を勸誘し尙取締の爲め出張中の警察官に對し牛糞を投付け

三、被告爲次は同寄宿舍西側板壁を損壞し舍内に侵入し女工に外出を迫り

四、被告良一は同板塀を破壞して舍内に侵入し

五、被告二郎は同寄宿舍入口の板塀を損壞し同舍内に侵入し硝子戸を破壞し

六、被告留次は同舍内に侵入し

七、被告和一郎は同會社印南工場寄宿舍裏手板塀を損壞し

八、被告宇吉は同寄宿舍裏手板塀を破壞し

九、被告忠次は同寄宿舍裏手板塀を損壞し

一〇、被告法雄は前記加古川工場寄宿舍の板塀を破壞し寄宿舍内に侵入し

一一、被告高一は同寄宿舍内に侵入し他の侵入犯人晶中正太を取押へ居たる巡査豐岡誠一に對し多衆を恃み其引渡を強要し

一二、被告達次は右寄宿舍に侵入し

一三、被告俊次は前記印南工場寄宿舍裏手板塀を破壞し

一四、被告正次は加古川工場寄宿舍に侵入し橫山和一郎山根法雄と共に同舍内廊下を驅廻り硝子戸を押倒し窓硝子を破壞し

一五、被告義二は印南工場寄宿舍裏手三階倉庫附近の板塀を損壞し同舍内に侵入し

一六、被告乙明は印南工場寄宿舍炊事場の門より侵入し警戒中の社員に對し女工を出せと要求し暴行を加ふるが如き氣勢を示し

一七、被告順次は加古川工場寄宿舍の板塀を損壞し以て騷擾を助勢したるものなり

神戸	第一審 神戸地方			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齡
罪名	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
騷擾	懲二年	一四、四、三	懲一年六月	懲一年六月	一四、一三、二	懲一年六月	不詳	一五、三、三	棄却	無職	大森九十九	三七
同	懲一年六月	同	同	同	同	同	同	同	同	職工	山崎末次	二八
同	懲二年	同	同	同	同	同	同	同	同	同	松澤貞次	二六
同	懲一年六月	同	懲一年	懲一年	同	懲一年	同	同	同	同	小林正次	三四

犯罪事實（公訴）

被告等は何れも日本毛織株式會社職工にして且被告九十九は同會社職工を以て組織せる職工組合誠和會副會長末次、貞治は同會幹事正次は同會加古川工場仕上場職工代表委員なる處會社は誠和會の成立を喜ばず大正十三年四月二十三日突如被告九十九外十六名の職工を解雇したるより被告等は此會社の處置に對し對抗策を協議し會社をして（一）解雇職工の復職（二）會社をして爾後妄りに職工を解雇せざることを約せしむること（三）職工組合誠和會の成立を認むること等の條件を認めしめんとし同月二十六日被告末次外二名を交渉委員とし同會社加古川工場に於て會社の重役と會見することゝなりたるが被告等は他會員と共に右會見に際し其主張の貫徹を容易ならしむる爲め組合員たる男女職工全部の大集團を組織し氣勢を擧げ聲援することゝなりたるも會社が工場附屬寄宿舍外部の門戸を閉鎖し女工を外出せしめざる如き狀況ありたるを以て被告等は同月二十五日晩加古川町誠和會本部に於て開催せる職工代表委員會の席上に於て若し會社が門戸を閉鎖し女工を外出せしめざるに於ては多衆の勢を恃み寄宿舍周圍の板塀門戸等を破壞し女工を誘出し之と行動を共にし飽迄其要求を貫かんことを謀り他の委員等をして之に同意せしめ以て騷擾の謀議を遂げ委員をして之を會員に傳達せしめ尙被告貞治は翌二十六日午前九時頃印南工場附近の運動場に蒐集せる職工數千名が愈寄宿舍の板塀門戸を破壞して女工を外出せしむべき情勢あるを看取し其勢を利用して更に加古川工場寄宿舍より女工を外出せしめんと欲し今より加古川工場に向ひ應援を爲すべき旨の演說を爲し群集を同工場に向はしめ以て四月二十六日に於ける同會社印南加古川兩工場寄宿舍竝に其附近に於ける騷擾を惹起せしめたるものなり

名古屋	第一審 名古屋地方			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齡
罪名	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
騷擾	懲二年	一三、一三、一五	懲一年	懲一年	一四、九、三〇	懲一年四年猶豫				組合理事	荒谷宗二	三八
同	同一年	同	同八月	同八月	同	懲八月四年猶豫				職工	西浦宇吉	四三
同	同八月	同	同六月	同六月	同	懲六月四年猶豫				同	山下幾太郎	二六
同	同	同	同六月三年猶豫							同	川原松藏	二九
同	同	同	懲六月	懲六月	同	懲六月四年猶豫				同	鹿田榮助	二五
同	同	同	同六月三年猶豫							同	杉本元吉	二三

罪名	第一審 名古屋地方 求刑 言渡年月日	科刑	第二審 上告審 求刑 言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
騒擾	懲八月 二、三、一五	懲六月 三年猶豫	懲六月 四、九、三〇	懲六月 四年猶豫	職工	西村七平	二三
同	同 同	同六月 同六月 三年猶豫	同	同 四年猶豫	同	西林榮次	二八
同	同 同	同	同	同	同	長谷川重藏	二〇
同	同 同	同	同	同	同	河村當士郎	二四
同	同 同	懲六月	懲六月	懲六月 四年猶豫	陶器畫工	武馬文左衞門	三三
同	同 同	同	同	同	蹄鐵工	小島勇	三三
同	懲四月 同	懲六月 三年猶豫			職工	神戸美工	二六
同	同八月 同	懲七月 懲六月 三年猶豫	懲七月	懲七月 四年猶豫	同	宝田龍藏	二六
同	同 同	同	一四、九、三〇	同	同	平岩一	三七
同	同 同	同			鍛冶工	神子元吉	二八
同	同 同	同			職工	土川繁治郎	二八
同	同 同	同			同	松島作市	三三
同	懲六月 同四月	同			裁剪工	遠藤幸太郎	二八
同	同 同	同			職工	矢代熊太郎	四一
同	同 同	同			同	伊藤彌八	三三
同	同 同	同			同	伊藤米太郎	四四
同	同 同				鍛冶工	加藤英一	三五
同	同 同				職工	小川謙造	四七

犯罪事實（豫審）

名古屋市南區八熊町名古屋紡績株式會社は同所工場に於て男工百數十名女工約六百數十名を雇使せるものなる處豫て同會社の職工待遇に付不滿の念を抱き居たる一部の職工は相前後して中部勞働組合聯合會に加入し大正十三年四月上旬頃同會名紡支部を設け團體力に依り待遇改善を圖らんと欲し同會理事長荒谷宗二をして會社に交涉せしめ一面多數の職工に對し右聯合會への加入方を勸誘したりしが會社側に於ては之を喜ばず其加入を阻止せんとし既に加入せる者に對しても其脫退を慫慂するが如き態度に出でたるより職工長谷川重藏、河村當士郎の兩名は同月二十二日同會付精紡部長筒井九郎に對し同人に於て女工等を壓迫したる事實ありとて嚴しく其不當を詰責したりしに同會社は卽日右兩名を解雇したり玆に於て荒谷宗二は同日夜、名紡支部會員數名と協議の上前記會社に到り工手係戶田鐵太郎に對し右解雇の不當を詰り之が復職を求めたるも應ぜざるを以て翌二十三日更に同會社へ赴き取締役下出義雄、松原益二郎等と會見して交涉に及び其結果右兩名の解雇は之を同人等の希望に因るものとして取扱ひ尙ほ右會社より之に關し金二百圓を支出し其處分を荒谷宗二に一任することゝなりしが兩後同會社內に於て前記聯合會加入の勸誘を爲す能はざるに至りたるのみならず其後名紡支部會員たる職工山下幾太郎等が同會社より作業の轉換を命ぜられたる事實ありしかば荒谷宗二、山下幾太郎外數名は假令普通手段を以て前記會社に對し待遇改善方を要求するも到底其目的を達するの

望なきにより寧ろ非常手段に訴へ其目的を貫徹するに如かずと思惟し荒谷宗二の發議に因り同月二十四日頃同志相謀り山下幾太郎等が未だ前記會社より解雇せられず自由に會社内へ出入し得べきを奇貨とし同月二十九日午前五時を期し暴力を以て女工等を同會社西門より引出し名紡支部會員以外の援助をも得て中部勞働組合聯合會本部なる同市東區西二葉町清瀧寺に連れ行き罷業せしめ然る後同會社に強要する所あらんと企てしも會社側に於て右陰謀を覺知し四月二十八日共主謀者として名紡支部會員たる職工山下幾太郎、川原松藏、鹿田榮助、杉本元吉、西村七平、西林榮次等を解雇したりしを以て前示計畫の實行は之を中止するに至りしが同日夜同區東新道町三丁目なる荒谷宗二方に於て同人竝に被解雇職工等十名許會合し荒谷宗二は首謀者として同月三十日午前十一時三十分より同日午後零時三十分迄の休憩時間に多衆會社へ押寄せ社員等を脅迫し荒谷宗二は重役に會見を求め待遇改善竝に職工解雇に關し交渉を開始すると共に群衆は暴行を以て會社内に侵入し暴行脅迫を以て女工等を門外に引出し罷業せしめて自己等の要求を貫徹せんことを謀議決定し翌二十九日清瀧寺に於て荒谷宗二、山下幾太郎外數名は會社に要求すべき退職手當其他の事項を協定し且前示計畫の實行方法等に付熟議を遂げ荒谷宗二は同日夜官業勞働者千數百名を會員とせる名古屋向上會本部なる同市南區熱田東町字澤上なる矢代熊太郎方に赴き同會長西浦宇吉と會見し右計畫を告げて謀議し西浦宇吉は同會員二三十名を派遣して被解雇職工と協力し前記手段を以て目的を遂行せんことを協定し次で荒谷宗二は同夜同區八熊町なる其當時の杉本元吉方に到り同家に集合せし山下幾太郎其他の者に西浦宇吉との會見顚末等を告げたり翌三十日荒谷宗二及名古屋向上會員二十餘名は前記矢代熊太郎方に被解雇職工等は前記杉本元吉方に集合したる後共に名古屋紡績株式會社に向ひ途中之に參加せる者もありて午前十一時三十分頃に數十名の群衆は同會社に押寄せ爰に騷擾の端を開き荒谷宗二は豫定の如く同會社事務室内の應接所に於て常務取締役松原益二郎と會見して交渉を開始し同時に群衆中の一部は同會社西門に迫り女工を引出さんとせしも會社側に於て豫め暴擧を探知し此事あらんことを慮り東中門の外西門をも閉鎖警戒し居たる爲め或者は西門より半町許南の板塀を踰越して構内に侵入せしも他は已むなく表正門に引返し群衆中の二十餘名は事務室内に闖入し同室を通り抜けて工場へ赴かんと企てたるより社員人夫等は極力之を防止せしに群衆は十數分間に亘り毆打爭鬪し一面表中門外の群衆は喊聲を發して聲援し或は門衞に對し開門を迫り或は表中門を打破れ〳〵と云ひ其門扉を押し暴力を以て之を開かんとするもの等あり内外相呼應して喧騷を極めしが午前十一時五十分頃に至り荒谷宗二の指揮に因り群衆中の鹿田榮助が應接所西窓を越え表中門内に侵入し其門扉を開き群衆に對し這入れ〳〵と呼號するや三十餘名の群衆は鬨聲を揚げて同門内に侵入し第一第二各工場竝に寄宿舍食堂内等に亂入し或は其附近等に到り先に板塀を踰越して構内に入りし者竝に其當時未だ解雇せられず工場内に在りし名紡支部會員櫻井秀松等と共に女工等に對し早く表門外に出よ若し應ぜざれば殺害せらるゝやも知れざる旨又は毆打する旨怒號脅迫し或は暴力を以て女工を引出し若くは群衆の行動を妨げんとする社員等を表中門外に引出して亂打する等の暴行を加へたる爲め女工等は驚愕の餘り悲鳴を揚げ相次いで門外に出づるや群衆等は萬歳を連呼し百餘名の女工を引連れて同會社より數町隔れる同町善光寺堂に引揚げ以て公共の靜謐を害したるものなり

第一、被告宗二は主動者として前記自宅竝に清瀧寺に於て被解雇職工等と會合し騷擾を謀議決定し尚ほ實行方法等を指示し更に前記矢代熊太郎方に於て名古屋向上會長被告宇吉と同樣謀議し直ちに杉本元吉方に立越し宇吉との會見

顚末等被解雇職工等に告知し置き騷擾當日群衆數十名を引率して名古屋紡績株式會社に押寄せ同社事務室内應接所に於て常務取締役松原益二郎と强談し事務室其他に於て群衆を指揮し且事務室内に於て工場へ闖入せんとする群衆を制止し居たる同社工手係戸田鐵太郎を捉へ此奴を外へ引摺り出して殴つて仕舞へと述べて他を煽動し又第一第二工場附近に侵入し女工等に對し早く外へ出ろ〳〵と連呼し

第二、被告宇吉は前記矢代熊太郎方に於て被告宗二と騷擾に關する謀議を爲し主動者として其遂行方協定し騷擾當日名古屋向上會の屬する勞働者二十餘名を派遣し被解雇職工と合し被告宗二と共に之を引率して名古屋紡績株式會社に押寄せ同社表正門附近其他に於て群衆を指揮し尚ほ自ら事務室内竝に表中門内に侵入し同門内に於て女工等に對し早く出よ〳〵と連呼し

第三、被告幾太郎、松藏、榮助、杉本元吉、七平、榮次、重藏、當士郎等は孰れも名古屋紡績株式會社の被解雇職工にして騷擾に關し被告幾太郎、榮助、榮次、重藏は前示荒谷宗二方及清瀧寺に於ける謀議に被告松藏、當士郎、元吉、七平等は荒谷宗二方に於ける謀議に各參與し騷擾當日名古屋向上會員等と共に同會社に押寄せ群衆に率先し

一、被告幾太郎は先づ事務室内に押入り同室内應接所西窓を越えて表中門内に侵入し工場に赴かんとして同社工手係戸田鐵太郎に妨げらるゝや他の者と共に暴力を用ひ鉞太郎を表中門外に引出して殴打し更に寄宿舍食堂内に押入り女工等に對し出よ〳〵出ぬと殺されるぞと叫びて之を脅迫し又第一、第二工場附近に於て女工等に對し早く表門へ出よ〳〵と連呼し女工等を表正門外に引出したる際萬歳を唱へ

二、被告松藏は女工等を引出の爲め先づ西門に迫り次で表正門より事務室内に侵入し同社人夫江畑繁松が群衆を防止せる際此男をうんと殴り哭れと叫び他を使嗾し更に寄宿舍食堂竝に第一、第二工場内に押入り女工等に對し外へ出よ〳〵と連呼し或は之に暴行を加へ又女工等を表正門外へ引出したる際萬歳を唱へ

三、被告榮助は事務室内に押入り群衆の氣勢を添へ次で同室内應接所西窓を越へて表中門内に侵入し其門扉を開き群衆に對し這入れ〳〵と呼び之を指揮し更に第一、第二各工場内に闖入し女工等に出よ〳〵と連呼し或は暴力を以て女工を引出し

四、被告杉本元吉は先づ西門に迫り次で表正門より事務室内に侵入し群衆を防止し居たる社員等を押退けて同室を通り抜け第一、第二各工場竝に寄宿舍食堂内に押入り女工等に對し外へ出よ〳〵出ぬと叩かれるぞと叫びて之を脅迫し

五、被告七平は先づ西門に迫り次で表正門より事務室内に侵入し群衆の氣勢を添ふる行動に出で更に第一、第二各工場内に押入り女工等に對し出ろ〳〵早く外へ出ぬと殺されるぞと叫びて之を脅迫し女工等を表門外へ引出したる際萬歳を連呼し

六、被告榮次は板塀を踰越して會社構内に侵入し第二工場に押入り女工に對し早く出よ〳〵と叫び暴力を以て女工を引出し或は愚圖々々云ふと張り倒ほすぞと怒號し次で通勤食堂内に侵入し社員の制止をも肯んぜず喫食したる後食器を持出して踊り廻り群衆の氣勢を增し更に第一工場内に侵入し女工等に對し外へ出よ〳〵と連呼し

七、被告重藏は先づ西門に迫り次で表正門より事務室内に侵入し群衆に對し工手係戸田鐵太郎を引摺り出して殴ぐれと云ひ煽動し又表中門前に於て門衞に對し早く表中門を開けよと迫り同門内に侵入し他の

者と共に右戸田鐵太郎を同門外に引出して殴打し更に第二工場内に侵入し女工等に對し外へ出ろ〳〵出ぬと殴るぞと叫び之を脅迫し或は暴行を加へ尚ほ女工等を表正門外に引出したる際萬歳を連呼し

八、被告當士郎は先づ西門に迫り次で表正門より事務室内に侵入し群衆に對し工手係戸田鐵太郎を引摺り出して殴ぐれと云ひ煽動し更に第一、第二各工場及寄宿舎食堂内に押入り女工等に對し外へ出よ〳〵早く出なければ殺されるぞと叫びて之を脅迫し或は暴行を加へ女工等を表正門外に引出したる際萬歳を連呼し

以て夫々騒擾の勢を助け

第四、被告文左衛門は中部勞働組合聯合會に加入せる中部陶畫工組合員にして前記荒谷宗二方清瀧寺に於ける騒擾の謀議に參與し騒擾當日名古屋向上會員と共に名古屋紡績株式會社に押寄せ群衆に率先し表中門外に於て被解雇職工等に對し這入る權利ある故這入れ〳〵と叫びて聲援し又事務室内に侵入し同社庶務係伊藤政義が群衆を制止せるに當り肘にて同人の横腹を突き暴行を加へ次で第二工場内に押入り同工場内及其附近に於て女工等に對し早く出よ出よと連呼し以て騒擾の勢を助け

第五、被告勇は勞働組合彗星自由同盟の主催者にして前記清瀧寺に於ける騒擾の謀議に參與し騒擾當日名古屋紡績株式會社内に於て群衆に率先して事務室内に侵入し被雇職工等に對し這入る權利ある故這入れと述べて之を激勵し又群衆を防止し居たる同社職工募集監督樋口亨二の胸部を兩手にて突き暴行を加へ次で第二工場内に押入り女工等に對し早く出よ〳〵と連呼し以て騒擾の勢を助け

第六、被告龍藏、一、神子元吉、美三、繁治郎、作市、幸太郎、熊太郎、彌八、米太郎、英一、謙造等は孰れも名古屋向上會員にして騒擾當日名古屋紡績株式會社に押寄せ群衆に率先し

一、被告龍藏は事務室前に於て被解雇職工等に對し這入る權利ある故侵入せよと指揮し次で事務室内に侵入し群衆を防止し居たる同社仲仕野澤與次郎、人夫江畑繁松等を殴打し又表中門内に侵入し群衆に對し早く女工を連れ出せと指揮し同社職工募集監督樋口亨二が女工等の出て行くを防止せんとするや同人の胸部を押して暴行を加へ尚ほ第一、第二工場附近に於て女工等に對し早く出よ〳〵うろ〳〵して居ると殺されて仕舞ふぞと叫び之を脅迫し或は暴力を以て女工等を表正門外へ引出し

二、被告一は事務室内に侵入し群衆を防止し居たる人夫江畑繁松を引張りて暴行を加へ更に表中門内に侵入し同所附近に於て群衆を防止し居たる工手係戸田鐵太郎を殴打し次で通勤食堂附近等に於て女工等に對し早く出よ〳〵と連呼し

三、被告神子元吉は事務室内に侵入し群衆を制止し居たる社員等に對し握り拳を突き付け危害を加ふべき氣勢を示し早く組合員を出せ〳〵と叫び次で第二工場内に押入り同様連呼し

四、被告美三は事務室内に侵入し群衆を防止し居たる人夫江畑繁松を殴打し次で表中門内に侵入し女工等に對し出よ〳〵と連呼し

五、被告繁治郎は事務室内に侵入し被告作市と共に同所に於て群衆を防止し居たる人夫江畑繁松を暴力を以て室外に引出し次で表中門内に侵入し他の者と協力して同社工手係戸田鐵太郎を暴力を以て表中門外に引出し

六、被告作市は事務室内に侵入し被告繁治郎と共に人夫江畑繁松を暴力を以て室外へ引出し更に同室内應接所に於

て群衆に對し大聲にて被解雇職工は工場に這入る權利ある故速に工場へ押寄せ女工等を引き出せと演べて他を激勵鼓舞し又表中門内に侵入し群衆を防止し居たる工手係戸田鐵太郎を被告謙造等と協力して表中門外に引出し尚ほ第一、第二工場附近に於て女工等に對し早く出よ〳〵と連呼し

七、被告幸太郎は表中門前に於て被解雇職工だから開門せよと怒號聲援し次で事務室内に侵入し更に工場内に同工場及通勤食堂附近等に於て女工等に對し早く出よ〳〵と連呼し

八、被告熊太郎は事務室内に侵入し群衆を防止し居たる人夫江畑繁松が被告龍藏等に引張られ居れる際繁松を背後より押して暴行を加へ次で表中門内に侵入し第二工場附近等に於て女工等に對し早く出よ〳〵と連呼し

九、被告彌八は表中門内に侵入し群衆を制止し居たる同社職工募集監督樋口亨二を暴力を以て押退け且其附近に於て女工等に對し出よ〳〵と連呼し

十、被告米太郎は表中門内に侵入し群衆を防止し居たる工手係戸田鐵太郎の腕を捉へ暴力を用ひ他の者と協力して同人を表中門外に引出し次で第一、第二各工場内に押入り女工等に對し早く出よ〳〵と連呼し

十一、被告英一は表中門内に侵入し次で工手係室内に押入り更に第一、第二工場附近に到り女工等に對し早く出よと連呼し

十二、被告謙造は事務室に侵入し被告繁治郎等と共に人夫江畑繁松を暴力を以て室外に引出し次で表中門内に侵入し被告作市等と共に暴力を以て工手係戸田鐵太郎を表中門外に引出し

以て夫々騷擾の勢を助けたるものなり

廣島

罪名	第一審 尾道支部 求刑	言渡年月日	科刑	第二審 求刑	言渡年月日	科刑	上告審 求刑	言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
治、脅	懲一年	二、一〇、一五	懲四月	懲八月	二、七、八	懲四月	不詳	二、一〇、二九	棄却	不詳	金正来吉	三三
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	杉原喜代美	四	
同	同	同	懲三月	懲六月	同	懲三月	同	同	同	杉原静馬	三二	
同	懲六月	同	懲二月	懲四月	同	同二月	同	同	同	小林只一	二六	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	藤原信高	二八	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	遠藤一志	三〇	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	山本繁善	三五	
同	懲八月	同	懲三月	懲六月	同	同	不詳	二四、一〇、二九	棄却	安藤釣二	二二	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	杉田長太郎	二九	
同	懲三月	同	同	同	同	懲三月	同	同	同	宮本新七	三七	
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	近藤武一	四三	
同	懲三月	同	懲一月	懲四月	同	懲二月	同	同	同	田中長作	三六	

犯罪事實（公訴）

被告米吉は日本勞働總同盟理事、被告喜代美は日本勞働總同盟因島勞働組合長、被告靜馬は同組合宣傳部員にして大

正十三年五月二十一日頃廣島縣御調郡土生町所在株式會社大阪鐵工所因島工場電氣部職工等が同會社に對し賃錢値上の要求を爲し尋で同工場竝に同郡三庄町所在備後工場の職工全部之れに共鳴して同上の値上竝に其他二三の事項の要求を爲したる處會社の拒絶する所と爲りたるのみならず、同月二十三日臨時休業を命ぜられたるより被告只一、信高、一志、繁善、鈎二、長太郎、新七、武一等と相謀り同盟罷業の方法に依り前記の目的を貫徹せしめんと欲し勞働爭議團を組織し本部を土生町因島勞働組合事務所に置き支部九ヶ所を同町に一ヶ所を三庄町に各之れを設けて本部之を統轄し被告米吉は顧問と爲り被告喜代美、靜馬と共に最高幹部被告只一、信高、一志、繁善、鈎二、長太郎、新七、武一は評議員として、各其任に該り各支部に支部長等を置き評議員、支部長竝に大阪方面より來島せる應援者等は日々本支部の間を往來して其連絡を掌り會社に對抗すべく持久の策を講じつゝありしが、偶々兩者の間を調停せんと試むるものあり會社亦六月三日に至り翌四日より業務を開始すべくに付き各職工の入場を望む旨發表したるに付職工の多數は漸次生活の不如意を感じて動もすれば會社の勸誘に應じて入場せんとする者を生じ爭議團の瓦解すべき處れあり從て前記要求の貫徹を期し難く要求の貫徹には爭議團全員の結束を堅固ならしむるにあるも千五百餘人の職工全部の結束を固むるには到底通常の手段を以て之に臨む能はずと思惟し、寧ろ非常手段に出でゝ其目的を達せんと企て被告等共謀の上幹部自ら又支部長等をして隨時各支部、劇場又は其他の個所に其所屬職工を集合せしめ職工等に對し工場に入場すると否とは諸君の自由なれば敢て之を妨けず然れども要求の貫徹すると否とは一に繫りて團員結束の堅固なると否とに在り故に結束を破る者即ち裏切る者は吾々共同の敵なれば首を賭けて待つべし云々と身體に危害を加ふべき旨を以て脅迫し、爾來屢々各職工集合の席上裏切る者は絶交すべし又は暴行を加ふることあるべし等各職工を脅迫して之を畏怖せしめ且同日以後土生町に於ては見張番を工場附近に配置して密かに入場せんとする者を強て阻止し其結果被告新七外一名は同月五日朝土生町字宇和部海岸に於て職工村田儀助の入場せんとするを實見して同人を傷害し又被告等は氏名不詳者等を使嗾して同月九日同會社守衞山原里吉及守衞長池本富一の各留守宅に闖入せしめて口々に家主の反盟を罵らしめ家人を脅迫し延て以て他の多數の同盟職工等に畏怖の念を生ぜしめたり然れども會社は依然強硬の狀態を持し爭議團の要求を拒絶して容易に解決の見込なきより之を促進すべく同月十二三日頃被告等は本部に於て協議の末同月十六日迄に會社が其要求を容れざるに於ては翌十七日より職工中各父兄をして小學校に通學する兒童の休學を斷行することに決し共聲明書を作成して之れを町内に散布し且支部長たる被告長作竝に其他の各支部長等をして前記の父兄等に對し暗に其の命令に違反するものは前記結束を裏切る者として之れを待つべき旨を傳達せしめ右父兄等をして恐怖の餘り涙を呑んで不本意ながら各兒童の休學を餘儀なくせしむるに至らしめたるものなり

大阪	第一審	上告審
罪名	大阪區	職業
求刑	言渡年月日	氏名
科刑	言渡年月日	犯時年齢
求刑	言渡年月日	
科刑	言渡年月日	

罪名	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
治警	懲三月	三、九、一五	懲二月	懲一月	四、二、二三	懲一月	電車運轉手	砂野耕作	三二
同	同	同	同	同	同	不詳	同	和田本市	二六

犯罪事實（公訴）

大正十三年六月二十七日西部交通勞働同盟に加盟せる大阪市電氣局運輸課從業員約三千百名が同電氣局に對し待遇改

善に關する嘆願書を提出したるに際し右從業員にして同盟築港支部長兼同支部爭議團長なる被告耕作及同副支部長兼同團傳令係長なる被告本市は孰れも右嘆願の趣旨を貫徹せんには同盟罷業を斷行するに如かずと思惟せるものなる處犯意繼續の上

第一、被告耕作は

(イ) 同年六月二十八日大阪市西區大阪市營電車築港出張所樓上に於て同支部爭議團員宮越定次郎等約七十名に對し同盟罷業を爲し勞務を停廢せしむる目的を以て「我々は市當局に對し嘆願書を提出せるが若し嘆願が容れられざる場合には目的を達する爲め同盟罷業を爲さゞるべからず其際裏切者の出でざる樣一致團結して市當局に對し勝利を得る迄戰つて貰ひ度」旨演述し

(ロ) 同年七月四日大阪府西成郡豐崎町本庄東洋石材工業株式會社工場に於て同爭議團員阪本重一等約三百名に對し前項同趣旨の目的を以て「鶴町支部を始め各支部は結束を鞏固にし同盟罷業を繼續せり市當局は電車運轉に付非常に難澁せり諸君は事玆に出でたる以上結束を鞏固にし市當局に對し同盟罷業を繼續せば必ず勝利を得らるゝに依りしつかり罷業を續けて貰ひ度」旨演述し

第二、被告本市は

(イ) 同年六月二十六日前記築港出張所樓上に於て同爭議團員田村考一等約七十名に對し前項同趣旨の目的を以て「我々は待遇改善の爲め市當局へ嘆願書を提出せるが若し之れが容れられざるときは目的を達する爲め同盟罷業を爲さゞるべからず其際一致團結して市當局に對し勝利を得る迄戰つて貰ひ度」旨演述し

(ロ) 同年七月四日前記東洋石材工業株式會社工場に於て同爭議團員阪本重一等約三百名に對し前項同趣旨の目的を以て「各支部の罷業狀態は結束が强く市內電車の運轉に付市當局は困難せり一旦戰鬪開始したる以上諸君は暑くとも辛棒し結束を鞏固にし市當局に對し同盟罷業を繼續せば必ず最後の勝利を得らるべきに依りしつかり罷業を遣つて貰ひ度」旨演述し

各之を煽動したるものなり

大阪

第一審 大阪區	罪名	求刑言渡年月日	科刑	求刑言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齡
治警	懲三月	一四、一〇、六	懲一月	一四、一二、三	懲一月	不詳	一四四二	棄却	電車運轉手	松原賢男	三元

犯罪事實(公訴)

被告は大阪市營電車乘務員等の組織に係る西部交通勞働同盟に加盟し同市上本町支部長なる處大正十三年六月二十七日右乘務員等約三千百名が同市電氣局に對し待遇改善に關する嘆願書を提出したるに際し他の幹部等と共に若し電氣局に於て要求を容れざるに於ては同盟罷業を爲さしめ所期の目的を遂げむことを謀議し上本町出張所詰乘務委員等をして其業務を停廢せしむるの目的を以て

一、同年六月二十八日大阪府東成郡中本町山本藏吉方に於て前記出張所詰乘務員山本源治外數十名に對し吾々が提出したる要求が容れられざるに於ては同盟罷業の決意を爲し置かれ度旨申告げ

二、更に同年七月三日同郡鶴橋町村田茂方に於て前記山本源治外數十名に對し吾々が提出したる要求は拒絶せられたるに付再要求を爲したるも是亦容認せらるゝ筈なきに依り今日より同盟罷業を決行すべきに付き奈良縣生駒へ集合せられ度旨申告け以て同盟罷業を煽動したるものなり

大阪	第一審 大阪地方		第二審 上告審					
罪名	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
治安警察法	懲四月	一四、二、七	懲一月十五日							無職	八谷幸太郎	三三
同	懲三月	同	同							同	清水喜次郎	三三
同	同	同	懲一月							職工	石角勇信	二三
同	同	同	同							電車車掌	瀬部正夫	二五
同	同	同	同							同	眞壁誠	二六
同	懲四月	同	同							同	林嘉幸	二三

犯罪事實（豫審）

西部交通勞働同盟に加盟せる大阪市營電車の車掌運轉手等は大正十三年六月二十七日大阪市電氣局運轉課從業員一同名義を以て大阪市電氣局長に對し同年七月三日正午を囘答期として八時間勤務制採用、中休全廢半期賞與六十日分支給、住宅補助料の支給、解雇制限、營業終夜電車全廢、身元保證金に對する條項撤囘及退職勞金規定の制定等電車從

業員の待遇改善に關する歎願書を提出したるが同同盟春日出支部長たる被告嘉幸元同支部長たりし被告誠同支部幹事たる被告正夫等は大阪市當局に於て右歎願を容れざる場合は更に要求書の形式を以て待遇改善を要求し其要求の拒絶せらるゝに於ては從業員等は同盟罷業を爲し要求の貫徹を圖らざるべからずと爲し大阪市營電車春日出出張所に屬する車掌運轉手等をして同盟罷業を爲さしむる目的を以て

(一) 被告嘉幸は同年六月三十日午後五時頃大阪市西區春日出町同同盟春日出支部に於て同出張所詰上野隆外五十餘名の車掌運轉手等に對し吾々の提出したる歎願は最低限度のもの故當局に於て之を許容せざる場合は要求書を提出し當局に於て其要求をも拒絶するに於ては諸君は一致團結して同盟罷業を爲し幹部の命令に從ひ裏切者を出さぬ樣すべし罷業の時期は同盟本部より通知する筈に付き其通知あれば乘務員は直に電車を入庫すべしと演說し

(二) 被告誠は同日午後五六時頃同支部に於て同出張所詰小倉督外五十餘名の車掌運轉手等に對し大阪市當局に於て歎願及要求を拒絶するに於ては一致團結して同盟罷業を爲し裏切者なき樣せざるべからず東京市營電車の爭議の時は各車庫別に罷業したる爲め一車掌の乘務員全部馘首せられたる事あり吾々は斯る事なき樣一致團結して罷業し要求の貫徹を期せざるべからずと演說し

(三) 被告正夫は同月二十九日午前十時頃同支部に於て同出張所詰荻原常太郎外五十餘名の車掌運轉手等に對し歎願及要求の許容せられざる場合は一致團結して同盟罷業を爲し大阪市當局に對抗し要求の貫徹に努めざるべからず罷業の際は幹部の指揮に從ひ罷業の合圖あらば電車の方向幕を故障車として一齊に電車を入庫すべしと演說し

以て右車掌運轉手等に對し其勞務を停廢すべきことを煽動し同年七月三日大阪市當局に於て前揭歎願事項の全部を拒絕するや歎願書記載事項に四項目を加へ電氣局從業員一同名義の要求書を同局長に提出し同日午後八時頃より各出張所詰車掌運轉手等は罷業を始め春日出出張所詰車掌運轉手三百數十名は同同盟支部を同市西區四貫島町井筒屋旅館に移し同旅館に立籠り同盟罷業を爲すに至りたるが

日本勞働總同盟員なる被告幸太郎、喜次郎、勇佶は同盟罷業の結果從業員等の待遇良好となる事は一般勞働者の待遇上にも影響を及ぼすべきものと爲し同盟罷業を繼續して要求の貫徹を期せしむる目的を以て

(四) 被告幸太郎、喜次郎は同年七月四日夜及び同月五日夜の二回に同旅館に於て同旅館に立籠り罷業せる上野隆外百名の車掌運轉手等及び同荻原常太郎外五十名の車掌運轉手等に對し諸君等一同が結束して同盟罷業を繼續すべき旨演說し市當局に於て諸君等の要求を容るゝに至るべきを以て團結して同盟罷業を繼續すれば大阪

(五) 被告勇佶は同月四日夜及び同月五日夜の二回に同旅館に於て同旅館に立籠り罷業せる小倉督外九十餘名の車掌運轉手等に對し吾々は勞働組合の力を以て資本家に對抗せざるべからず吾々が資本家に對する武器は同盟罷業あるのみなり諸君等か此際一致團結して同盟罷業を繼續せば諸君等の要求は達せらるべしと演說し以て右車掌運轉手等に對し其勞務の停廢を繼續すべきことを煽動したるものにして被告幸太郎、喜次郎、勇佶の行爲は各犯意繼續に係るものなり

被告喜次郎は大正十二年五月二十一日京都地方裁判所に於て公務執行妨害罪に依り懲役四月の處分を受け其當時刑の執行を受け終りたるものなり

大阪

罪名	第一審 大阪地方 求刑 言渡年月日	科刑	第二審 上告審 求刑 言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
治警	懲五月 二、二、三	懲四月			職工	下田健夫	三
治、騷	同一年 同	同			同	松井三四二	三
騷、傷	同八月 同	懲三月			修繕工	大四太二郎	三
同	同六月 同	同三年猶豫			職工	岡田安太郎	三
同	同八月 同	懲三月	一四、七、三	懲三月	同	村田武一	三
同	同六月 同	同三年猶豫			同	堀五郎	三
同	同 同	懲三月			同	永井初太郎	三
同	同 同				同	曾根田孝一	三
同	同 同				同	川崎楠男	三

犯罪事實（豫審）

被告人等は孰れも堺市七道西町大日本セルロイド株式會社の職工なる處

第一、被告人健夫同三四二は日本勞働總同盟泉州聯合會堺合同勞働組合北支部の幹部にして其他の組合員の一部と相謀り右會社に對し職工の日給增額勞働時間の短縮解雇手當及退職手當の制定等の勞働條件の改善を要求し之に應ぜざるときは同盟罷業の擧に出でんことを企て大正十三年六月二十四日夜堺市宿院町宿院倶樂部に於て右會社職工大

會を開き其席上一部の出席職工約三百名に之を諮り其賛同を得て翌二十五日午前八時頃該要求條項を會社に提出したるが社長森田茂吉が其要求の一部を容れたるのみにて他を拒絶せる爲め同日正午頃更に右要求條項の一部を訂正して之を會社に提出すると共に前記計畫に從ひ即時同盟罷業を斷行することに決し其罷業の結束を鞏固ならしむる爲め各職工に對し同盟罷業に加盟の旨連判狀に署名を爲さしめたる上被告人健夫は同日正午過頃食堂に於ける森田社長の演說中其言辭に曩に同被告人に言明せる所と異り曖昧の點ありとて當時會社構內の貯水池の傍に集合せる多數職工を右食堂に誘致し同社長の面前に於て其態度を難詰し以て職工等の氣勢を煽り又同被告人及被告人三四二は同日午後四時頃前記貯水池の傍に於て右會社製紙工場の男女工等百數十名に對し社長は誠意なく職工の要求を拒絶せるに依り該要求を貫徹せしむる爲めに罷業に賛成せられ度き旨を告げ尙同日午後七時頃前記食堂に於て右會社夜勤部の職工數百名に對し執れも前同趣旨の演說を爲し同盟罷業の擧に出づべき旨を說き以て勞務を停廢せしむる目的を以て職工等を煽動し

第二、被告人健夫は同月三十日右會社事務所に於て會社取締役淺野修一同西宗茂二取締兼工場長樋口修平に對し前記要求に關し其承諾を求むるに當り同人等の身邊に肉薄し氣勢を示し會社が若し右要求を容れざるときに職工等は益惡化し堺市に不祥事を惹起するやも測り難く又自己は千數百名の職工の犧牲者となり右三重役と刺違ふとも右要求を貫徹せざれば已まざる旨を告げ以て右會社の承諾を強ゆる爲め前記重役等を脅迫し

第三、斯くて前記六月二十五日より右會社職工等は一齊に同盟罷業を爲し勞働爭議を開始するに至り翌二十六日朝職工等に推されて被告人健夫は右爭議團長同三四二は同副團長となり其他の爭議團の幹部と共に屢々會社に對し右要求に付き折衝を重ね尙右罷業と同時に其爭議團本部を堺市十道果町泉州聯合會事務所內に置き職工等を同所に集合せしめ且爭議の費用として職工各自より各一日分の給料を醵出せしめ又堺大濱公會堂に於て爭議批判演說會を開催し氣勢を擧げ居りたるが七月一日午後二時頃會社に於て終に最後の要求を拒絶するや前記爭議團の幹部始め職工一同は大に激昂し其結果約千餘名の職工等は同日午後四時頃名を職工積立金の請求に藉り右會社に殺到し喊聲を擧げ喧騷を極めたるに依り其取締に當れる警察官が之に解散を命じ巡査約五十名が職工等を退去せしめんとして表はるや其職工の一部は右巡査等に對し投石し之を負傷せしめ因て騷擾を爲したるものにして且左記被告人等は多衆に率先して

(イ) 被告人三四二は右會社に赴きたる際會社構內の消火栓にホースが繫がれ散水裝置あることを認むるや會社が職工等の來襲を豫期し放水して之を解散せしむる爲めに設けたるものと解し即時會社の構內に於て喧騷せる職工等に對し會社は水責に爲さんとするも我等は張子にあらざるを以て恐るゝに及ばずと煽動的演說を爲し以て多數職工等の氣勢を擧げしめ

(ロ) 被告人太三郎同安太郎同武一同五郎同初太郎同孝一同楠男等は其際右會社門前の南海本線電車軌道の堤防又は共附近より執れも右巡査等に對し投石し因て森下松次外七名の巡査に全治五日乃至三週間を要する傷害を被らしめ

以て執れも右騷擾の勢を助けたるものなり

罪名	第一審 大阪地方 求刑 言渡年月日	科刑	第二審 求刑 言渡年月日	科刑	上告審 求刑 言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
治警	懲五月 一三、二、一〇	懲三月	懲三月 一四、六、八	懲二月 同一月十五日	不詳 一四、一〇、二	棄却	機械職工	竹下賀二	二七
同	同四月 同	同二月	同二月 同	同	同 同	同	鑄物職工	前田種男	二三
同	同三月 同	同一月十五日	同一月十五日 同	同	同 同	同	機械職工	串崎日若	二六
同	同四月 同	同二月	同二月 同	同	同 同	同	同	清水春一	二四
同	同三月 同	同一月	懲一月 同	懲一月 同	同 同	同	機械職工	生島七次郎	二五
同	同 同	同	同 同	同	同 同	同	同	岡田藤三郎	二一
同	同 同	同	同 同	同	同 同	同	機械職工	近藤繁次	二七
同	懲二月 同	同三年猶豫	同三年猶豫 同	同	同 同	同	同	辰巳增次郎	三一
同	同 同	同	同 同	同	同 同	同	同	春木久太郎	二五
同	懲三月 同	懲一月	懲一月 一四、六、八	懲一月 同	不詳 一四、一〇、二	棄却	同	川端季三雄	二七
同	同二月 同	同三年猶豫	同 同	同	同 同	同	同	川本清次郎	二五
同	同 同	同	同 同	同	同 同	同	同	荒木重隆	二六

犯罪事實（豫審）

被告人中賀二、種男、春一を除く外九名の者は大阪府鷺洲町株式會社蘆田工業所職工として同會社に提議せる職工解雇手當增額等の要求を貫徹する爲め大正十三年六月二十七日同工業所職工多數を纏めて同盟罷業を開始し被告人賀二、種男、春一は日本勞働總同盟大阪機械勞働組合員として之に應援し同日被告人一同は同町大仁なる爭議團本部階上に於て其罷業遂行方法を謀議するに際り其方法の一として同會社職工中罷業に參加せざる工作部、メーター部、配電盤部、變成器部及試驗部等の各組長竝に試驗部職工等六十餘名の勞務を停廢せしむる目的の下に同人等の私宅を訪問して其缺勤を勸誘すべく之が爲めには同人等に對し (イ)或は同盟罷業の目的を遂ぐることが相互の利益なるを以て缺勤せよとか (ロ)又は缺勤中の日給は爭議團が勝てば必然會社より受取り遣るから缺勤して吳れとか (ハ)或は職工の多數が此樣に業を罷めて爭議を爲し居ることを知りながら之に同情せずして出勤するならば後日爭議解決後同一會社に居られないとか (ニ)又は出勤の途中暴行を爲す者あるかも知れぬ等述べ以て誘惑又は脅迫すべきことを相謀り其意思繼續の下に

第一、同月同日以後翌七月三、四日頃迄の間前後數十回に亘り出水善吉外數十名の罷業職工を便役し前記鷺洲町北江居住の試驗部職工草山信雄方其他同町大仁大阪市北區福島天滿方面市外十三方面等に住める罷業不參加組長職工等二十數名の各私宅に於て同人等に對し前示謀議に基く言辭を述べ缺勤する樣誘惑脅迫し

第二、右謀議に基き同盟罷業を遂行する爲め勞働を停廢せしむる目的を以て

(イ) 被告人日若、季三雄兩名は外數名の罷業團員と共に同年六月二十八日頃大阪府鷺洲町大仁なるメーター部組長朝野邦一方に於て同人に對し本件爭議が罷業團の勝利とならば職工相互の利益にして其利益を第一に受くべき者は君達組長なるに依り缺勤されたき旨述べ以て同人を誘惑し

(ロ) 被告人繁次は同月二十七日頃蘆田工業所倉庫主任なる同府西成郡神津町今里池口正義方に於て同人に對し及同月二十九日頃同工業所附近に於て試驗部職工小谷茂に對し夫々同盟罷業に參加せば爭議有利に解決し相互の利益なるを以て缺勤を爲し呉れ度旨述べ同人等を誘惑し

(ハ) 被告人藤三郎、重隆、增次郎及清次郎は同年七月二日頃大阪市北區西野田中江町に住める試驗部女工朝倉ハル方に至り同人の內緣の夫伊藤義勝に對しハルを缺勤せしめ呉るれば爭議解決し相互の利益にして缺勤中の日給は爭議團より支拂ふべきに依り缺勤せしめ呉れたき旨述べ以て誘惑し

(ニ) 被告人種男、春一、久太郎は外數名と共に右同日同區大深町鐵道官舍居住の試驗部女工川口千代子方に至り同女及其兄又五郎に對し吾々罷業團に同情し千代子を缺勤せしめ呉れるならば爭議有利に解決し相互の利益にして解決後は昇給あるべく若し出勤せば其途中危害を被ることあるやも知れざる故缺勤せしめ呉れたき旨巧に申向け以て誘惑脅迫し

(ホ) 其翌三日頃被告人七次郎、久太郎、增次郎は外數名と共に右千代子方に至り同人及其兄又五郎に對し又被告人春一、七次郎、增次郎は外數名と共に前記朝倉ハル方に至り同女及前示義勝に對し孰れも前項記載同樣の言辭を以て缺勤を勸め同人等を誘惑脅迫し

(ヘ) 被告人日若は同月二日頃前記鷺洲町大仁大島幸一宅附近に於て蘆田工業所現場書記なる右幸一に對し爭議團を裏切りて會社に出勤するならば覺えて居れと脅迫し

たるものなり

神戸

罪名	第一審 神戸地方 求刑	第一審 神戸地方 言渡年月日	第一審 神戸地方 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	職業	氏名	犯時年齢
騷擾	懲十月	一三、八、二〇	懲六月	懲十月	一四、一、三一	懲六月				理髮業	本田藤夫	二六
同	同一年	同	同一年	同一年	同	同八月				組合長	奥田宗太郎	二六
同	同六月	同	罰三十圓							鍛冶職	金東南	二八
同	同	同	懲六月三年猶豫							鑄物工	東本潤造	二五
同	同	同	同							販賣員	森川秀夫	二七
同	同	同	同							入替業	堀宇太郎	二〇
同	同	同	同	懲六月	一四、一、三一	懲六月三年猶豫				鐵工業	柴田富太郎	三〇
同	罰三十圓	同	罰三十圓	罰三十圓	同	罰三十圓				機械工	川森數一	二八

犯罪事實(公訴)

日本勞働總同盟關西勞働同盟會神戸聯合會に屬する神戸合同勞働組合は大正十二年八月頃より明石市大明石村所在大日本紡績株式會社明石工場の職工に對し組合に加入せんことを勸誘し本年五月中旬頃迄の間に同工場の職工中約六十七名の加入者を得たる爲め大に勢を得明石市に支部を設立することゝし同月二十三日同市公會堂に於て盛大なる發會式を擧げ氣勢を張り益々同工場の職工に對し組合加入の勸誘に努むる處あらんとする狀態を示したるより會社は之れが對抗策として同月三十日より六月一日に亘り該組合に加入せる職工中四十六名を馘首し職工の組合加入を防遏せん

と試みたり玆に於て右解雇職工竝に神戸合同勞働組合員は大に同會社の處置に憤慨し工場の幹部に面接し其行爲を難詰せんとしたるも目的を遂げざりしより玆に神戸聯合會應援の下に示威運動を試み會社を脅威し其反省を求めんことを企て大年十三年六月八日午前十時頃神戸合同勞働組合明石支部長本田藤夫名義を以て明石警察署長岡村清藏宛奥田宗太郎を總指揮官とする示威運動の許可申請を爲すと同時に明石郡垂水村山田に於て神戸合同勞働組合員竝に馘首職工より成る約百五十名の集團を組織し順路直ちに大日本紡績株式會社明石工場に向ひたるが同工場に近づくに從ひ集團は漸次不穩の狀態を示し其正門前に迫るや喊聲を揚げ駈足を爲し同所警戒中の警察官の警戒線を突破せんとし警察官と衝突し益〻紛擾を極めたるも多數應援の警察官の爲め阻止せられたると三回に亘る解散命令を受けたる爲め一旦同所を引上げたるが更に同日午後一時三十分頃右集團は明石市園遊地内に於て警察官の警戒を突破し工場を襲はんことを決議し同日午後三時頃隊伍を整へ再び前記明石工場に向ひ中途明石公園附近よりワッショ〳〵と掛聲を爲し駈足にて同工場表門に押寄せ喊聲を揚げ警戒線を突破せんとしたるも警察官の警戒嚴重にして容易に突破し難きを知るや急に同工場裏門に向つて迂回し多衆の勢を恃み喊聲を揚げ駈足にて同裏門に殺到し同所警戒中の警察官に對し或は棒を以て打蒐り或は瓦礫を投じ又は格鬪を挑み騷擾を極めたるものにして本件各被告は何れも右騷擾に際し左記の犯行を爲したるものなり

一、被告宗太郎は六月八日午後三時頃前記遊園地内に於て組合旗を打振り休憩中の組合員等百四五十名に對し「明石工場の職工は南京米と腐つた香物を食つて居るから之より諸君と共に工場を訪問し食堂を一見せんと欲するに付き午前よりも一層の努力を望む」と演說し以て多衆と共に同工場を襲擊すべきことを暗示し集團を煽動し以て騷擾の首魁となり且一同之に贊同するや自ら其先頭に立ち多數を率ひて同工場の正門竝に裏門に到り騷擾を爲し

二、被告藤夫は前掲日時多數の先頭に立ち集團を指揮しつゝ同工場正門竝に裏門附近に押寄せ喧噪を極め以て多數を指揮し

三、被告秀夫、富太郎の兩名に前掲日時組合旗手は皆先頭に立てと指圖し旗手七八名をして多衆の先頭に立たしめ同工場の正門及裏門に殺到し以て集團を指揮し

四、被告潤造は前掲日時多衆の先頭に立ち喚聲を揚げつゝ同工場の正門竝に裏門に押寄せ以て率先助勢し

五、被告金東南、數一兩名は前掲日時旗手となり多衆の先頭に立ち同工場正門及裏門附近に押寄せ喧噪し以て騷擾を助勢し

六、被告宇太郎は前掲日時兩手を擧げて隊を詰めよ〳〵と號令し率先して同工場の正門竝に裏門に押寄せ以て多衆を指揮したるものなり

神戸	罪名	第一審 明石區 求刑	第一審 明石區 言渡年月日	第一審 明石區 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	職業	氏名	犯時年齢
	騷擾	不詳	一三、六、二〇	罰三十圓							職工	伊藤爲治	三六
	同	同	一三、八、五	同二十圓	罰二十圓	一三、一三、八	罰二十圓				同	寅島捨吉	二六
	同	同	同	同	同	一三、一〇、二四	同	不詳	一四、三、一四	棄却	同	下家音一	三〇
	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	小川與助	二八

犯時年齢	氏名	職業	第一審 明石區 言渡年月日	第一審 明石區 科刑	第一審 明石區 罪名	第二審 上告審 求刑	第二審 上告審 言渡年月日	第二審 上告審 科刑	第二審 上告審 罪名
三六	松山四郎	職工	同	同	不詳	不詳	一三、二、一四	棄却	同
三	中田力雄	同	同	同	同	同	同	同	同
八	小川小市	同	同	同	同	同	同	同	同
四	染谷惠	同	同	同	同	同	同	同	同
四	米倉長助	同	同	同	同	同	同	同	同
六	大谷榮吉	同	同	同	同	同	同	同	同
三	城間盛光	同	同	同	同	同	同	同	同
二	谷五平	同	同	同	同	同	同	同	同
三〇	藤本竹太	同	同	同	不詳	不詳	一三、二、一四	棄却	同
三	石川清	同	同	同	同	同	同	同	同
二六	石野蕙	同	同	同	同	同	同	同	同
四	本山幸吉	同	同	同	同	同	同	同	同
三	梅田五左衛門	同	同	同	同	同	同	同	同
三	松永泰	同	同	同	同	同	同	同	同
三	大谷榮吉	同	同	同	同	同	同	同	同
三	山岡實	同	同	同	同	同	同	同	同
三	藤原忠司	同	同	同	同	同	同	同	同

三	兼田喜五郎	同	同	同	同	同	同	同	同
三	古本譽一	同	同	同	同	同	同	同	同
八	赤松磯一郎	同	同	同	同	同	同	同	同
毛	戎谷大次郎	同	同	同	同	同	同	同	同
六	佐藤賢一	棄却	同	同	同	同	同	同	同
三	長谷川順次	同	同	同	同	同	同	同	同
二	河野喜代治	同	同	同	同	同	同	同	同
三	前川國太郎	同	同	同	同	同	同	同	同
三	坂東清	同	同	同	同	同	同	同	同
三	武者信男	同	同	同	同	同	同	同	同
六	小野萬吉	同	同	同	同	同	同	同	同
三	森下辰治	棄却	一四、三、一四	同	同	同	同	同	同
毛	武呂福太郎	同	同	同	同	同	同	同	同
三	三宅鐵治	棄却	一四、三、一四	同	同	同	同	同	同
三	武宮松太郎	同	同	同	同	同	同	同	同
三	高橋英治	同	同	同	同	同	同	同	同
六	花谷三次	同	同	同	同	同	同	同	同
三	鳥井昇	同	同	同	同	同	同	同	同

日本勞働總同盟關西勞働同盟會神戸聯合會に屬する神戸合同勞働組合は大正十二年八月頃より明石市大明石村所在大日本紡績株式會社明石工場の職工に對し組合に加入せんことを勸誘し本年五月中旬頃迄の間に同工場の職工中約六十七名の加入者を得たる爲め大に勢を得明石市に支部を設立することとし同月二十三日同市公會堂に於て盛大なる發會式を擧げ氣勢を張り益同工場の職工に對し組合加入の勸誘に努むる處あらんとする狀態を示したるより會社は之れが對抗策として同月三十日より六月一日に亘り該組合に加入せる職工中四十六名を馘首し職工の組合加入を防遏せんと試みたり玆に於て右解雇職工竝に神戸合同勞働組合員は大に同會社の處置に憤慨し工場の幹部に面接し其行爲を難詰せんとしたるも目的を遂げざりしより玆に神戸聯合會應援の下に示威運動を試み會社を脅威し其反省を求めんことを企て大正十三年六月八日午前十時頃神戸合同勞働組合明石支部長本田藤夫名義を以て明石警察署長岡村淸藏宛奥田宗太郎を總指揮官とする示威運動の許可申請を爲すと同時に明石郡垂水村山田に於て神戸合同勞働組合員竝に馘首職工より成る約百五十名の集團を組織し順路直ちに大日本紡績株式會社明石工場に向ひたるが同工場に近づくに從ひ集團は漸次不穩の狀態を示し其正門前に迫るや喊聲を揚げ駈足を爲し同所警戒中の警察官の警戒線を突破せんとし警察官と衝突し益紛擾を極めたるも多數應援警察官の爲め阻止せられたると三回に亘る解散命令を受けたる爲め一旦同所を引上げたるが更に同日午後一時三十分頃右集團は明石市遊園地內に於て警察官の警戒線を突破し工場を襲はんことを決議し同日午後三時頃隊伍を整へ再び前記明石工場に向ひ中途明石公園附近よりワツショ〳〵と掛聲を爲し駈足にて同工場表門に押寄せ喊聲を揚げ警戒線を突破せんとしたるも警察官の警戒嚴重にして容易に突破し難きを知るや急に同工場裏門に向つて迂回し多衆の勢を恃み喊聲を揚げ駈足にて同裏門に殺倒し同所警戒中の警察官に對し或は棒を以て打蒐り或は瓦礫を投じ又は格鬪を挑み騷擾を極めたるものにして本件各被告は何れも右騷擾に加擔し同日午後三時頃多衆と共に明石工場の正門及裏門附近に押寄せ喧騷し附和隨行したるものなり

東京												
罪名	第一審			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齡
	東京區											
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
治警	懲三月	一三、一〇、二七	懲二月	懲二月	一四、五、一六	罰百圓				無職	岩本三郎	二三

犯罪事實（判決）

被告人は品川製作所職工にして關東鐵工組合員なるが同組合に加盟せる日本電氣株式會社の職工等が會社に對し賃金値上の要求を爲し容れられず大正十三年七月三十一日以降其目的貫徹の爲め同盟罷業を決行し之が繼續中同じ關東鐵工組合員なる被告人に於て之に同情を寄せ之を援助し其目的を遂げしめんと欲したる折柄同會社電話機調整部職工組長横溝種次郎が素より右罷業團に加盟せざるのみならず之が切崩しに從事し且會社の爲め人夫を使役して勞務を提供し居るを聞知し同人をして右切崩を斷念せしめ且會社に對し勞務を停廢せしむる目的を以て同年八月三十一日午後七時半頃外數名と共に荏原郡蒲田町北蒲田九百二十七番地前示横溝方に到り被告人外一名は宅內に入り右横溝に對し罷業團の切崩を廢め且會社の爲め勞務を停廢せられ度き旨縷々要求したるも頑として其要求に應ぜざるより玆に被告人

は憤激し突然右横溝の胸元を摑み戸外に引出し外數名と共に下駄其他のものにて同人を毆打し其顱頂部外一ヶ所に全治三週間を要する傷害を蒙らしめたるものなり

東京	第一審 東京區			第二審			上告審		
罪名	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑
治警	懲三月	一三、一〇、二	懲二月三年猶豫	懲三月	一四、五、七	懲二月三年猶豫			
同	同	同	同	同	同	同			
同	同	同	同	同	同	同			

職業	氏名	犯時年齢
技工	齋藤孝一	三三
會社員	小林忠雄	二六
會社書記	水町勝利	二五

犯罪事實（公訴）

被告人等は孰れも芝區三田四國町日本電氣株式會社雇人にして大正十三年七月末日以來他の雇人等と共に同會社に對し賃銀增額の要求を爲し引續き同盟罷業中なる處同盟罷業團幹部の勸誘に依り已むを得ず之に加盟して罷業中なる同會社雇人鹽川明光、木村光次等は罷業の繼續を苦痛とし衷心速かに就業せんことを熱望するの餘り別に穩和なる條件を以て會社と妥協を遂げ同月十六日頃より出勤就業し得べき計畫を立て一面會社に對し諒解を得ると共に同志の勸誘に着手せる處之を探知したる被告人等は之れ同志の申合を裏切るものにして其儘放任するときは遂に同盟罷業の目的を達成すること能はざるべしと思惟し共謀の上同盟罷業を遂行するが爲め同人等の行動を阻止し同人等をして依然罷業を繼續し勞務を停廢せしむる目的を以て同年八月十四日同人等を交々同町二番地日本勞働總同盟本部二階會議室に

招致し相共に同人等の行動を詰責し或は暴行を加へんとする氣勢を示し斯の如き背信行動に出でんには飽迄罷業團の制裁を加ふべしとか或は身邊に如何なる不幸迫害の襲ひ來るやも知れざるべしとか或は一度位刑罰を受くるも徹底的に制裁を加ふべし等告げて之を脅迫し因て同人等を畏怖せしめ前記就業の計畫を斷念し罷業を繼續するの已むを得ざるに至らしめたるものなり

安濃津	第一審 安濃津區			第二審			上告審		
罪名	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑
治、出同	懲二月罰十圓	二、二、二	懲二月罰十圓						
同	懲一月罰十圓	同	懲一月罰十圓						

職業	氏名	犯時年齢
不詳	大西菊五郎	二六
同	相川勝利	二〇

犯罪事實（判決）

被告兩名は津市、四日市々間に於ける旅客、貨物の運送を業とする伊勢鐵道株式會社に被雇菊五郎は機關手、勝利は機關助手として同會社白子機關庫に在勤中同會社の給料低廉にして勞務時間長きを以て其增給竝に時間の短縮及待遇に關し合計八箇條を要求せむことを企て大正十三年八月二十五日より同月二十七日に至る三日間に亘り同町伊藤九郎方に同機關庫の勤務機關手加田高藏外十二名と會合し菊五郎は給料增額時間短縮等を要求すべき旨を提議し團結して之が要求を爲すことの有利なるのみならず若し其要求を拒絶せられたる場合に於ては團體を組織し同盟休業を爲し以て會社長の考慮を促すに若かずと說き以て一同の贊成を得地球俱樂部なる團體を組織し一同を之に加入せしめたる上

菊五郎、勝利は同月二十八日本社に社長を訪ひ前記八ヶ條の要求を爲したるも社長の拒む處となりたるを以て同夜前記十三名を同町八幡神社境内に招致し菊五郎は社長に於て要求全部を拒絶したることを報告し盟休を爲すの外なきことを發言し一同の贊成を得同月二十九日に於ける前記十三名の者の勞務を停廢せしめ尚菊五郎、勝利は前顯盟休を爲すに當り縣下に於ける三重鐵道、中勢鐵道、安濃鐵道各會社の現業員等に對し勞働運動を爲すの要ある旨を記載したる檄文を配布せむことを共謀し內務省に對し何等の屆出を爲さずして該檄文を前記各會社の現業員に對して頒布したるものなり

大阪

第一審 大阪地方 第二審上告審

罪名	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
治警	懲三月	一四、六、二七	懲二月	不詳	一五、三、四	棄却	不詳	杉浦市太郎	四一
同	同	同	同	同	同	同	同	佐野太三郎	四六
治、傷	同	同	同	同	同	同	鑄物職工	生野益太郎	三四
同	懲二月	同	懲一月三年猶豫	不詳	一五、三、四	棄却	同	宇垣幸一	三一
同	同	同	懲二月	不詳	一五、二、二七	懲二月	同	佐野彌三治	二八
同	同	同	懲一月十五日同三年猶豫	不詳	一五、二、二七	同一月十五日	同	五島勘平	三
同	同	同		不詳	一五、二、二七	同	同	北村安太郎	六

犯罪事實（豫審）

被告人市太郎は日本勞働組合聯合會理事、同太三郎は右組合關西聯合會主事、同益太郎は同會主事補其他は同聯合會大阪鐵工組合員なる處大正十三年十月十一日大阪府西成郡神津町字堀株式會社浪花町可鍛鑄鐵所が其職工たる被告人彌三治、同勘平外三名を突然解雇せるに其被解雇者は當時何れも右鐵工組合北第五支部の幹部たりしに依り被告人市太郎、太三郎及益太郎等は右解雇を組合斬崩し策なりと解し同鐵工所の職工數十名を說きて右首者復職の運動を爲すことに贊同せしめ同月十三日右會社に對し復職の歎願を爲したるも直ちに拒絶せられ且會社側の態度强硬なるを看取するや玆に被告人七名其他二三の者が主謀者となり同會社鑄造部職工の大部其他合計約二十六名は前記會社所在の附近なる空樂寺に爭議團本部を設けて同盟罷業を開始し其繼續中同月十六日に至り罷業團員玉置良助、岡本百藏外數名が罷業團を裏切りて前示鐵工所に出勤し殘る罷業團員は僅か九名となり形勢頗る非なりと見ゆるや

第一、被告人市太郎、太三郎及益太郎は右同盟罷業を遂行するが爲め裏切職工を傷害の生ぜざる程度に於ては暴行を加ふるの方法に依りても罷業團に復歸せしめ以て同人等の勞務を停廢せしめむと企て其日午後七時頃前記空樂寺に於て被告人幸一、彌三治、勘平及安太郎外數名に對し右同盟罷業遂行の爲め前記裏切者を罷業團に復歸せしむるの必要あるにより裏切者を空樂寺へ連行せよ容易く連行に應ぜざる者に對しては傷害するに至らざる程度に於て引摺るなり毆るなりして連行せよと指圖し因て右幸一、彌三治、勘平、安太郎等をして右指圖通りの所爲を實行するの意を決し且次項記載の時所に於て前示玉置良助、岡本百藏を毆打せしめ

第二、被告人幸一、彌三治、勘平及安太郎は同日午後八時頃前示神津町字堀なる東尾竹松方に於て裏切職工玉置良助、岡本百藏兩名に對し空樂寺へ同行する樣勸め尚被告人益太郎も後より同所に到り共に其同行を勸めたるも之に應ぜ

ざるに依り前項記載の決意に基き右良助及百藏を罷業團に復歸せしむる目的の下に其場に於て被告人幸一、彌三治は良助、百藏兩名を被告人勘平、安太郎及益太郎は良助のみを各毆打し因て良助の後頭部に治療五日を要する打撲傷を負はしめたるものなり

東京

罪名	第一審（東京區）求刑	第一審 言渡年月日	第一審 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	職業	氏名	犯時年齡
治警	懲二月	一三、四、二五	懲三月	懲二月	一四、七、一〇	懲二月一年猶豫				人夫	深野丑五郎	四九
同	同	同	同	同	同	同				職工	井上關藏	二二
同	同	同	同	同	一四、九、二〇	同				同	大溝藤吉	二八

犯罪事實（公訴）

被告等は豐多摩郡落合町上落合所在東京護謨株式會社職工として同會社に對し賃銀の値上其他の要求を爲したる處同會社之れを拒絕するや同盟罷業を爲し之を遂行して所期の目的を達成せんことを企て共謀の上依然同會社に於て勞務に服せんとする勞務者を途上に阻止し因て勞務を停廢せしむるが爲め大正十三年十月十五日午前六時頃同會社附近に於て同社に通勤の爲め同所に差蒐りたる職工林彌助及日野東太郎を押戾し又は足蹴にし其他同人等に對し暴行を加へ治療約一週間を要する挫傷を負はしめたるものなり

東京

罪名	第一審（東京地方）求刑	第一審 言渡年月日	第一審 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	職業	氏名	犯時年齡
騷擾	懲一年二月	二、三、一〇	懲一年二年猶豫							鐵工	渡邊國武	二五
同	懲八月	同	懲八月一年猶豫							同	後藤文治郎	二九
同	同	同	罰三十圓							同	佐藤琢造	二三
同	同	同	同							同	澤田繁重	二九
同	同	同	同							同	小田島源次郎	二六
同	同	同	懲六月一年猶豫							自轉車商	清水雷五郎	二七
同	同	同	罰二十圓							鐵工	北村範昌	四三
同	同	同	同							同	篠榮二	三〇
同	同	同	罰三十圓							同	伊藤淳	二六
同	懲六月	同	懲六月一年猶豫							同	並木新一	二一
同	同	同	同							同	入山仁三郎	二五
同	同	同	罰三十圓							同	高橋喜一郎	二六
同	同	同	同							同	服部與喜治	二四
同	同	同	同							職工	高田三郎	二一

犯罪事實（判決）

被告文治郎、同琢造、同繁重、同源次郎、同雷五郎、同範昌、同榮二、同淳、同新一、同仁三郎、同喜一郎、同與喜治は孰れも當時東京府北豐島郡日暮里町大字日暮里百二十八番地所在の合資會社榮進社の職工にして同會社は職工約百五十名を使用し鐵窓其他鐵製品の製作に從事し居りたるものなるところ大正十三年末以來該製品の需要著しく增加したる爲會社は其職工に對し定時以外の殘業を課し之に對しては本給の一割を增給して其製作を爲さしめ居たるが多數の職工等は之を喜ばずして右殘業に從事するもの極めて少數なりしにより同會社は大正十四年二月十七日從來奬勵金名義の下に一般に支給し來りし本給の三步乃至四步の步合金を爾後殘業を爲す者にのみ支給することゝ爲したり於茲職工側は甚だ快からず寄々協議の上會社側に對し再三右賃銀二重拂制度を撤廢することを主眼とする待遇の改善を要求したるも其容るゝところとならざりし爲め遂に同月二十一日より罷業狀態に入り會社側は其對策として翌二十二日職工全員に對し解雇の通知を發するに至り其後職工等は同町大字日暮里二百七十四番地岡崎武方に爭議團本部を設け日本勞働總同盟關東鐵工組合本部等よりの應援者と協議し實行委員を選出して屢々會社側の代表者たる東京市小石川區坂下町四十二番地清水毅方を訪れ種々折衝を重ねたるも要領を得ず結局同年三月十三日には職工側に於て最後の要求として職工の解雇者に對しては日給百日分を一般職工に對しては休業中二週間分の日給を各支給すべきことを求めたるも之亦容易に肯んぜられず兎角交涉の末同月十七日を期して確答を受くべきことを約したるが其報告を受けたる一般職工等は成行を案じて憂色あるを以て右爭議團の幹部は遂に職工側の結束を鞏固ならしむると共に他面團體の威力を示して會社側に危惧の念を懷かしめ依て爭議を有利に解決する爲示威運動を爲すに如かずと決議し茲に同月十五日午後一時頃應援者竝に職工等合計約七八十名は前示爭議團本部に於て大擧して

前示清水方に殺到すべきことを打合せたるが其際

一、被告渡邊國武は前に本件爭議の勃發せる當初關東鐵工組合より特に應援として派遣せられ爾來引續き爭議團の指導の任に在りたる者なるところ右爭議團本部に集合せる職工等に對し示威運動に付各般の注意を與ふると共に十分に氣勢を與ふると共に十分に氣勢を擧けて會社側を威赫すべき趣旨の激勵演說を爲し職工等一同は同日午後三時頃豫定の如く先づ東京市小石川區大塚坂下町九十二番地戰線同盟社前に勢揃ひを爲したる上被告國武の統率の下に關東鐵工組合日暮里支部其他の鎗旗四旒を押立てつゝ或は勞働歌を高唱し或はワツショワツショと掛聲し駈足にて前示清水毅方に押寄せ其表門より邸內に雪崩れ込み

二、被告文治郎、同雷五郎は孰れも先頭に立ち警戒中の警官と格鬪し

三、被告新一は邸內に於ても鎗旗を押立て警官と其の奪ひ合ひを爲し

四、被告仁三郎は手拳を以て警戒中の警官を毆り付け

五、被告琢造、同繁重、同源次郎、同範昌、同榮二、同淳、同喜一郎、同與喜治、同三郎は孰れも被告文治郎等に附和し

以て騷擾を爲したるものなり

罪名	第一審 東京地方 求刑 言渡年月日	科刑	第二審 求刑 言渡年月日	科刑	上告審 求刑 言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
騷擾	懲十月 二、二、一〇	罰三十圓					職工	國澤熊治	三
同	同 同	懲八月一年猶豫					同	赤堀智	三
同	懲八月 同	懲六月一年猶豫					鐵工	稻村重藏	三〇
同	同六月 同	罰三十圓					職工	千村茂雄	一九
同	同	懲六月一年猶豫					同	田村重夫	一九

犯罪事實（判決）

被告重藏は當時東京府北豐島郡日暮里町大字日暮里百二十八番地所在の合資會社榮進社の職工にして同會社は職工約百五十名を使用し鐵窓其他鐵製品の製作を爲し居たるものなるところ大正十三年末以來該製品の需要著しく增加したるを以て會社は其職工に對し定時以外の職業を課し之に對しては本給の一割を增加して其製作を爲さしめ居たるが多數の職工等は之を喜ばずして右職業に從事する者極めて少數なりしにより同會社は大正十四年二月十七日從來奬勵金名義の下に一般に支給し來りし本給の三歩乃至四歩の歩合金を兩後殘業を爲す者のみ支給することゝ爲したり於玆職工側は甚だ快からず寄々協議の上會社側に對し右賃銀二重拂制度を撤廢することを主眼とする待遇の改善を要求したるも其容るゝところとならざりし爲遂に同月二十一日より罷業狀態に入り會社側は其對策として翌二十二日職工全員

に對し解雇の通知を發するに至り其後職工等は同町大字日暮里二百七十四番地岡崎武方に爭議團本部を設け日本勞働總同盟關東鐵工組合本部等よりの應援者と協議し實行委員を選任して屢々會社側の代表者たる東京市小石川區坂下町四十二番地淸水毅方を訪れ種々折衝を重ねたるも要領を得ず結局同年三月十三日には職工側に於て最後の要求として職工の解雇者を總人員の一割以內に止め解雇者に對しては日給百日分を一般職工に對しては休業中二週間分の日給を各支給すべきことを求めたるも之亦肯んぜられず兎角交涉の末同月十七日を期して確答を受くべきことを約したるが其報告を受けたる一般職工は成行を案じて憂色あるを以て右爭議團幹部は遂に示威運動を爲し依て職工側の結束を鞏固ならしむると共に他面團體の威力を示して會社側に危惧を懷かしめて爭議を有利に解決するに如かずと爲し玆に同月十五日午後應援者竝に職工等合計約七八十名前示爭議團本部に集合し相被告人渡邊國武に激勵せられ豫て打合せたるところに從ひ先づ東京市小石川區大塚坂下町九十二番地戰線同盟社前に勢揃を爲したる上右國武統率の下に鎗旗四旒を押立てつゝ一同或は勞働歌を高唱し或はワッショワッショと掛聲し駈足にて前示淸水毅方に押寄せ其表門より邸內に雪崩れ込み

一、被告重藏、同智は孰れも先頭に立ちて邸內に闖入し警戒中の警官と格鬪し

二、被告重夫は邸內に於ても鎗旗を押立てゝ氣勢を擧げ

三、被告熊治、同茂雄は被告重藏等に附和し

以て騷擾を爲したるものなり

東京	第一審	第二審上告審
罪名	東京地方	
求刑	言渡年月日	科刑 求刑 言渡年月日 科刑
騷擾	懲八月	二、三、一〇 罰三十圓
同	同	同
同	同	同

職業	氏名	犯時年齢
鐵工	荒川順吉	二六
同	三堀政次郎	二〇

犯罪事實（判決）

被告等は當時東京府北豐島郡日暮里町大字日暮里百二十八番地所在の合資會社榮進社の職工にして同會社は職工約百五十名を使用し鐵窓其他鐵製品の製作を爲し居たるものなるところ大正十三年末頃より該製品の需要著しく增加したるに伴ひ職工の待遇問題に關聯して大正十四年二月下旬勞働爭議が勃發し職工側は同町大字日暮里二百七十四番地岡崎武方に爭議團本部を設け實行委員を選任して會社側の代表者たる東京市小石川區坂下町四十二番地淸水毅方を訪れ種々折衝したるも要領を得ずして事態漸く不利となるや右爭議團幹部は遂に示威運動により會社を威嚇し以て爭議を有利に解決するに如かずと成し同年三月十五日爭議職工等合計約七八十名は大擧して前示淸水方に殺到し其表門より邸內に雪崩れ込み以て騷擾したる際被告人等は之に附和隨行したるものなり

大阪	第一審	第二審上告審
罪名	堺區	
求刑	言渡年月日	科刑 求刑 言渡年月日 科刑
騷擾	不詳	一四、一〇、二五 懲六月
同	同	同
同	同	同

職業	氏名	犯時年齢
無職	瀨川福松	二六

犯罪事實（公訴）

被告瀨川福松は泉州地方評議會幹事なるところ大正十四年八月三日就業時間延長等の不滿より罷業を開始せし堺市並松町梅鉢鐵工所職工同盟罷業團より爭議解決方の委任あるや同會主事虎田萬吉、同幹事西本榮等と共に梅鉢鐵工所に對し交涉せんとしたるも鐵工所に於ては勞働組合を認めざるの故を以て會見を拒絕し到底圓滿なる解決を望む能はざるに至りたるより被告人等は罷業團に對する面目上大阪地方評議會竝其附屬勞働組合の應援を得て名を示威運動に藉り暴動を爲し鬱憤を霽さんことを企圖し同月十六日午前十一時頃約數十名の應援團と共に大和川橋下に勢揃を爲し會旗を小脇に抱へ喊聲を揚げ同市並松町梅鉢鐵工所に殺到し多衆に率先して會旗を以て同所硝子窓を破壞し且之を制止せんとせる堺警察署詰巡査田口明彥を同所倉庫に押付け暴行を爲し更に一同と共に同市大濱通四丁目梅鉢別莊を襲ひ前同樣多衆に率先して會旗を以て同所表門板塀を突刺し以て騷擾の勢を助長したるものなり

大阪	第一審	第二審上告審
罪名	堺區	
求刑	言渡年月日	科刑 求刑 言渡年月日 科刑
騷擾	不詳	一四、一〇、三 懲六月
同	同	同
同	同	同

職業	氏名	犯時年齢
職工	四本榮	二六

犯罪事實（公訴）

被告西本榮は泉州地方評議會幹事なるところ大年十四年八月三日就業時間延長等の不滿より罷業を開始せし堺市並松町梅鉢鐵工所職工同盟罷業團より爭議解決方の委任あるや同會主事虎田萬吉等と共に梅鉢鐵工所に對し其交涉を爲さんとしたるも同鐵工所に於ては勞働組合を認めざるの故を以て會見を峻拒したるを以て被告人等は罷業團に對する面目上大阪地方評議會及其附屬勞働組合の應援を得て名を示威運動に藉り暴動を爲し鬱憤を霽さんことを企て同月十六日午前十一時頃約百數十名の應援團と共に大和川鐵橋下に勢揃を爲し會旗を小脇に抱へ喊聲を揚げ同鐵工所に殺到し多衆に率先し會族を以て同所事務所硝子窓を破壞し且之を制止せんとせし堺警察署詰巡査田口明彥を同所倉庫に押付け暴行を爲し更に一同と共に堺市大濱通四丁目梅鉢別莊を襲撃し前同樣多衆に率先して會旗を以て同所門標を破壞し牛乳函を突き飛ばし以て騷擾の勢を助長したるものなり

大阪

犯時年齢	氏名	職業	第一審上告審 堺區 言渡年月日	罪名	第二審 言渡年月日	罪名
三四	三谷楠男	無職	同	騷擾	同	騷擾
二二	池下喜雄	職工	同	同	同	同
一九	石丸佐賀男	同	同	同	同	同
四四	有銘寬盛	同	同	同	同	同
三三	高岡一男	旋盤職工	同	同	同	同
三三	北野五郎	無職	同	不詳	同	不詳
三三	平野義一	同	同	同	同	同
六八	玉井重雄	印刷工	同	同	同	同
六六	今里恒	製本職工	同	同	同	同
三五	木田俊次	活版職工	同	同	同	同
三三	岡島紋七	同	同	同	同	同

（以下略式）

				騷擾	不詳	一四、八、三〇罰四十圓
				同	同	同三十圓
				同	同	同
				同	同	同
				同	同	同
				同	同	同
				同	同	同
				同	同	同

犯罪事實（公訴）

一、被告三谷楠男は泉州地方評議會幹事、被告池下喜雄は同評議會南支部長、被告石丸佐賀雄、有銘寬盛は同支部幹事、被告高岡一男は大阪造機船工組合、青年同盟會員なる處大正十四年八月三日堺市並松町梅鉢鐵工所職工同盟罷業に際し同罷業團より泉州地方評議會に爭議解決方の委任あるや同評議會主事虎田萬吉、同會幹事瀨川、福馬、西本榮等が梅鉢鐵工所に交涉せんとしたるも鐵工所に於ては勞働組合を認めざるの故を以て會見を峻拒し到底圓滿なる解決を望む能はざるに至りたるより同人等は罷業團に對する面目上大阪地方評議會竝に其附屬勞働組合の應援を得名を示威運動に藉りて暴動を爲し鬱憤を霽さんことを企圖し被告三谷楠男、池下喜雄、石丸佐賀雄、有銘寬盛、高岡一男は右虎田万吉等の依頼を受け同月十六日午前十一時頃大阪印刷勞働組合員、造機船工組合、朝鮮同志會員等百數十名と共に堺市大和川鐵橋下に參集し勢揃を爲し會旗を小脇に抱へ喊聲を揚げ同市並松町梅鉢鐵工所事務所

に殺到し多衆を恃み相共に暴動を爲すに當り被告等は孰れも多衆に率先して會旗を以て同事務所の硝子窓簀戸門燈を破壊し尚一同が之を制止せんとせる堺警察署詰巡査田口明彦外一名に治療一週間乃至五日を要する傷害を加ふるに際し被告高岡一男は衆に率先して會旗を以て右田口明彦を毆打し

二、被告北野五郎、平野義一は孰れも泉州地方評議會員、被告玉井重雄、今里愃、木田俊次、岡島紋七は孰れも大阪印刷勞働組合員なる處前記三谷楠男等が前述の如く梅鉢鐵工所事務所に殺到し硝子窓を破壊し取締巡査に暴行を爲すに當り被告等は衆を恃みて相共に押寄せ之に附和隨行し一同が更に同市大濱町四丁目梅鉢別莊を襲ひ同別莊門標を破壊し玄關簀戸を毀壊するに當り之に附和して押寄せ相共に喧騒したるものなり

東京							
罪名	第一審 東京地方		第二審 上告審			職業	氏名 犯時年齢
	求刑 言渡年月日	科刑	求刑 言渡年月日	科刑	求刑 言渡年月日	科刑	
傷害	不詳	四、一〇、三 懲二月	審理中				事務員 原虎一 二七

犯罪事實（公訴）

被告人は東京鐵工組合主事にして勞働總同盟事務員を兼ぬるものなるところ大正十四年九月三日頃より同組合蒲田第二支部を組織する日本建築工業株式會社職工約五十名が解雇職工の復職等を要求し勞働爭議を惹起するや率先して職工等を代表し右會社に交渉を開始し同月十六日午後二時頃東京府下蒲田町字蒲田新宿三十三番地大森警察署蒲田分署長室に於て調停者たる同署長篠崎兼吉の面前に於て同社々長國枝博と交渉中其要求の容れられざるや之を憤り右手を以て國枝博の右肩を突きて椅子より顚倒せしめ因て同人に治療約十日間を要する傷害を負はしめたるものなり

神戸							
罪名	第一審 姫路區		第二審 上告審			職業	氏名 犯時年齢
	求刑 言渡年月日	科刑	求刑 言渡年月日	科刑	求刑 言渡年月日	科刑	
脅迫	懲六月 一四、一〇、三	懲四月	懲四月 一四、一二、二八	懲四月		無職	市田清 二四
同	同四月 同	同三月 同	同三月 同	同三月		同	牛田義春 二一
同	同三月 同	同二月 二年猶豫				鍛冶職	坂田光時 二六
同	同 同	同 同				無職	宮内磯治 二三
同	同 同	同 同				同	小林信治 二〇
同	同 同	同 同				同	砂川太郎次 三

犯罪事實判決）

被告人淸及義春は日本勞働總同盟大阪聯合本部員、被告人太郎次、信治、磯治、光時は兵庫縣加古郡高砂町三菱製紙株式會社の元職工にして同社職工中の一部を以て組織せる工友會の會員なりしところ大正十四年八月中右工友會員が其勞務及待遇條件に關し會社に要求を爲したるも同社の容るゝところとならざりし爲玆に右工友會員は同盟罷業を爲し且同會が日本勞働總同盟大阪聯合會に加入したるを以て被告人淸、義春は右同盟罷業に應援の爲大阪より高砂町に

來り被告人太都次、信治、磯治、光時と共に勞働爭議に從事し孰れも通信又は訪問係として會社側より罷業職工に對する出勤勸誘を阻止し會員の結束を固め居たりし折柄

一、被告淸は大正十四年九月十日兵庫縣加古郡尾上村長田宮田新藏が罷業團を脫し會社に出勤せるを以て同人方に立越し其妻タケノに對し「自分は大阪よりの應援者にして是迄徵役に四回行き監獄行は覺悟の上なるが今回土產として放火するか毆き飛ばす故覺えて居れ」と申向けて脅迫し

二、倘右淸は被告人光時、信治、磯治等と共に同日夜半右新藏方に立越し交互同家の戶を叩き「開けよ開けざれば放火すべし」と怒號してタケノを脅迫し

三、被告人義春は同月十一日加古郡荒井村なる職工德弘駒吉方に立越し同人妻の母岡林カメに對し「自分は大阪よりの應援者なるが娘夫婦が工友會に同情せざれば敵同志なるを以て爭議解決後如何なることを仕向くるやも知れず」とカメの娘夫婦に危害を加ふべき旨を告げて右カメを脅迫し

四、被告人太都次は同月十日前記荒井村なる職工加納德藏方に至り同人に對し工友會に加入せるやを訊し曩に除名せられたる旨德藏の答ふるや「四、五日間に爭議解決するを以て其際制裁を加ふるに付覺悟せよ」と申向けて同人を脅迫したるものなり

神戶							
罪名	第一審	明石區	第二審	上告審	職業	氏名	犯時年齡
求刑	言渡年月日		言渡年月日				
科刑							
求刑	言渡年月日		言渡年月日				
科刑							

傷害	懲五月	一四、一〇、一〇	罰八十圓	懲五月	一四、三、三	懲三月	不詳	一五、三、九	棄却	不詳	山口常次郎	三四
同	同	同	同	同	同	同	不詳	同	同	不詳	八谷幸太郎	三三

犯罪事實（公訴）

被告等は孰れも日本勞働總同盟大阪聯合會內大阪機械工勞働組合の幹部なる處大正十四年八九月に亙る三菱製紙株式會社高砂工場に於ける勞働爭議の應援に到り同社幹部と折衝中同社重役田原豐の誠意なきを憤り同年九月十九日午前九時二十分頃明石市大明石村神戶姬路電氣軌道株式會社明石驛前電車待合所に於て被告等は田原豐の頭部其他を毆打し治療一週間を要する傷害を與へたるものなり

鳥取							
罪名	第一審	米子區	第二審	上告審	職業	氏名	犯時年齡
求刑	言渡年月日		言渡年月日				
科刑							
求刑	言渡年月日		言渡年月日				
科刑							

暴、脅	懲四月	一四、一〇、三	懲三月	懲三月	一四、一二、六	懲三月	不詳	一五、三、一三	棄却	雜誌販賣	志摩村友太郎	二九
同	同	同	同							組合幹部	川島三郎	二九

犯罪事實（公訴）

鳥取縣米子町所在伯陽電鐵株式會社に於て突然十數名の從業員を解雇したるより此等解雇せられたる者竝同會社現業員にして同會社に不平を有する者等都合約二十名に於て山陰交通勞働組合を組織し事務所を米子町に置き大正十四年

八月三十日午後一時より同町劇場御幸座に於て之が發會式を擧行し尋で同所に於て引續き伯陽電鐵株式會社の糺彈演說を開催したり元來同組合は組合員一致團結の力に依りて各自の權利を擁護するに在りて前記被告兩名は豫て日本交通勞働總聯盟大阪交通勞働組合事務員たるより同組合員遠藤喜一と共に之れが應援辯士として右發會式に列席すべく米子町に立越したるものなる處

一、兩名共謀の上同年九月二日午前一時頃前記會社の被讎首者及殘存現業員の雙方より嫌忌せられ居る同會社運輸長梅林壽一を同郡法勝寺村大字法勝寺なる同人宅に訪ね同人に對し吾々勞働組合の者は政府でも既に之を認め居り權力の偉大なる事は想像の付かぬ所だ君の惡い事は昨日も警察署長に一々云つて置いたから君は明日警察に引張られる筈だ口で云ふて判らぬ奴は斯樣して遣ると言ひながら梅林壽一の襟を摑み絞付け乍ら口で判らぬ奴は直接行動に訴へるの外はないのだと申向け仍て同人に暴行を加へ且脅迫し

二、志磨村友太郎は單獨に同日午前三時三十分頃再び同所に立越し梅林壽一に對し貴樣の樣な奴は生かして置いても社會の爲にならぬから殺して遣ると申向け仍て同人を脅迫せるものなり

（暴行の點無罪と認定）

東京	第一審	第二審上告審	職業	氏名	犯時年齢
罪名	東京區				
侵、毀、傷、業、	求刑 言渡 年月日	求刑 言渡 年月日	求刑 言渡 年月日		
侵、毀、傷、業、	懲二年 六月	二六、一二、	懲一年 六月	印刷職工	延島英一	三四
同	同	懲五月 三年猶豫	同	活版職工	渡邊幸平	三五
侵	懲十月	同	同	印刷職工	猿渡信太郎	二六
同	同	同	同	同	有坂巳代治	二二
同	同	同	同	同	荻原市太郎	二四
同	同	同	同	同	渡邊新之助	三七
侵、毀	同	同	同	同	曾我部健二郎	二九
侵、毀	同	同	同	同	小門重吉	二九
侵	同	同	同	製本職工	小林高吉	二六
侵、毀	同	同	同	印刷職工	菅野嘉助	二〇

犯罪事實（公訴）

被告人延島英一は京橋區木挽町二丁目十番地なる東京市印刷工組合新聞部の主任被告人渡邊幸平は同組合の幹部他の被告人等は孰れも同區築地一丁目十一番地京屋印刷所の職工なる處該印刷所は石橋彌吉が日本橋區濱町三丁目五番地鈴木大次郎の後援の下に同人より機械其他工場器具全部を賃借し義弟名義を以て經營しつゝありしも收支償はず經營困難に陷り鈴木大次郎に對する債務を辨濟すること能はざりし爲め大正十四年九月二十八日工場全部を同人に明渡する餘儀なきに至り同日同印刷所の職工全部は石橋彌吉了解の下に鈴木大次郎より解雇の申込を受けしも被告人延島英一等の斡旋により職工等は石橋彌吉の畫策に基き鈴木大次郎に對しては形式上從來の勞銀の三割引を承諾したることゝし實質は勞銀全部の支給を受くることゝし引續き業務に從事することゝなりしが偶々同年十月五日鈴木大

次郎に於て職工全部より勞銀三割減の承諾書を徴するに及び右畫策露見し職工等に於て之を承諾せざりし爲め同月六日夜工場全部の引渡を受けたる鈴木大次郎は右工場を閉鎖し工場内に經營者名義を以て全職工を解雇する旨表示したるに依り玆に工場主鈴木大次郎對職工間に爭議を生じ職工側は前示東京印刷工組合の後援を受け被告人延島英一、渡邊幸平等主謀の下に(1)解雇反對(2)勞銀三割減反對(3)萬一解雇するの止むなき場合は解雇手當として四十五日分の日給額の支拂を受くること(4)爭議中の日給の支拂を受くること等の四項目を決議し同月十二日迄鈴木大次郎に交渉したるも同人より絶對に拒絶せられしより翌十三日前示工場に於て被告人延島英一等主腦と爲り同日午後七時頃全職工竝に組合員數十名鈴木大次郎方に押寄せ右要求事項を携へて氣勢を擧げて交渉し同人をして要求に應ぜしめんことを謀議し同日午後七時三十分頃被告人等は數十名と共に鈴木大次郎方に至りたるも門扉閉鎖されありたるより門を叩き金を出せと怒號し次で故なく門内邸宅に侵入し玄關に出でたる鈴木方同居人松本彦松が被告人等を鈴木大次郎に會見せしめざる模樣なりしより益々激奮の餘り被告人等は何れも同玄關内より住宅内に侵入したる上

(1) 被告人延島英一、渡邊幸平、曾我部健二郎、小門直吉、菅野嘉助は共謀して鈴木方居宅内備付の同人所有に係る戸障子、硝子、襖等を損壞して百六十六圓三十錢の損害を與へ

(2) 被告人延島英一、渡邊幸平は他の氏名不詳者二三名と共に前示玄關の間に於て松本彦松に暴行を加へ因て同人の頭部其他に治療日數約二週間を要する打撲傷を與へ傷害の輕重を知る事能はざるものなり

(3) 次で被告人延島英一、渡邊幸平は繼續の犯意を以て同日午後八時頃右工場店員植木幹雄等の現住する京屋印刷工場に故なく侵入し鈴木大次郎所有の植字臺六脚ケース約三百五十枚鑄造機等を倒壞毀棄して數千圓の損害を與へ因

りて鈴木大次郎の印刷業務を妨害したるものなり

（器物毀棄の點は告訴取下業務妨害の點は無罪）

長崎	罪名	第一審 長崎地方 求刑	言渡年月日	科刑	第二審 求刑	言渡年月日	科刑	上告審 求刑	言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
	騷擾	懲一年	一四、二、二五	懲八月							坑夫	又賀庄三郎	三八
	同	同六月	同	同四月							同	木田紫貴雄	二三
	同	同	同	同							同	淺田七郎	三一
	同	同	同	同							同	春木直幸	三六
	同	同	同	同							同	城戸靜夫	二八
	同	同	同	同							同	東郷梅太郎	一九
	同	同	同	同							同	高馬秀吉	三〇

犯罪事實（公訴）

長崎縣西彼杵郡松島村松島炭坑第四坑第二合宿所は同炭坑會社の直營納屋なる處曩に同合宿所の役員井上平四郎解任せられ青木柳一新に役員に就任するや青木は前任者と異り容易に坑夫賃金の前貸を爲さず且食事時刻を一定し間食を嚴禁する等從來の弊風矯正に意を用ひ之を勵行したり然るに放縱なる生活に馴れたる坑夫等は痛く不自由を感じ青木に對し反感を懷き炭坑會社の措置を恨むに至りたるが偶々大正十四年十月一日午後三時頃被告庄三郎が役員等に喧嘩

を吹掛け之を毆打するに及び被告等は豫ての鬱憤を霽すの好機來れりと爲し他の坑夫等約八十名と共に同合宿所内に集合し手に〳〵棍棒、丸太、鶴嘴の柄、板片、鐵ボート、斧等を携へ振鈴を振鳴らし喊聲を揚げつゝ右兇器を揮て同合宿所の事務室、洗面所、食堂、炊事場の戸、硝子窓、器物等を毀壞し喧騷狂暴を極め以て騷擾したるが其際

(一) 被告庄三郎は豫て同合宿所の坑夫等多數が新役員青木柳一に反感を有し新制度に不滿を懷き居れるを看取し多數の坑夫を利用し同合宿所内に於て騷擾を爲さんと企て居たる處偶々十月一日は公休日にして坑夫等は全部休業し其大半は飲酒して心氣昂奮し居れるに乘じ愈々事を決せんと欲し同日午後三時頃同合宿所事務室に到り先づ自ら役員青木柳一及宇都休太郎に鐵拳を浴びせ且多數の坑夫等に對し「何もかも遣つて仕舞へ」と叫びて騷擾の端を發し次で多數坑夫を聚合する爲め食堂用振鈴を亂振し且終始棒を携へて合宿所内を駈廻り「やれ〳〵」と叫びながら窓硝子等を破碎し以て多衆を激勵煽動し因て本件騷擾罪を遂行せしめ

(二) 被告本田紫貴雄、淺田七郎、春木直幸、城戸靜雄、東郷梅太郎、高馬秀吉等は率先して役員青木柳一及宇都休太郎に暴行を加へ各自棒を携へて硝子窓を毀壞し「やれ〳〵」と叫び以て勢を助けたり

尚ほ被告本田紫貴雄は其際坑夫山口愛助を毆打し其頭部に治療二日間を要する傷害を加へたり

福岡													
罪名	第一審 飯塚區			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齢
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
侵、傷、毀	懲十月	一四、一二、一七	懲十月							坑夫	宮崎太郎	二〇
同	同	同	懲八月							炭坑機械方	國武喜市	二九
同	懲六月	同	同六月							同	小山盛人	二七

犯罪事實（公訴）

被告喜市、太郎は日本坑夫組合九州聯合組合員被告盛人は中央炭坑々夫組合員にして何れも勞働運動を爲し居るものなる處嘉穗郡二瀬村中央炭坑役員板倉助一が勞働運動取締として最も嚴格に出で殊に大正十四年十月十五日より同十八日までに於ける中央炭坑の勞働爭議を鎭壓したることあるより被告等は助一を目して勞働運動を阻止妨害に努力し居るものと思惟し深く同人を憎み茲に被告三人共謀の上助一を懲らしめんことを企て大正十四年十月二十四日午前一時過の深更に乘じ被告太郎は樫製の鶴嘴の柄を被告喜一は同製の木刀形の「ステツキ」を各携帶し被告盛人と共に前同村中央炭坑官舍居住の助一方に到り裏手板塀に設けある出入口の戸を押開け邸内に侵入し太郎は石を以て同家勝手口に建付けある板戸を破壞して屋内に闖入し被告喜市は同家表開の障子を右棍棒を以て破壞して屋内に闖入し太郎は右鶴嘴の柄を以て喜市は該棒を以て共に助一の頭部其他を散々毆打し同人に對し疾病休業三週間治療五週間を要する創傷を負はしめ被告盛人は右太郎及喜市の暴行中其の戸外にありて見張を爲し以て右犯行を遂げたるものなり

（喜市及盛人に對する建造物損壞の點に付ては無罪）

横濱

氏名	犯時年齡	職業	罪名	第一審（横濱地方）求刑	第一審言渡年月日	第一審科刑	第二審求刑	第二審言渡年月日	第二審科刑	上告審求刑	上告審言渡年月日	上告審科刑
長谷一郎	二四	軌工部技工	公、傷	懲十月	一五、三、二六	懲八月		一五、九、一四	公訴棄却死亡			
大林金太郎	三三	同	同	同	同	同	懲八月	同	懲六月	不詳	一五、一二、六	棄却
千葉孝一郎	二九	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
中村鐵夫	二二	同	同	同	同	同	同	同	懲四月	同	同	同
淺川樵太郎	二五	同	同	同	同	同	同	同	同六月	同	同	同

犯罪事實（豫審）

被告人長谷一郎、大林金太郎は日本交通勞働總聯盟東京市電氣局從業員自治會軌工部春日町支部の理事被告人千葉孝一郎は同上有樂町支部の理事被告人中村鐵夫は同上芝浦支部被告人淺川樵太郎は同上札の辻支部の各會員なる處大正十四年十一月二十六日神奈川縣川崎市字堀の內所在の富士瓦斯紡績株式會社川崎工場從業員の勞働爭議に關し共爭議團の應援として外三、四十名の自治會員と共に川崎市字久根崎に設けられたる爭議團本部に來着したる上同日午後二時十五分頃東京より來川せる自由法曹團員辯護士古屋貞雄外數名を川崎停車場にて出迎へたる後外數百名の爭議團員又は應援團員等と共に同停車場より前記爭議團本部に向ひ隊伍を組み二十數本の團旗又は會旗を樹て勞働歌を高唱しながら行進したる途中前記工場の表門に到りたる際右法曹團員が工場當局者に會見せむが爲め入場せむとするや數百名の團員等も亦之れを工場表門內に見送らんと欲し衆力に因り進入せんとしたるも同所を警戒し居りたる約六十名の警察官の爲め阻止せられ入場することを得ざりし爲め群衆の氣勢俄に擧り團體的示威運動の行動を採るべき氣運を釀成したるより益々示威的行動に出でながら同所より前記工場の裏門前に前進し裏門より工場內に侵入せむとし喊聲を擧げ突進せむとしたるより同所に於て警戒の任に當り居りたる川崎警察署勤務神奈川縣巡査四宮直治同植村民雄外數名が極力之れを制止し侵入を防止せむとしたるより氣勢頓に擧りて激憤し居りたる群衆は共警察官等の制止に肯ぜず衆力を藉りて之れに抵抗を始めたるより被告人五名等は忽ち之れに附和し共に抵抗するに至り遂に被告人長谷一郎及び中村鐵夫は同所の街路に於て巡査植村民雄の頭部其他を各手拳にて毆打し被告人大森金太郎及び千葉孝一郎は共に自治會支部旗卽ち證第二號の軌工部の旗竿を以て巡査四宮直治の頭部其他を毆打し被告人淺川樵太郎は證第一號の自治會本部の旗竿を以て巡査植村民雄の頭部を毆打して各其職務の執行を妨害し且各其毆打の爲め巡査四宮直治の頭部に打撲傷及び共顱頂部に打撲裂傷一ヶ所を又巡査植村民雄の頭部に打撲傷及び左前頭部に打撲擦過傷を生ぜしめ因て各打撲外傷に因る腦神經衰弱症を併發せしめ一ヶ月以上の入院加療を要すべき傷害を負はしめたるものなり

浦和

氏名	犯時年齡	職業	罪名	第一審（浦和區）求刑	第一審言渡年月日	第一審科刑	第二審求刑	第二審言渡年月日	第二審科刑	上告審求刑	上告審言渡年月日	上告審科刑
相澤豐	二五	職工	傷害	懲三月	一四、三、二六	罰四十圓	—					
渡邊武	二五	同	同	同二月	同	同三十圓						

242671

傷害	懲二月	一四、一三、二八	罰三十圓						職工	中村甚一	二一
同	同三月	同	同四十圓						同	久田德太郎	三三
同	同二月	同	同三十圓						同	中根平午	二〇
同	同	同	同						同	田島七五三松	二六

犯罪事實（公訴）

被告等は埼玉縣北足立郡川口町所在日本麥酒鑛泉株式會社東京工場の職工にして日本勞働關東釀造組合川口支部員に加はり被告久田は副支部長渡邊は幹事長中根、相澤は幹事、田島は理事にして豫て會社と勞働組合設立に關し相反目せる折柄偶大正十四年十一月二十五日同組合員たる職工長岡初太郎外一名が同會社製品箱より「サイダー」を抜き取りたる事實に付職工伍長心得生方清が會社事務所に報告せる結果長岡外一名は即日解雇せられたるより被告等は生方の處置を憤り其夜十二時頃前記勞働組合支部の事務所前へ生方を呼出し同人を取圍み逃走せしめぬ樣に爲し置き被告相澤は下駄を以て生方の頭部を毆打し疾病休業四日を要する打撲傷を負はしめ其餘の被告等は逃がすな遣つ付けて仕舞へと云ひ其傷害行爲を助勢したるものなり

松山	第一審 西條區			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齢
罪名	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
傷、脅	懲十月	一四、一三、	懲八月	懲八月	一五、三、一五	懲五月	不詳	一五、六、二九	棄却	無職	高梨二男	三〇
傷、脅	懲六月	同	懲四月	懲四月	同	懲四月	同	同	同	同	山内鐵吉	二九
傷、	同四月	同	同三月	同三月	同	同三月	同	同	同	同	飯尾金次	三〇

犯罪事實（公訴）

被告高梨、山内の兩名は別子勞働組合の幹部として常に同勞働問題に干與し爭議煽動の常習者被告飯尾は同組合員にして最近住友鑛業所より解雇せられたるものなるところ

一、被告等は常に住友鑛業所勞働課が別子勞働組合を壓迫するものと稱へ之が報復を畫策中偶々大正十四年十月二十六日新居郡中萩村黑石驛構内に於て住友鑛業所鑛夫篠原兵吉が負傷し居るを目擊するや奇貨措くべしとなし被告三名は共謀の上同鑛業所勞働課端出場出張所主事加藤忠松に對し負傷者に對する手當不充分なりと詰責し不法にも同人を鑛夫篠原が乘り居る貨車に突き上げ加藤主事は之が爲め右足前脛部を貨車にて擦り約二寸許りの擦過傷を負ひたるより醫師の手當を受くべく同課事務室に遁れ入りたるを追跡し被告高梨は加藤の足を捉へ同事務室より引出し鐵道線路を約五、六間引摺り被告山内は「自分が引受けて監獄に行くから加藤の足を折れ」と呼り被告金次は其の右足を捉へて外方に捻ぢ曲げたるより同人の右足膝關節部に治療三、四ヶ月を要する傷害を與へたり

二、被告高梨、山内の兩名は嘗て横山清資の經營せる新居郡泉川村劇場榮座を勞働組合の演說會場に貸與方屢々交渉したるに之に應ぜざりしを憤慨し大正十四年十一月六日酒氣を帶びて横山方に至りたる處不在なるより同人妻ツル長女ダイの兩人に對し住友より買收せられたる爲め榮座を貸與せざるものならんに依り近日組合員の多數が押寄せ

榮座竝に住宅を破壊する旨申向けて威嚇し以て脅迫したるものなり

大阪	第一審	第二審上告審	職業	氏名	犯時年齢
罪名	大阪區				
傷害	求刑 言渡年月日	求刑 言渡年月日	求刑 言渡年月日		
同	不詳 一五、三、一六	不詳 一五、五、三		會社員	島谷孫次郎	三八
同	同 同六月	懲二月四年猶豫		馬力運搬業	若林藤三郎	三一
同	同 同四月			無職	岩田幸次郎	二〇
同	同			同	島藤四郎	二七

犯罪事實（判決）

被告人孫次郎はシンガーソウイングミシン會社大阪支店本部鶴橋分店主任として同會社に被雇中大正十四年十一月下旬頃同會社より成績不良の理由により同分店の閉店を命ぜられたるを以て同會社の他分店主任等と共に同會社大阪中央店總監督三島貢に對し右閉店の猶豫等に關し交渉を重ねしも要求を拒絶せられし爲茲に大阪市内各支店分店主任等と共にシンガーミシン會社制度革正同盟なる爭議團を組織し各分店主任の待遇等に關し爭議を繼續し來りたるに同年十二月中旬に至り同分店中味原分店を除く各分店主任等も亦同會社より解雇する旨の通知を受けたるより被告人孫次郎は外數名の者と同月二十六日大阪市東區南久寶寺町四丁目心齋橋シンガーソウイングミシン會社大阪中央店に到り右三島に面會を求めんとしたるが其際被告人孫次郎は被告人藤三郎方を訪れ示威運動の應援を依頼し同人及被告人幸次郎・藤四郎と共に自動車にて前記會社に赴く途中孫次郎は藤三郎に對し三島貢を毆打せられ度き旨を告げて敎唆し藤三郎は之を承諾したる後被告人幸次郎、藤四郎と共謀し同日午後六時頃大阪市東區南久寶寺町心齋橋通り西に入る街路に於て三島貢の會社よりの歸途を擁し藤三郎は同人を路上に倒し藤四郎はステッキを以て幸次郎は下駄を以て各同人を毆打し因て同人に對し兩側下脚竝に下口脣内面に治療日數約三週間を要する傷害を加へたるものなり

松山	第一審	第二審上告審	職業	氏名	犯時年齢
罪名	西條支部				
毆、傷	求刑 言渡年月日	求刑 言渡年月日	求刑 言渡年月日		
同	一五、七、一 懲一年	懲八月 元、一二、七	懲八月 元、一二、七	鑿岩機夫	溝口勘次	二八
同	同 同	同 同	同 同	電機夫	近藤庄五郎	三四
毆	同八月 同	同六月 同	懲六月 同	支柱夫	合田和八	二八
同	同六月 同	懲六月 二年猶豫		鑿岩機夫	小野熊太郎	三五
毆、傷	同 同	同 同		同	丁野金一	三〇
同	同 同	懲六月 二年猶豫	懲六月 元、二、七 罰五十圓	同	門脇龜鶴	三七
同	同八月 同	懲六月 同	同 同	選鑛夫	星加市次郎	三三
毆	同 同	同 同	同 懲六月	鑛夫	岡部松太郎	三九
傷	同一年 同	罰百圓		不詳	高梨二男	三〇
同	同八月 同	同七十圓 罰七十圓	元、二、七 罰七十圓	無職	飯尾金次	三〇
同	同一年 同	同百圓		鑿岩機夫	矢野政光	三二

傷	叡六月	一五七、一〇	罰七十圓	罰七十圓	元、二、三	罰七十圓	不詳	二、三、六	寒却	鑛夫	役夫	段上袈裟義	三
同	同	同	同百圓	同百圓	同	同百圓				木家幸三郎			三五

犯罪事實（豫審）

第一、日本勞働總同盟日本鑛夫組合は大正十三年五月頃愛媛縣新居郡泉川村に同組合別子銅山支部を設置し爾來住友合資會社別子鑛業所從業者中同組合に加入する者漸次增加し爲めに非組合員從業者との間に軋轢を生じ別子鑛業所の非組合員等は自衞上各鑛夫部落に改善會、公德宣傳會、共愛會、教青會等の小團體を組織し暗に組合側に對抗し來りたるところ大正十四年九月十五日に至り同鑛業所勞働課長鷲尾勘解治の慫慂により右各小團體を統一し東平改善會及端出場改善會を組織し同鑛業所よりは之が事業資金として金一萬圓宛を無利息にて貸與し鷲尾勘解治外三名の鑛業所傭員は之が相談役となり被告庄五郎は東平改善會柳唐支部長被告松太郎は同一本松支部長被告和は同副支部長被告勘次は端出場改善會川口新田副支部長被告熊太郎、金一、龜鶴、市次郎は各會員なるところ大正十四年十二月五日日本鑛夫組合別子鑛山支部に於ては別子鑛業所從業員一同の待遇改善に關し特價品復活等十三項に渉る要求事項を揭げ從業員一同名義の嘆願書を作製し鑛業所に對し交渉を開始したるも鑛業所に於ては該嘆願は單に組合員のみの要求にして從業者全員の意思ならざるの故を以て交渉委員との面接を拒絕したるところ組合側交渉委員等は鑛業所幹部に對し面會を求めんが爲鑛業所又は勞働課長鷲尾勘解治邸前に聚合して去らず遂に徹宵するに至れり於玆鷲尾勘解治は改善會員等が該嘆願書に贊同し組合員等と行動を共にせんことを慮り旁々鑛業所の態度を闡明せんが爲め同月七日頃別子鑛山に赴き各部落の改善會員を住友東平小學校等に招集し組合側より從業者一同名義の嘆願書に付交涉ありたる事由竝に其後組合交涉委員等が面接を强要せる顚末を告げ當該要求事項は不當にして到底之を認容すること能はざる旨を述べ輕擧妄動を戒めたるところ豫て組合員等平素の行動に關し不快の念を抱き居りたる被告松太郎等東平改善會幹部は右勘解治の言を聽き組合側が改善會々員に無斷にて從業者一同名義を濫用し不當の要求事項を以て鑛業所に交涉を開始し鑛業所幹部に面會を要求せる所爲に付き憤慨し直ちに東平飯場頭詰所に會合し勘解治が東平より惣開の別子鑛業所に歸還する際其見送りを兼ね改善會員は大擧して下山し組合交涉員等に對し其不都合を詰責せんことを決議し同月九日朝勘解治が下山することゝなるや之を聞きたる被告和は電話を以て鑛內役局給仕を介し從業中の各改善會員に課長見送りの爲め直ちに出坑せんことを命じ被告松太郎は出坑せる各改善會員に向ひ東平ベルトン水車場附近に集合の上惣開鑛業所に赴くべき旨傳へ被告松太郎、和等東平改善會員一部の者は勘解治と共に先發し其途中端出場住友病院二階に休憩したる際右事實を聞知したる勘解治は端出場改善會長河原兼次郎、同會員曾我馬次、山中正太郎等三、四十名を同所に招致し東平改善會員等は組合側の嘆願書名義に關し交涉すべき由なるに付端出場改善會に於ても之が交涉しては如何と告げたるところ河原等は直ちに之を諾し東平改善會と行動を共にせんことを誓ひ同日正午頃會員六十餘名は勘解治と共に惣開別子鑛業所に赴きたり然るに同日鑛業所前にて引續き徹宵し居たる組合員等は同日改善會員が課長と共に大擧して惣開に下山し來ることを聞知し泉川村事務所に引揚げ居りたる爲め改善會員は更に歸山の途中右組合事務所に到り交涉することゝなし各會員の到着するを待ち居りたるところ同日午後四時頃約二百數十名に達するや河原兼次郎は一同を引率して午後六時頃泉川村日本

鑛夫組合別子鑛山支部事務所に殺到し被告勘次、庄五郎は同事務所に居合せたる十數名の組合員に向ひ幹部に交渉したき旨を告げ同支部長山内鐵吉及び主事高梨二男を事務所前に呼び出し改善會員に何等の挨拶なく別子鑛業所從業者一同名義の嘆願書を作製し鑛業所に交渉したる不都合を詰り卽時名義取消方を求めたるところ山内鐵吉は右嘆願書は組合總會の議決に依り從業員一同と爲したるものなるに付今直ちに自己の專斷にて之が取消に應ずること能はざるも明十日組合大會を開催すべきに付之を大會に計り雙方交涉委員を選出し其上にて決し度旨申出でたるところ之を聞きたる各改善會員は「骨は拾つて遣るからしつかりやれ後にはしつかりした親方が付いて居るぞ」など〻聲援し被告勘次は大會を待たず卽時取消さんことを強要し尙謝罪文を事務所前に貼付せんことを要求するに至りたるより其場に居合せたる組合員被告金次は勘次に向ひ「判らぬことを云ふな」など〻互に應酬し居りたるところ事務所前に聚合し居りたる多衆の改善會員等は口々に「家を叩き壞せ」「やつ〻けて仕舞へ」と怒號脅迫し果ては鬨聲を揚げて事務所に向つて小石又はビール壜等を投げ付け或は事務所内に亂入する等狼藉を極め因つて一時近隣一帶の人家は危險を恐れ表雨戸を閉鎖するに至らしめ附近の靜謐を害したるものにして該騷擾を釀すに當り

(一) 被告熊太郎は多衆に率先して「骨は拾つて遣るしつかりやれ」「家を叩き壞せ」「やつ〻けて仕舞へ」など〻怒號脅迫し以て其勢を助け

(二) 被告庄五郎、金一、龜鶴は率先して支部事務所に挙大の小石を投け付け以て其勢を助け右投石により同事務所に居合せたる鈴木悅次郎、支部員本家幸三郎、同段上袈裟義、同森礒一、同河端仙祐、同小原傳吉等に全治一日乃至五日を要する打撲傷を加へ

(三) 被告庄五郎、市次郎、和、松太郎、金一は改善會員に向ひ衆に率先して「やつ〻けて仕舞へ」と指揮し

(四) 被告庄五郎、勘次は多衆に率先し鬨聲を揚けて事務所内に亂入し小石を手に持ち支部員段上袈裟義を毆打し全治約五日を要する傷害を加へ

(五) 被告市次郎は率先して同事務所前道路に於て支部員矢野政光を毆打し全治五日を要する傷害を又改善會員本明武雄は支部員飯尾金次を拳を以て同人の胸部等を毆打し全治一日を要する傷害を夫々加へ孰れも本件騷擾行爲に加擔し

第二、被告二男は日本勞働總同盟日本鑛夫組合別子鑛山支部主事被告金次、政光、幸三郎、袈裟義は孰れも別子鑛山支部員なるところ右騷擾の際他の支部員六、七名と共に日本鑛夫組合別子鑛山支部事務所に居合せたるものにして被告等は前示改善會員等の急迫不正の侵害に對し自己の危險を防衛するに當り事務所に有合せたる支部旗柄等を持ち其程度を超え左記の如く改善會員に傷害を與へたるものなり

(一) 被告二男、金次は改善會員阿部虎三を別子鑛山支部事務所内に引摺り込み拳を以て同人の胸部等を毆打したる上事務所前廣場に投け出し更に被告政光は支部旗柄を以て同人を毆打し全治約五日を要する打撲傷及擦過傷を與へ

(二) 被告袈裟義は支部旗柄を以て同事務所前に於て阿部虎三の前額部に治療約五日を要する創傷を與へ

(三) 被告政光は前同所前道路に於て支部旗柄を以て改善會員伊藤宇太郎の右側前膊部を突き全治約六日を要する創傷を與へ

(四) 被告二男は支部旗柄を以て前同所に於て改善會員矢野春雄の衣類の上より腰部を突き全治約五日を要する創傷を加へ

(五) 被告幸三郎は右支部事務所裏人家に至り支部旗柄を以て改善會員横井圓次郎の頭部等を毆打し依つて同人の顱頂骨に長さ約三仙米幅約〇、五仙米の創傷等約五日を要する傷害を加へたるものなり

被告人勘次は大正十年四月二十九日呉鎭守府軍法會議に於て竊盜及横領罪に依り懲役十月に處せられ大正十一年二月二十八日其刑の執行を終了し未だ五年を經過せざるものにして本件犯行は之と累犯の關係にあり

松山											
罪名	第一審 西條區			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齢
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
傷害	不詳	一五、三、五	科十圓	科十圓	一五、四、五	科十圓				鑛業所雇員	合田虎一	三六

犯罪事實(公訴)

住友鑛業所別子銅山從業者中勞働組合に屬するものは同鑛業所に嘆願書を提出し尙屢々鑛業所長竝に勞働課長に面會を求むるも拒絶せらるゝより大正十四年十二月八日組合員協議の上鷲尾勞働課長に是非面會せんとし同日午後五時頃より新居郡新居濱町字惣開住友鑛業所勞働課正門前に莚を敷き組合員四十餘名之に坐り込み焚火、飲酒等を爲して夜を徹したるが翌九日午前三時頃同所保安係員は係長の命に依り組合員に對し退去を要求したるところ組合員は鷲尾課長に面會する迄は退去せずとて反抗の態度を示し口論の末組合側より突然湯沸用藥罐を投げ付けたるものあるより雙方小競合を生じ其際被告合田虎一は同正門前に於て勞働組合員津村春太郎の右前脛部を靴穿の儘蹴り全治五日を要する打撲傷を與へたるものなり

東京										
罪名		第一審 東京地方			第二審			上告審		
		求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑
放火未遂		懲五年	一五、六、三	懲二年六月						

職業	氏名	犯時年齢
無職	中野文夫	三五

犯罪事實（公訴）

被告人は共産主義者にして大正十四年四月以來出版勞働組合に屬し同組合神田支部長となりたるが大正十五年一月中同組合所屬職工二千餘名の被雇先なる小石川區久堅町共同印刷株式會社に於て職工待遇勤務方法に關し勞働爭議勃發し同月十九日交涉破裂して職工一同同盟罷業を敢行し被告人は組合員數名と共に專ら職工の激勵鼓舞に力め居たるところ會社は其間第三者の調停を拒絶し强硬なる態度を持し居たるを以て被告人は會社の强硬なるは畢竟同會社專務取締役吉谷專吉の專橫なるが爲めなりと思惟し其住宅を燒燬し同人に脅迫を加へ仍て爭議を職工側に對し有利なる條件を以て解決せしめんと決意し同年二月十二日野口傳兵衞に依賴して石油を買來らしめ翌十三日小石川區茗荷谷町右組合本部に使用せる座薄團綿を拔取り之を携帶して本鄕區眞砂町三十六番地に於て前記石油を綿に浸し同番地市營住宅第四十六號前記古谷方玄關先に到り右綿に點火し之を玄關先敷居際に放置し放火したるも通行人に發見消火せられ燒燬の目的を遂げざりしものなり

大阪											
罪名	第一審 大阪區			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齢
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
侵、毀	不詳	一五、二、二四	懲四月	懲四月	一五、四、二六	懲四月					大矢庄藏	三三
同	同	同	同二月	同二月	同	同二月					南山幸次郎	二六

犯罪事實（公訴）

被告大矢庄藏は大阪機械勞働組合主事にして大正十四年十一月末日頃住友合資會社經營に係る愛媛縣下別子銅山に於ける勞働爭議應援の爲日本勞働總同盟大阪聯合會より派遣せられ該爭議の委員長となり右爭議に參加したる他の代表者等と共に爭議團の要求條件たる死傷病者優遇、臨時雇制度撤廢、解雇者の復職等の要求を爲したるも別子に於ける同會社當事者の態度强硬にして之に應ずる見込なきより更に大阪市に於ける住友本社各理事に交渉を爲す目的を以て同年十二月十五日男子代表者二名、同月二十六日女子代表者五名を伴ひ來りて各理事に會見を要求したるも會社側に於ては代表者としての面接を峻拒したるにより之を果さず依て被告は更に個人として理事に會見の上右爭議に加盟したる同銅山從業員の現狀を愬へ以て爭議の形勢を有利に進展せしめむことを企圖し大正十五年一月一日大阪機械勞働組合員にして該爭議に關係なき被告南山幸次郎を慫慂し相共に同會社理事なる大阪市住吉區阿倍野町二百十四番地小倉正恒方に至り同人に面會を求めたる處同人不在なりしを以て同家下女古川ミドリが主人不在なる旨を告げたるに當時酒氣を帶び居たる被告兩名は同女が詐言を構ふるものなりと卽斷し憤激の餘各靴穿きの儘同家玄關に上り込み名刺受函生花瓶等を投付けて衝立、襖等を破毀したるのみならず「小倉正恒を出せ」と叫びながら應接室茶の間、客室等に侵入し火鉢を投付け又附近にありたる棒を以て屛風、卓子、疊等十七點の器物を損壞し約五百八十一圓に相當する損害を加へたるものなり

（器物損壞の點に付ては告訴取消により公訴棄却）

神戸											
罪名	第一審 神戸地方			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齢
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
侵、毀、傷	懲一年	一五、四、二七	懲八月	原判決通	二、一、二三	懲八月				機械職工	三木豐	二七
同	同	同	同	同	同	同	不詳	二、四、一	棄却	旋盤工	小林廣吉	三三
同	同	同	同十月	同	同	同十月				印刷職工	安藝盛	三一
同	同	同	同八月	同	同	同八月	不詳	二、四、一	棄却	旋盤工	本多滋二	二一
同	同	同	同	同	同	同				革職	村尾重雄	二六

犯罪事實（公訴）

被疑者三木豐は日本勞働總同盟大阪聯合會支部員同小林廣吉は同聯合會所屬機械工組合鐵心會支部長、同安藝盛は日本勞働總同盟中央委員、同本多滋二は大阪機械勞働組合爭議部委員、同村尾重雄は大阪合同勞働組合員にして何れも別

子銅山に於ける爭議の爭議團を應援し居るものなる處大阪機械勞働組合主事大矢省三竝に右爭議團の陳情委員等が大正十四年十二月二十五日以降連日大阪住友總本店に到り重役に面會を求めたるも其都度拒絶せられ其目的を果さざるを憤慨し同月三十一日大阪市此花區江成町大阪聯合會本部に於て大矢省三の發議により翌大正十五年一月一日は住友男爵及住友總本店重役等は何れも在邸すべきを以て同日を期し部署を定めて男爵家又は重役の私宅に亂入し暴行を働き以て男爵又は重役等をして爭議の惡化に恐萎し鑛夫の爲めに速に有利の解決を遂げしめんことを共謀し更に其翌一月一日午前十時頃同本部に於て被疑者等五名は武庫郡住吉村住友吉左衛門の本邸を襲はんことを熟議し大阪市此花區出入橋附近の薪屋に於て薪五本を買入れ各自之を携帶し同日午後一時三十分大阪驛發下り列車に乘込み住吉驛に下車し午後二時過頃住友邸に到り門前にて男爵に面會を求めたるも守衛に於て其取次を拒絶したるより直ちに豫定の行動に移り各所携の薪を振つて邸内に闖入し表玄關の硝子戸の一部及硝子二枚軒廊下入口開き戸の硝子竝に使丁控室窓格子數ヶ所等の建造物を打壞し其間暴行を阻止せんとする同家守衛豐久善平の前部其他同家雇人林助嗣の右肩上部同可信宇之助の顳顬部に夫々全治迄一週日乃至二週日を要する創傷を加へたるものなり

松山															
罪名	第一審 西條區			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齡
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
傷害	不詳	一五、三、一	罰五十圓							職工	國領己三郎	三

犯罪事實（公訴）

被告國領己三郎は住友別子鑛業所對日本鑛夫組合別子鑛山支部の勞働爭議に付組合側應援の爲め來りたるものなるところ大正十五年一月四日午後七時三十分頃勞働運動の目的を以て新居郡角野村字新田改善會員（住友御用黨）越智鶴太郎方を訪問し其の妻女と面談中改善會員横川一郎が來合せ被告己三郎に對し其氏名を訊ねたることより爭論を惹起し被告己三郎は手拳を以て一郎の右眼部を毆打し眼球結膜に溢血を生ぜしめ尙胸部を毆打し又右手拇指に咬み付き同人に對し治療四週間を要する打撲傷竝咬傷を與へたるものなり

松山															
罪名	第一審 西條區			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齡
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
傷害	罰五十圓	一五、一、二九	罰三十圓							無職	河端仙祐	二五

犯罪事實（公訴）

被告は愛媛縣新居郡新居濱町住友肥料製造所職工として被雇中大正十四年十一月二十二日解雇せられたるがこは同月二十日勞働組合員が住友鑛業所に交渉の爲め同事務所に押掛け居るところを通り合せ同組合員中或る知人と談合し居るを住友側が目擊し右組合員と共に組合運動に從事せるものと誤解の結果解雇するに至りたるものなりと思惟し爾來屢々同製造所主任技師今井節を訪ね復職方を歎願するも許容せざるのみならず面會をも拒絶するより之を含み復讐の機會を窺ひ居りたる折柄大正十五年一月二十八日新居濱町惣開小學校附近の道路を自轉車にて通行中偶々今井技師に出會ひたるを以て自轉車にて同人を阻止し其の肩に手を懸け靴穿きの儘同人の右脛骨上端部を蹴り打撲傷を加へ治療

一週間を要する傷害を與へたるものなり

山松						
罪名	第一審			第二審		
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑
脅迫	罰五十圓	二五、三、八	（略）罰五十圓			
職業	無職					
氏名	池田銀造					
犯時年齢	三					

犯罪事實（略式）

被告は居村藤田長治と共に住友鑛業所機械課鑄物職工に被傭勞働組合に加盟し居りたるところ長治は大正十四年中該組合を脫會し且組合の切崩しに從事せるものと思惟し之を中止せしむる目的を以て同十五年一月十四日右長治の旅行先なる愛媛縣温泉郡余土村伊豫鐵道余戸驛より長治及同人妻に宛て「長治よ貴樣は切崩しをやつたらう立場が苦しいから脫會をすると吐してよくそんな事がやれたものだ勇敢に飽までやれ、そのかはり月に十五の暗夜はあるぞ命とムコウズネの用心をしてやれひきよう者奴、前科二犯者、坊主がにくければケサまでにくい貴樣も用心しろ」との脅迫狀を認め卽時郵送して兩名を脅迫したるものなり

山松						
罪名	第一審			第二審		
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑
電氣事業法	懲一年	二五、三、一九	懲一年	懲一年	二五、五、二六	懲一年
審理中						
職業	無職					
氏名	森登守					
犯時年齢	二四					

同	同六月	同	同三月			
同	同十月	同	同八月	懲一年	二五、三、二六	懲六月
同	同八月	同	同六月			
同	同一年	同	同一年	懲一年	二五、五、二六	懲八月
同	同六月	同	同四月	同	同四月	同
同	同一年	同	同一年	同	同一年	同
同	同十月	同	同六月			
同	同六月	同	同三月			
職工	杉野重雄	三五				
同	田中瓦一	二六				
同	由本繁善	二七				
同	川出雄二郎	二二				
同	中濱藤次	三七				
同	山口常次郎	二四				
同	中野熊一	三七				
同	高谷與三	二二				

犯罪事實（公訴）

被告は孰れも住友別子銅山勞働爭議に付日本鑛夫組合別子鑛山支部應援の爲め來縣したるものなる處組合側は三ヶ月餘に亙る爭議に疲勞し爭議資金に窮迫したるより適當なる調停者あらば之に調停を一任せんとの意嚮ある折柄住友側を脅威し以て組合側に有利の解決を得んと思惟し

一、被告森登守以下六名は共謀の上大正十五年二月十三日午前四時頃愛媛縣新居郡角野村大字立川山に設置せる住友鑛業所端出場發電所貯水池より約二千七百尺上流水路の箱樋を山手十一尺六寸及五尺四寸の二個所谷手四尺四寸及二尺六寸の二個所を鋸、鐵鎚等にて損壞し

二、被告山口常次郎以下三名は共謀の上前同日午前三時頃同郡大保木村に設置せる同鑛業所大保木發電所貯水池より

約百八十間上流水路の箱樋を谷手十一間及山手一間の二ヶ所底板一間を鐵鎚等にて損壞し各流水を谷に脫落せしめたる結果各發電所の原動機の運轉を停止するに至らしめ以て電力の供給を妨害したるものなり

福岡													
罪名	第一審 福岡區			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齡
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
侵、毀	懲六月	一五、五、四	懲六月							硝子職工	松田寅熊	二五
同	同	同	同							同	山野幸治郎	二七

犯罪事實（公訴）

被告人兩名は豫て許斐工業株式會社經營に係る和白硝子工場の職工なりし處大正十五年三月七日右工場閉鎖に伴ひ解雇せられたるを以て他の解雇職工と共に右會社專務取締役許斐儀助に對し解雇手當金の要求を爲し居たるが容易に解決せざるを以て速に之が貫徹を圖らんが爲め前記儀助に面會の上交渉し若し要求を容れられざるに於ては同人に暴行を加へんことを決議し同年四月十五日午前六時頃福岡市舟町三十番地なる同人の居宅に到りたるも面會する事能はざるを以て共謀の上前記會社の事務所を損壞せんことを決意し故なく同所許斐友次郎方邸內に門扉を越えて侵入し事務所の外部又は內部より瓦石ラムネ瓶等を以て事務所の扉硝子戶等の硝子五十七枚竝に硝子戶の棧四ヶ所を破壞し以て右建造物を損壞したるものなり

福岡												
罪名	第一審 福岡區			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齡
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
治安營察法	罰二十圓	一五、五、六	罰二十圓							無職	坂下力之助	二八
同	同	同	同							同	伊藤政一	四一
同	同	同	同							水平社員	岩尾家定	二三

犯罪事實（判決）

被告政一、力之助は元許斐工業株式會社和白硝子工場の職工にして大正十五年三月七日同工場閉鎖後上野福松外數名と共に交渉委員となり同社長許斐儀助に對し解雇手當金給與に關し交渉を重ねたるが容易に解決するに至らざるを以て不尠憤慨したるところ會々前記工場被解雇職工等の食用米買入の必要に迫りたるにより發起人として同月二十六、七日の兩日に亙り協議し右買入米運搬の機を利用し要求貫徹を促進せんが爲め農民組合寄贈米の名を藉りて恰も社會より同情あるものゝ如く裝ひ前記儀助に對し多數の被解雇職工を集め旗を立て列を爲して福岡市內を行進し以て示威運動を行はんことを圖りて其準備を整へ管轄警察官署に所定の屆出を爲さずして翌二十八日午前十時過福岡市今川橋附近に被解雇職工等約八十名を召集し米二十五俵を荷車十臺に各二俵乃至三俵を積載し之に「暴虐なる許斐を膺懲せよ」等と墨書したる赤旗八旒を押立て各自に赤鉢卷又は赤腕章を爲さしめ縱隊となりて放歌しつゝ東に向ひて進行して午前十一時十三分頃同市荒戶町西公園下電車停留場附近に差蒐りたる際福岡警察署警部補行德進が之を認め安寧秩

序を保持するの要ありとして直ちに右運動の禁止を命じたるに之に從はず同所より左折して東通町に出て本町、西職人町を經て舟町附近まで行進し被告家定も右運動に參加して行進し前記警察官の禁止命令に從はざりしものなり

福岡											
罪名	第一審 福岡區			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齢
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
治安警察法	罰三十圓	一五、四、二	罰三十圓							無職	眞木義天	二〇

犯罪事實（判決）

被告人は大正十五年三月十八日午後七時三十分頃福岡市因幡町記念館に於て開催せられたる勞働問題演說會に於て辯士として聽衆數百名に對して「和白爭議團員諸君へ」と題し「諸君は再び耳を澄して窓外に吹き荒れる風の音を聞けあの風は諸君の妻子や兄弟達の恨を包んで船町に從る許斐の邸宅の廻りを吹き荒して居る諸君はマッチを買ふだけの權利がある從つてマッチより火を出す權利がある火を出す權利があれば物を燃やす權利がある諸君の權利の行爲は諸君の自由である」旨の放火を煽動する演說を爲したるものなり

福岡											
罪名	第一審 久留米支部			第二審			上告審			職業	氏名	犯時年齢
	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑			
騷	懲八月	一五、五、二五	無罪							酒小賣商	高本卯一郎	二九
同	同六月	同	懲四月	懲四月	一五、九、一三	懲四月				自轉車修繕業	前畑茂八郎	三八
騷、公	同	同	同六月	同六月	同	同六月	不詳	一五、一一、二〇	棄却	無職	前畑一男	二七
同	同	同	同							鐵工職	秋本重治	二九
同	同	同	同 三年猶豫							無職	森吉光	二〇
同	同	同	懲四月							同	山、田鹿藏	三〇
騷、公、傷	同	同	同	懲四月	一五、九、一三	懲四月				同	西田末吉	三〇
同	同	同	同							同	奥園清一	二八

犯罪事實（豫審）

被告人卯一郎は大正十三年十一月十一日柳河區裁判所に於て禮拜所不敬及毀棄罪に依り懲役二月に處せられ當時其執行を終りたるものにして大牟田合同勞働組合の幹部の一員被告人一男、吉光、鹿造、末吉は被告人清一と共に福岡縣大牟田市所在三井三池染料工業所の職工にして右組合員又被告人茂八郎は九州坑夫組合大牟田支部長被告人重治は福岡勞働組合長なるところ右工業所は事業整理の爲め大正十五年三月二日突如被告人一男以下四名の職工外百五十三名の職工傭人等を解雇したるより其解雇に不滿を懷きたる同被告人等約四五十名は卽刻會社に對し復職方を歎願し容れられざるを知るや愼重に對策を講ずる要ありとし同市本町六丁目合同勞働組合本部に集合して同組合幹部の斡旋に依り玆に爭議團を組織し其本部を同縣三池郡三川町大字諏訪に設け被告人一男を團長に推し交涉係炊事係傳令係等各種の役割を定め專ら被告人卯一郎等組合幹部及被告人茂八郎、重治等應援者の畫策に從ひ同月四日迄に三回に亘り復職

若くは解雇手當增額の件に付直接工業所長に會見し交渉を重ね居り同日午後爭議團本部を工業所に近き大牟田市稻荷町に移し解雇手當を支拂はるゝ翌五日に至り團員は之が給與を受けず被告人一男等五名の交渉員をして同所長に要求書を差出さしむることゝし同市築町三井鑛業所內に於ける其會見の時刻を見計ひ爭議團の用に供する米俵に軍用米と認めたる「ボール」紙を押立て積物其他と荷車五臺に積載して運搬するに當り殊更に同所の門脇に輓き入れ喧噪し不穩の行動に出て暗に會社當局者を威迫し目的の貫徹に努むる處ありしも數願若くは要求は悉く拒否せられたる爲被告人等は孰れも會社に對する憤懣の情に驅られ居りたるものなるが六日に及び被告人重治及被告人卯一郎等組合幹部の發意に依り倍々團員の結束を鞏固とし示威運動を爲し氣勢を揚ぐるに如かずとなし被告人等外團員三十餘名を四班に分ち豫め班長と行動を共にすべきことゝし大牟田市の東北なる三池山の中腹に在る鑛泉附近に集合し燒酎を呷り被告人茂八郎、吉光、卯一郎數名は交々會社攻擊の演說を爲し團結の必要を力說して爭議心を煽りたる上示威行動に移り隊伍を組み赤地の布に大牟田合同勞働組合と墨書せる組合標旗二旒を飜し勞働歌を高唱しつゝ歸路につき其行進の途次被告人卯一郎、茂八郎は染料工場に押寄せ稼働者等に威勢を誇示し且會社當局者を脅迫せんことを被告人一男、重治等と相謀りたる結果同日午後四時五十分頃組合旗一旒を所持せる被告人末吉を先頭に第一班長たる被告人一男と被告人重治とは之に次ぎ第一班員を率る先導し被告人茂八郎は第二班長として之に隨行し被告人淸一は他の組合旗一旒を所持して第三班に組みし毆なる被告人卯一郎と呼應して前示染料工業所通用門を距る約三十間前方に進むや興奮せる一團は「ワッショ〳〵」と叫び乍ら被告人卯一郎、茂八郎、一男、重治の指揮に從ひ同門に殺到し入亂れて喊聲を揚け因つて騷擾して公共の靜謐を害し

該騷擾に際し被告人末吉、吉光、鹿藏、淸一は衆に率先して門內に闖入し被告人一男、重治と共に同所に於て靜謐を亂すべき不穩の情勢を覺知し秩序維持の權限に基き制止鎭撫に努力し居る福岡縣巡査田中武雄の身邊に迫りて突蒐り押除け引廻し若くは毆打し暴力に依り其職務の執行を妨害し騷擾の勢を助けたるものにして被告人末吉、淸一兩名は所持の旗竿を以て右巡査を毆打したる爲めに其頭部に治療十四日を要する傷害を負はしめ居れ共其傷害を生ぜしめたる者を確定し能はざるものなり

秋田	第一審 大箱支部			第二審 上告審				
罪名	求刑 言渡年月日	科刑	求刑	求刑 言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齡
傷害	懲三月	罰六十圓				鑛夫取締	乳井眞五郎	四八
同	同二月	同三十圓				警戒夫	朝霧康三	四〇
同	同	同八十圓				鑛夫世話役	小山盛太郎	三六
同	同	同三十圓				警戒夫	加賀重三	二九
同	同	同七十圓				雜役夫	福地喜一	三三
同	同	同五十圓				製錬夫	千田淸一	二八
同	同	同八十圓				鑛夫	高井德四郎	三六

犯罪事實（豫審）

藤田鑛業株式會社は其經營に係る秋田縣鹿角郡小坂町小坂鑛山製鍊所より發する煤煙の爲め損害を受けつゝある農民

大正十五年

共より損害賠償の請求を受け數年來交渉を重ね來りたるところ大正十四年度分に關する臨時被害賠償額の點に付き日本農民組合に加入せる農民共と意見の一致を缺き紛擾を釀すに至りたるより被告良五郎、康三、盛太郎、重三、喜一清一、德四郎等は之が警戒の任に當り居たる折柄同鑛山工作課の一部の者より會社に對し償金値上げの問題を提出したるも拒絕せられたるが爲め同課中の五十六名は大正十五年三月八日夜より同盟罷業を爲して爭議團を組織し小坂町小坂字細越部落に本部を置き日本農民組合員の援助を受け相提携して鑛山の現業員に對し罷業を敎唆する如き不穩の擧動を爲すに至りたるより之が防禦の任をも兼ね居たるものなるところ

第一、大正十五年三月二日前示農民組合の代表者川俣清音、大澤久明外八名の者が小坂鑛山事務所第三應接室に於て會社側の代表者深谷泰藏外數名と會見し大正十年より翌十一年に渉りて締結したる契約に基く大正十四年度分の穀價差額を同年度の臨時被害賠償問題に關係なく早急に支拂はれたき旨交渉したるも拒絕せられたるが爲め激昂し不穩の言語を弄し果は暴行に及ぶが如き擧動を爲すに至りたるより警戒夫中右應接室の附近に居合せたる被告良五郎、康三、盛太郎等は同室内に殺倒し農民側の代表者を手を以て毆打し若くは蹴り因て清音の頭部と顏面に治癒約一週間久明の顏面に同約十日間を要する傷害を加へ

第二、被告重三、喜一兩名は同年同月十二日警戒の爲め小坂町花園町に到りたる際爭議團員杉澤善之助、小松喜久二の兩名が居合せたるを見「警戒夫か否か」と問ひたるに「何んでもよい小癪なことを云ふな」と答へしより大に憤り即時同所に於て善之助を手を以て毆打し又は蹴り因て其左上瞼部と右内眦に治癒に五日間を要する創傷を負はしめ

第三、被告喜一、清一、盛太郎、德四郎は同年同月二十日爭議團側の應援の爲め午後三時八分着の列車にて來坂することゝなり居たる大澤久明を出迎ひの爲め小坂町小坂驛に到つて歸途に就きたる爭議團員等約三十名に十數名の警戒夫と共に尾行し同町東渡りの羽川連商店附近に到りたる際資本家の犬などゝ罵倒せられ兩者遂に衝突するに至りたるより同被告等は手又は棒を以て爭議團員等を毆打し因て澤口喜代志の左手小指に治療五日、江刺英雄の左顱頂部と上眼瞼に同十日、小笠原政治の胸部と左手に同十日、宮川勝次郎の左顳顬部と鼻梁部とに同五日、齋藤由太郎の鼻梁部に同五日、奥山吉松の右拇指に同五日間を要する傷害を加へたるものなり

罪名	第一審 大館支部 求刑	言渡年月日	科刑	第二審 求刑	言渡年月日	科刑	上告審 求刑	言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齡
騷、公、侵	懲六月	一五、七、一〇	懲六月	原判決通	昭和二、一、三	懲六月 三年猶豫				農	本田安五郎	三六
騷、侵	同	同	同三月	同	同	懲三月 三年猶豫				仕上工	齋藤由太郎	三一
騷、毀	同	同	同四月	同	同	懲四月 三年猶豫				旋盤工	奥山吉松	三三
騷、侵	同	同	同	同	同	同				無職	江刺英雄	三三
騷、公	同	同	同	同	同	同				旋盤工	馬淵隆二	二六
騷、公	同十月	同	同六月	同	同	懲六月 三年猶豫				農	岩淵謙二郎	二四

犯罪事實（判決）

被告人由太郎、吉松、英雄、隆二等は秋田縣鹿角郡小坂町藤田鑛業株式會社小坂鑛山工作課に屬する元職工中同會社側に對し勞働賃金値上げを要求したるも拒絕せられたる爲め同志の職工五十六名結束し大正十五年三月八日夜同盟罷

業を斷行し當時小坂町字細越部落に於ては被告人安五郎を始め農民等は日本農民組合に加入し其應援の下に右鑛山當局者に對抗し煙害賠償の交渉中なるを奇貨とし之と提携して有利に解決せんと欲し右罷業者一同と細越部落に走り山崎文一方を事務所として爭議團を組織し以て鑛山側に對抗し居たる處偶同月二十日午後三時過ぎ爭議團の連中三十餘名赤旗二旒を押立て行列を作り小坂驛方面より歸來するを見て濫りに示威運動を爲すものと邪推し鑛山の警戒夫約二十名は之に尾行し小坂町字東渡りの羽を通過する頃警戒夫等の壓迫的行動に端なく衝突して格鬪を演じ其際警戒夫等の爲めに毆打せられ被告人由太郎、吉松、英雄等數名の負傷者を出し爭議團員等は旗を奪はれ散々の體に逃げ歸りたるに細越部落に於ては爭議團員の中に死傷者を出したりとの報傳はり部落民一同怨憤し大に激昂して非常招集の爲め太鼓を敲き警鐘を亂打し物情騷然として被告人安五郎、由太郎、吉松、英雄、隆二、謙二郎等は極度に興奮し同志の救助旁々逆襲を爲さんことを決意し爭議團員竝に農民等合計七八十名と共に各自竹槍、鎌等の兇器又は棒等を携へ同日午後四時過ぎ小坂町古苦竹飴屋事佐藤多藏方附近迄殺倒したる處同所に於て約四十名の警官隊に阻止せられたるに該警戒線を突破せんと欲して警官に抵抗し或は罵倒し押合ひ揉合ひ警官の制服を破り肩章を奪ひ混亂を呈して騷擾中

(一) 被告人安五郎は警官に取上げられたる竹槍を奪還して公務の執行を妨害し夫詰所内に故なく侵入し

(二) 被告人隆二は警官に對し其處を通せ〳〵と迫りたる上小坂警察分署長佐藤彌太郎を毆打せんとして薪を振り上げ以て公務の執行を妨害し

(三) 被告人謙二郎は警官に對し前に行くと迫り警官が他の者を制止し竹槍を取上げんとするを見るや「竹槍を奪はるゝな槍に血を塗れ」と暴言し尚警官が取上げんとして握れる竹槍を奪はんとし足を上げて蹴かゝり以て公務の執行を妨害し

(四) 被告人由太郎は鎌を手にして警戒線を突破し東渡の羽に赴き同所々在の警戒夫詰所内に故なく侵入し

(五) 被告人英雄は警戒線を突破して若竹部落に到り同所小坂鐵道線路附近に臨時に設けたる警戒夫見張所の窓硝子を棒を以て破壞し次て前示警戒夫詰所に赴き其入口の取外し得べき板戸を蹴壞はしたる上同所内に故なく侵入して假設の電話機を破壞し

(六) 被告人吉松は鎌を携帶して警戒線を突破し右會社所有の警戒夫詰所前に到り鎌を以て電話線を切斷し次で同所の窓格子貳本（家屋の一部として定著す）を手にて破壞し

以て孰れも多衆に率先して右騷擾の勢を助けたるものなり

秋田

罪名	第一審 大館支部 求刑 言渡年月日	第一審 大館支部 科刑 言渡年月日	第二審 求刑 言渡年月日	第二審 科刑 言渡年月日	上告審 求刑 言渡年月日	上告審 科刑 言渡年月日	職業	氏名	犯時年齢
傷害	同	同	同	同	同	同	元仕上工	澤口喜代治	二六
同	同	同三十圓	同	同	同	同	無職	杉澤善之助	三
傷害、警察官吏ニ對スル暴行	同	同五十圓	同	同	同	同	元仕上工	平賀源太郎	六
傷害	同	同三十圓	同	同	同	同	同	澤田金藏	三
同	同	同	同	同	同	同	伊藤公輔		三七

大正十五年

侵	懲三月	一五、七、一〇	罰三十圓							元仕上工	細越久治郎	二四

犯罪事實（判決）

被告人等は秋田縣鹿角郡小坂町藤田鑛業株式會社小坂鑛山の鑛夫なる處會社側に對し待遇改善を要求したるも拒絶せられたる爲め大正十五年三月八日同志の者五十餘名結束して同盟罷業を爲し同町小坂字細越部落に引上け山崎文一方に合宿し當時同會社に對し煙害賠償の要求を爲し争議中なる同部落の農民及農民組合の應援の下に有利の解決を得んと欲したるも交渉豫期に反したるより寧ろ全山の罷業を遂行せしめ以て被告人等の初志を貫徹するに如かずと爲し翌四月四日午後七時頃より順次同部落を出立し人目を避け被告善之助は同鑛山配電場側より被告喜代治、源太郎、金藏、公輔、久治郎等は大生手方面より山傳へに製煉場東方搗架空索道下より各々鑛山警戒夫等を晦まし同夜九時鑛山の汽笛を合圖に同盟罷業勸誘の目的を以て鑛夫等作業中なる製團場及熔鑛爐送風室等他人の看守する建造物内に不法に侵入し被告源太郎は其際製團場の電動力を止め一時業務の妨害を爲したり

静岡

罪名	第一審（静岡區）求刑	第一審 言渡年月日	第一審 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	職業	氏名	犯時年齢
毀棄	懲二月	一五、四、一三	罰五十圓							煉瓦製造販賣	松田辰雄	二五

犯罪事實（公訴）

被告は静岡合同勞働組合の組織準備委員なるところ其勸誘に因り日本勞働評議會に加入し居たる東洋モスリン株式會社静岡工場の職工和田熊次郎外一名が東京の同會社工場に轉任を命ぜられたるを被告は静岡工場の作業課長平林武一の策動に出でたるものと解し之を詰問せんと欲し大正十五年四月十六日午後十時頃醉餘安倍郡豐田村南安東字元場なる平林方に至りたるところ平林が被告の來訪に應ぜざりしより憤激し約三四十分間平林方居宅表玄關硝子戸に小石數十個を投げ付け該硝子戸二本を損壞したるものなり

札幌

罪名	第一審（小樽支部）求刑	第一審 言渡年月日	第一審 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	職業	氏名	犯時年齢
治、恐	懲六月	一五、六、七	懲五月	原判決通	一五、一一、六	懲四月三年猶豫				日雇稼	武内清	二五
同	同五月	同	同四月	同	同	同				同	正木清	二七
同	同	同	同	同	同	同				同	渡邊利右衛門	二四
同	同	同	同	同	同	同				石炭人夫	鈴木源重	二六
同	同四月	同	同	同	同	懲二月				日雇稼	細川貞次郎	二四
同	同三月	同	懲二月二年猶豫							艀人夫	小栗繁太郎	三三
同	同二月	同	同							日雇稼	菊地米吉	三五
同	同	同	同							同	横尾徹	三五
同	同	同	同							同	川村林造	二八

被告人等は何れも小樽市稻穗町西三丁目十八番地に事務所を有する小樽總勞働組合の組合員にして被告人武內清は執行委員として爭議部を主宰し被告人正木清は執行委員として政治部を主宰し被告人細川貞次郎は執行委員として婦人部を主宰し被告人渡邊利右衞門は執行委員として組織部を主宰し被告人鈴木源重は手宮支部長の職に在りて所謂組合の幹部なる處同組合は大正十四年八月三十日の創立に係り現在約七百名の會員を有し一方大阪に本部を有する日本勞働組合評議會に加盟し他方同評議會所屬の札幌合同勞働組合、室蘭合同勞働組合、函館合同勞働組合、函館造船木工勞働組合と氣脈を通じ勞働者の生活の向上勞働條件の改善等を目的とする團體なるも會員の多數は勞働問題の意義を解せず徒に虛勢を張り團體的威力を以て資本家（主として雇主）を壓倒して勞働者の要求を貫徹せんとする傾向ありし處

第一、被告人武內清同渡邊利右衞門同鈴木源重等は豫て小樽市色內町一丁目四十一番地勞力請負業眞田治助の經營せる現場に關し現場費用を人夫に負擔せしむること及人夫に供給する米價の當不當に付不滿を懷き居りし處大正十五年二月上旬勞働組合員にして右現場の人夫なる佐藤勘之助外二名が組合の贊助を得て眞田治助に對し過拂金請求名義を以て小樽區裁判所に出訴したるが同月十九日の第一回口頭辯論に於て眞田治助の代理人秋山常吉出廷し强硬なる態度に出で訴訟の形勢原告に容易ならざるものあるを感知するや玆に被告人等は寧ろ直接談判宣傳ビラの撒布紙彈演說等の手段を以て眞田治助を恐喝し和解金名義の下に金員を收受して訴求の目的を達せんことを共謀し同月二十一日より二十二日迄の間に「大印眞田治助橫暴糺彈大演說會彼れ治助は血も涙もなき冷血漢である吾々は徹底的に糺彈し社會に訴ふるものなり主催者小樽總勞働組合」と印刷したるビラ（證第十五號）を數百枚小樽市內に撒布

し次で同月二十二日午後六時頃より小樽市稻穗町稻穗倶樂部に於て該演說會を開き約二百五十名の聽衆の前にて交眞田治助が惡辣なる手段により不正の利益を貪る旨の誹謗的演說を爲し尙其場に於て眞田治助を徹底的に糺彈することゝ及秋山辯護士に辭任を促す旨決議を爲し同夜十時先づ小樽市富岡町の秋山辯護士宅に到り右決議を交付して自決を迫り次で同夜十一時頃約二十名の勞働者と共に眞田治助方に押寄せ同人に右決議文を突付け眞田治助が訴訟の事は裁判により是非を決すべしと云ふや吾等は爭を好むものにあらず妥協を欲するものなりと云ひ暗に和解の意圖を仄かし今日にも解決せよと迫りて容易に退去する模樣なかりしが警官の來場により解決を他日に期し同夜十二時過ぎ同所を引揚け越えて同月二十五六日頃午後九時被告人渡邊利右衞門を除く外被告人等に於て四五各の勞働者と共に再び眞田治助方に到り强て面會を求め決議文に對する回答を促し眞田治助が尙訴訟の結果を待たれよと云ふを聞入れず原告等三名は非常に急迫し居れば早く解決せられたし二十八日には大演說會を開くことになり居れば夫迄に解決するが得策なる旨申向け以て若し速に和解して金錢を提供せざれば飽迄糺彈すべき氣勢を示し眞田治助を恐喝し同人を畏怖せしめ同月二十七日秋山辯護士宅に於て治助をして示談金名義の下に原告三名に對する債權金百七十圓程を免除せしめたる上尙金百五十圓を原告に提供交付せしめて其目的を遂げ

第二、被告人武內清同正木清同細川貞次郎同渡邊利右衞門は右正木清が小樽市北海製罐倉庫株式會社を解雇せらるゝや共謀して同人の復職を强要し若し肯かれざるときは解雇手當を强請せんことを企て大正十五年三月四日午後三時頃外三名の組合員と共に小樽市南濱町の右會社事務所に到り同會社工場主任野澤弘幸に對し過日勞働組合員なる正木清を組合員なるの故を以て何等豫告なく解雇したるは不當なり速に復職せしめられたしと要求し野澤弘幸が容易

に承諾せざるや豫て携帯せる「組合諸君に檄す俺達の團結した俺達の組合の仕事は俺達一人の同志の問題は組合員一人に加へられたる壓迫は組合全體に加へられたる壓迫である今回の小樽運送同郵船部北海製罐は不當にも組合員を解雇した此の同志に對する明に組合に俺達に對する資本家の挑戰である俺達は是等惡資本家共を徹底的に倒さねばならぬ首切池を倒せ!!同志よたて!!温情製罐の城砦を破れ!!惡資本家の假面をはけ!!資豐の假面をはけ!!小樽總勞働組合」と印刷したる宣傳ビラ（證第十一號）を示し今日の交渉の結果如何によりては之を撒布宣傳する積りなりと稱し暗に若し其要求を聽かれざるに於ては同會社の惡宣傳を爲すべき意圖なることを仄かし以て野澤弘幸を恐喝し因て同人を畏怖せしめて同年四月末日迄の復職を承諾せしめたるが尚之に滿足せず五月以後も引續き使用せられ度若し肯かれざれば解雇手當を支給せられ度しと强請し遂に野澤弘幸をして右畏怖の結果正木清の給料名義の下に其實給料にあらざる金百三圓二十五錢を給與することを約さしめ翌五日午前十一時頃同會社事務所に於て野澤弘幸より該金を受取り以て恐喝の目的を遂げ後宣傳ビラ（證第十二號）を撒布して同所を引揚げ

第三、被告人武内清同正木清同鈴木源重同渡邊利右衞門同細川貞次郎同小柴繁太郎同菊地米吉同川村林造同横尾徹は右小柴繁太郎が小樽運送株式會社を解雇せらるゝや共謀して同人の復職を强要し若し肯かれざるときは解雇手當を强請する目的を以て同月五日午後六時頃約四十名の勞働者と共に小樽市南濱町の右會社事務所に殺倒し同會社の常務取締役毛利友吉に對し過日小柴繁太郎を勞働組合の組合員なるの故を以て解雇したるは不都合なり速に復職せしめ且解雇中の給料を支給すべしと嚴談し毛利友吉が之を肯かざるや交々馬鹿野郎肯かなければ遣つつけて仕舞へ外へ引摺り出せ等罵り果ては同人の手を握りて入口迄引き行く等今にも同人に對し危害を加ふるが如き態度を示して同人を脅迫し因て同人を畏怖せしめて遂に右二條件を承諾せしめたるが尚之に滿足せず右承諾條件を書類に認むべく强要し毛利友吉が之を拒絶するや再び口々に罵言を發し或は卓を叩き或は身邊に迫り果ては背部を押し腕を捉る等の暴行を加へ遂に毛利友吉をして何等義務なき誓約書を認めしめ且つ之に署名捺印を爲さしめて之を受取り其目的を遂げ後多數萬歳を唱へ勞働歌を高唱して同夜七時半頃同所を引揚げたるものなり

（第二審に於て恐喝の第一第二事實は無罪と認め治安警察法違反の點は免訴せらる）

横濱

罪名	第一審 横濱區	第二審 上告審
	言渡年月日	言渡年月日
求刑	懲四月	懲三月
科刑	二五、八、三	拘十日
求刑		二五、九、三
科刑		取下
求刑		
科刑		
職業		
氏名		
犯時年齢	二六	
眞柄信吉		

警、侵、毀

犯罪事實（公訴）

被告人眞柄は日本勞働評議會横濱合同勞働組合執行委員長にして常に勞働爭議等に關與し居るものなる處當時恰も富士瓦斯紡績會社保土ヶ谷工場に於て解雇職工と同會社との間に紛爭惹起せるより之れが解雇職工の復職要求の爲め三浦平松外四名等と共に大正十五年五月二十八日午後八時三十分頃同會社工場主任なる横濱市西戸部町御所山百三十七番地春日秀次方に到り同家通用門外にて案内を乞ひたる處同家女中より主任不在の故を以て面會を拒絶せられたる爲め憤激の餘り該門扉を排し邸内に侵入し多衆の威力を示し同邸内に在りたる長さ約六尺位の棍棒を以て同家女中部屋窓硝子を破壊したるものなり

大正十五年

附記、判決は多衆の威力を示したる事實を認めず

静岡

氏名	職業	罪名	第一審（濱松區）求刑	第一審 言渡年月日	第一審 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	犯時年齡
增田可一郎	職工	脅迫	懲二月	一五、六、二八	懲二月	懲二月	一五、九、一〇	無罪				二六
加茂克雄	同	同	同	同	同	同	同	罰四十圓	不詳	一五、九、一六	棄却	三

犯罪事實（判決）

被告兩名は日本樂器製造株式會社爭議團に屬するものなる處共謀の上外數名と共に大正十五年五月四日午後十一時過頃濱松市田町四十二番地前示會社發送係深谷知方に到り同人に對し「千三百名の職工が喰ふや喰はずに居るに之に同情せず會社を援助するは不都合なり」と云ひ其顏面を數回毆打したる末「俺の顏を覺えて居れ覺悟しろ」「闇夜がある で氣を付けろ」と之を脅迫したるものなり

静岡

氏名	職業	罪名	第一審（濱松區）求刑	第一審 言渡年月日	第一審 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	犯時年齡
前島嘉平	元職工	治安警察法	罰二十圓	一五、五、三	罰二十圓（略）	罰十圓	一五、六、一九	罰二十圓（正式裁判）				二七
松本政文	同	同	同	同	同	同	同	同				二〇

氏名	職業	罪名	第一審 求刑	第一審 言渡年月日	第一審 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	犯時年齡
鈴木正守	同	同	同	同	同	同	同	同				二四
成岡利作	同	同	同	同	同	同	同	同				二九
松本市太郎	職工	同	同	同	同	同	同	同				二七
横山三平	同	同	同	同	同	同	同	同				三
鈴木文治	元職工	同	同	同	同	同	同	同				三
袴田又助	職工	同	同	同	同	同	同	同				二四
竹内勘藏	元職工	同	同	同	同	同	同	同				二五
清水秀雄	指物職	同	同	同	同	同	同	同				二八
鈴木源一	元職工	同	同	同	同	同	同	同				三
飯尾芳太郎	同	同	同	同	同	同	同	同				二五

犯罪事實（略式）

被告人等は大正十五年五月十七日夜濱松市日本樂器株式會社勞働爭議團の氣勢を揚げん爲め約三百名位と一團となり同市三組秋葉神社裏墓地より同市三組町及高町通りを掛聲と共に示威運動を開始し濱松警察署警部補石田義一外巡査約二十名が安寧秩序を保持する必要の爲め其解散を命じ阻止したるも退散せざりしものなり

静岡

氏名	職業	罪名	第一審（濱松區）求刑	第一審 言渡年月日	第一審 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	犯時年齡

罪名	第一審 求刑	第一審 言渡年月日	第一審 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	職業	氏名	犯時年齢
傷害	懲三月	一五、六、一八	懲二月							無職	和田竹一	二七

犯罪事實（判決）

被告人は日本樂器製造株式會社勞働争議に付争議團のため神戸市より應援に來りたるものなる處大正十五年五月二十二日午後一時半頃濱松市常盤町右樂器争議團第十一班詰所に於て偶々右樂器會社「オルガン」部其他の元部長山葉鑑五郎が其部下なりし争議團員を訪ね來りたるを會社側より切崩しのため來りたるものと思惟し突如手拳を揮つて同人を强打し其面部に治療約一週間を要する打撲傷を被らしめたるものなり

静岡

罪名	第一審（濱松區）求刑	第一審 言渡年月日	第一審 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	職業	氏名	犯時年齢
傷害	懲三月	一五、六、二八	懲三月	懲三月	一五、九、一〇	罰六十圓	不詳	一五、九、一六	棄却	旋盤工	新村明治郎	二六
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	自動車運轉手	新谷廣	二七
同	懲一月	同	懲一月	懲一月	同	罰三十圓	同	同	同	市電從業員	安藤隆三	三四
同	同	同	無罪							元樂器會社職工	寺井忠作	四〇
同	同	同	同							自動車運轉手	片岡茂時	二六
同	同	同	同							元樂器會社職工	鈴木德市	二七
同	懲三月	同	懲三月	懲三月	同	罰六十圓	不詳	同	棄却	無職	小幕元治	一九
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	カーボン職工	伊藤健作	二六
同	懲一月	同	無罪							同	塚田義彦	三
同	同	同	同							元樂器會社職工	岡田喜助	二五

犯罪事實（判決）

被告人小幕元治、伊藤健作、新村明治郎、新谷廣、安藤隆三は何れも東京市より濱松市に來りて日本樂器製造株式會社の勞働争議に付争議團の應援を爲し居たるものなる處大正十五年五月廿四日夕刻右争議團に對抗する會社側の雇人宮本錫五郎、鈴木藤一及其護衛者兼子和一郎の三名が争議團員を其の自宅に訪ねて出勤方を勸告せんとし濱名郡積志村有玉に到りたる際之を察知したる被告人小幕元治、伊藤健作、新村明治郎、新谷廣等は共謀の上外數名と共に突如右自動車を取圍みて右三名を自動車内又は路上に引出したる上拳固にて亂打し以て右和一郎の頭部に全治迄三週間を要する打撲傷を右錫五郎の右顳顬部外四個所に全治迄一週間を要する裂傷並に打撲傷を右藤一の背部外一個所に全治迄一週間を要する打撲傷を被らしめ被告人安藤隆三は外數名と共に其現場に於て裏切者なり遣つて仕舞へと叫びて其勢を援けたるものなり

静岡

罪名	第一審（濱松區）求刑	第一審 言渡年月日	第一審 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	職業	氏名	犯時年齢
傷、公	懲四月	一五、六、	懲三月	懲三月	一五、一〇、一	懲三月	不詳	一五、一二、九	棄却	電氣職工	伊東猪三次	二五

犯罪事實（判決）

被告人は日本樂器製造株式會社の勞働爭議に付き爭議團應援の爲め濱松市に來れるものなる處大正十五年五月二十九日午後四時頃濱松驛より下り列車に乘り込まんとしたる際同處警戒の任に當れる靜岡縣巡査山崎吉平より被告人に對し濱松署長が行政執行法に基き發したる檢束命令を傳へらるゝや之に服せず忽同市板屋町方面に向ひて遁走したるも遂に同町木遣材木店附近に於て前記山崎巡査に助力して被告人を追跡し來れる靜岡縣巡査柴田貞次郎の爲め檢束せられんとしたり尙之を逃れんと欲し先づ偶〻携へ居たる被告人所有の番傘を振ひ次に手拳を以て柴田巡査を毆打して其職務の執行を妨害し且同巡査の顏面竝に右肘に治療七日間を要する打撲傷を負はしめたるものなり

靜岡					
罪名	第一審 濱松區		第二審		
公、傷	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑
懲三月	一五、五、二六	懲三月	懲三月	審理中		

職業	氏名	犯時年齡
勞動組合事務員	松葉清次郎	三

犯罪事實（判決）

被告人は日本勞働評議會中央委員にして日本樂器製造株式會社の勞働爭議に關與し居たる處

第一、大正十五年五月三日午前九時過頃多數の爭議團員と共に濱松市中澤町日本樂器株式會社正門前の街路に於て同會社に出勤すべき十數名の研究生に對し不穩の言動を爲して其出勤を阻止せしめんとしたるにより靜岡縣巡査部長村串清次郎、石川春平等が被告人を檢束せんとしたる處被告人は手拳を振つて石川巡査の面部を强打し以て同人の左眼下皮膚剝離竝に腫脹に因る傷害一個を負はしめ其の職務の執行を妨害し

第二、同月五日午前二時過頃濱松市元城町印刷業株式會社開明堂に到り同會社取締役中村修二と面談し同人に對し約一時間に亘りて執拗にも同會社が日本樂器製造株式會社の依頼に因る印刷物を爲すを不都合なりと詰り且該印刷物の提供若くは披見を求めたるも中村が之に應ぜざりしより憤り突如手拳を揮つて中村の面部を强打し同人の上顎右側第一門齒缺損竝右眼下に皮下溢血に因る傷害各一個を負はしめたるものにして右第一第二の各傷害の所爲は繼續犯意に出でたるものとす

福岡					
罪名	第一審 福岡區		第二審		
侵、暴	求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑
懲八月	一五、五、二	懲五月				

職業	氏名	犯時年齡
自由勞働者	野中隆壽	二六

犯罪事實（公訴）

被告は許斐工業株式會社和白硝子工場の爭議に際し應援者なりと稱し時々福岡市下鰯町同工場爭議本部に出入し居りたる者なる處會社との交涉遲々として六旬餘の永きに亘るも解決の曙光を見ず遂に大正十五年五月十一日午後三時頃同工場所屬職工の妻女山野しま外十數名が福岡市舟町社長許斐友次郎方に赴き友次郎の妻に面會を求め生活の窮迫を訴へ一日も解決の速ならん事を嘆願せんとしたるも不在なりと稱し面會を拒絶せられ警察官に於て退去方を說諭し居る隙に乘じ表戸口より故なく友次郎方居宅に侵入し更に同家二階に押上り其場に居りたる友次郎の弟にして同會社專

務取締役許斐儀助を挙にて亂打し暴行を加へたるものなり

靜岡	第一審上告審	第二審上告審
罪名	濱松區	濱松區
脅迫	求刑 言渡年月日	求刑 言渡年月日
懲二月	科刑	科刑
一五、七、五	求刑	求刑
懲二月二年猶豫	科刑	科刑
	職業	職業
元樂器會社職工	氏名	氏名
中野花吉	犯時年齡	犯時年齡
二〇		

犯罪事實（判決）

被告花吉は濱松市に勃發したる日本樂器株式會社に對する勞働爭議團員なるところ大正十五年六月七日午後八時頃爭議團を脫退し樂器會社に勤務せる濱松市元城町寺田兼太郎方に於て同人に對し爭議團員天野初藏を樂器會社に出勤する樣勸誘せしは不都合なり左樣の事にするより爭議が永引く旨難詰したるところ兼太郎は右勸誘を否認したるより被告は右樣のことをすれば承知せぬ多數の團員を寄越すから覺え居れと暗に兼太郎の自由に害を加ふべきことを以て脅迫したるものなり

靜岡	第一審上告審	第二審上告審
罪名	濱松區	濱松區
暴、脅	求刑 言渡年月日	求刑 言渡年月日
懲二月	科刑	科刑
一五、七、二四	求刑	求刑
懲二月	科刑	科刑
	職業	職業
元樂器會社職工	氏名	氏名
廣野巳之太郎	犯時年齡	犯時年齡
三一		

犯罪事實（判決）

被告人は犯意繼續して

一、大正十五年六月十五日午前六時三十分頃濱松市山下町通り四ツ角道路に於て日本樂器株式會社出勤職工佐藤勇（十六年）同高須春藏（二十一年）の兩名に對し「お前等は涼しい顏をして會社へ行くと殺すぞ」と脅迫し

二、同月二十日午後九時頃同市元濱町ピリケン洋食店前道路に於て日本樂器會社職工鈴木哲治（當二十年）に對し「裏切者奴」と罵り右手を以て同人の右頰を毆打し且つ「會社に出れば酷い目に逢はすぞ」と暴行を加へ脅迫したるものなり

甲府	第一審上告審	第二審上告審
罪名	甲府區	甲府區
傷害	求刑 言渡年月日	求刑 言渡年月日
懲三月	科刑	科刑
一五、七、一七	求刑	求刑
懲三月	科刑	科刑
同	求刑	求刑
同二月	科刑	科刑
同	求刑	求刑
同	科刑	科刑
同	求刑	求刑
同	科刑	科刑
同	求刑	求刑
同	科刑	科刑
同	求刑	求刑
同	科刑	科刑
	職業	職業
不詳	氏名	氏名
林炳斗	犯時年齡	犯時年齡
三五		
同		
李明煥		
三四		
土工		
許桓		
三一		

犯罪事實（判決）

被告人林炳斗、李明煥は內鮮人の融和及朝鮮人の共助救濟を目的とする相愛會山梨縣本部の幹部なる處大正十五年六月十二日他の幹部數名と共に同會峽南支部事務整理の目的を以て同支部所在地なる西八代郡久那土村に出張の途中同郡豐和村大字黑澤に飯場を設け朝鮮人十數名を使役して富士身延鐵道株式會社の鐵道敷設工事に從事中なる許桓が相

愛會の處置に反感を懷きて入會を肯ぜざるのみならず大正十五年三月中同會外務部長柳海崗が許桓に邂逅したる際許桓が柳海崗の胸に佩用し居りたる相愛會の徽章を奪ひ取りて抛棄したる事ありたるより是れ相愛會を侮辱するものなりとし其理由を詰問せんことを合意し共に許桓を其飯場に訪ひ尋ねたき事あるを以て峽南支部まで同行せられたき旨申入れたる處其際同行を求むる理由を明示せざりし爲め許桓は兩人等が相愛會へ入會を強要するものなりと誤解したる爲め之に應ぜざりしより翌十三日再び他の幹部等と共に許桓を訪ね前同樣支部への同行を求めたる處許桓が復之を拒絶したるより止むなく其の場を引上翌十四日午前九時頃三度他の幹部等と共に許桓を訪ひ重ねて支部への同行を強要したるも同人が頑として之に應ぜざりしより被告人兩名は立腹の餘り協力して許桓を表庭に引摺り出し且手を以て同人の頭部其の他を毆打したる結果治療二週間を要する傷害を負はしめ被告人許桓は右爭鬪の際李明煥の右手拇指及食指を咬み依て皮膚裂傷及腫脹の傷害を負はしめたるものなり

甲府	第一審	第二審	上告審			
罪名	甲府區			職業	氏名	犯時年齡
傷害	懲三月			不詳	鄭承範	三一
同	同二月	同	懲二月三年猶豫	同	魯文相	二〇
同	同	同	同	土工	金昌鳳	二五
同	同	同	同	同	盧性寬	二六
同	同	同	同	同	黃周鑛	四二
同	同一月	同	罰二十圓			
同	孫小龍	二六				

犯罪事實（判決）

被告人鄭承範、魯文相は甲府市橘町に事務所を設け朝鮮人の職業紹介無料宿泊爭議調停等を目的とする相愛會山梨縣本部の幹部なる處同人等は外數名と共に山梨縣西八代郡豐和村字黑澤に於て富士身延鐵道工事に從事中なる飯場頭許桓が同會に於ける從來の處置に反感を懷き入會を肯ぜざるのみならず同會幹事柳海崗が態々加入方勸誘に來りたる際同人の胸に佩せる相愛會の徽章を奪ひ取り之を抛棄したるより同會を侮辱するものなりとし會長の李明奎の指圖に依り理由を詰問すべく屢々許桓の飯場に至り同人に對し同會久那土支部に同行を求めたるも許桓は容易に之に應ぜざりしより大正十五年六月十四日午前九時頃更に柳海崗、金明淑と共に前記許桓の飯場に至り同人に對し前同樣久那土支部に同行を求めたる結果飯場側の者との間に爭鬪を釀し左記の犯行を爲すに至りたり

一、被告人鄭承範、魯文相は許桓の援助に來たる黃成奎の頭部背部等を棍棒を以て毆打し治療四週間を要する傷害を加へ

二、被告人金昌鳳、盧性寬、黃周鑛は林炳斗の頭部等を毆打し治療三週間を要する傷害を加へ

尙盧性寬、黃周鑛は柳海崗の咽喉を締め手を以て頭部等を毆打し又は足蹴になし治療二週間を要する傷害を加へ

三、被告人孫小龍は棍棒を以て金明淑の左肩を毆打し皮膚腫脹の傷害を加へたるものなり

罪名	第一審 伊那区 求刑 言渡年月日	科刑	第二審 上告審 求刑 言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
暴力、傷害、電信法	懲一年 一五、六、二	懲一年 同四月 二年猶豫	懲一年 一五、九、三	懲一年 不詳	無職	春原正直	三一
同	同四月 求猶豫	同四月 二年猶豫			線路工	竹内孝一	三〇
同	懲二月 求猶豫	懲二月 二年猶豫			同	川井利男	三三
同	懲四月 求猶豫	懲四月 二年猶豫			電工	伊藤九十九	六
同	同	同			運轉手	北原三八	二四
同	懲二月 求猶豫	懲二月 二年猶豫			機械工	青山金次	三
同	同	同			同	市川國盛	二四

犯罪事實（判決）

被告人正直は元伊那電氣鐵道株式會社の書記補にして北殿驛助役に從事中勞働爭議に關係し休職を命ぜられ調停の結果六ヶ月後復職することゝなりたるも小破産の宣告を受けたる爲め復職することを得ざりしものにして日本勞働總同盟支部信州交通勞働組合の幹事其他の被告人の同會社の從業員にして同會社に對し他の從業員と共に待遇改善等に關する六ヶ條の要求を爲し容れられざりしより約四百名と結束し伊那電勞働爭議團を組織し同盟罷業を爲し居るものなる處大正十五年六月四日午後十一時頃上伊那郡赤穗村なる伊那福岡驛助役上野政次を該爭議團に加入せしめんと欲し被告人正直は同人を爭議團本部に連れ行くべく若し應ぜざれば毆打し且電話線等を毀損すべき旨申聞け其他の被告人は之を承諾し共謀して同驛に到り上野政次に對し多數の威力を示して同行を求め脅迫したる上被告人等は同人を毆打し顏面其他に治療四週間を要する傷害を負はしめ且同驛備付けの「タフレット」の二箇の「ヒューズ」を切斷し驛外電柱の電話線を撚合せ混線せしめて電話の通信を障害したるものなり

罪名	第一審 伊那区 求刑 言渡年月日	科刑	第二審 上告審 求刑 言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
暴力、傷害、電信法	懲六月 同二月 求猶豫	懲四月 二年猶豫 懲二月 二年猶豫			電工	白木道太郎	三
同	一五、六、四				同	關賢藏	三

犯罪事實（判決）

被告人等は伊那電氣鐵道株式會社の從業員にして同會社に對し他の從業員と共に待遇改善に關する六ヶ條の要求を爲し容れられざりしより約四百名と結束し伊那電勞働爭議團を組織し同盟罷業を爲し居るものなる處大正十五年六月四日午後十一時頃上伊那郡赤穗村なる伊那福岡驛助役上野政次を該爭議團に加入せしめんと欲し同人を爭議團本部に連れ行くべく若し應ぜざれば毆打し且電話線等を毀損すべき旨被告人春原正直よりの指揮を受けて之れを承諾し同人外十名と共謀して同驛に到り上野政次に對し多數の威力を示して同行を求め脅迫したる上被告人等は同人を毆打し顏面其他に治療四週間を要する傷害を負はしめ且同驛備付けの「タフレツト」の二箇の「ヒューズ」を切斷し驛外電柱の電話線を撚合せ混線せしめて電話の通信を障害したるものなり

罪名	第一審 伊那區 求刑	言渡年月日	科刑	第二審 求刑	言渡年月日	科刑	上告審 求刑	言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
暴力	懲八月	一五、六、一四	懲八月	懲八月	一五、九、二三	懲六月	不詳	一五、一一、二九	棄却	會社員	新村覺衛	三一
同	同	同	同六月	同六月	同	同五月	同	同	同	同	山本初吉	三一
同	同四月 求猶豫	同	同四月 二年猶豫							電工	田中甚三	三七
同	懲二月 求猶豫	同	懲二月 二年猶豫							線路工	酒井安次郎	三五
同	同	同	同							同	北澤角一	三一
同	同	同	同							運轉手	米山義藤	三一
同	同	同	同							同	竹松輝美	二六
同	懲四月 求猶豫	同	懲四月 二年猶豫							電工	齋藤理一	二八

犯罪事實（判決）

被告人覺衛は元伊那電氣鐵道株式會社羽場驛長にして大正十四年十月頃日本勞働總同盟支部信州交通勞働組合の組織に奔走したる爲め春原正直、水崎忍治と共に休職を命ぜられ調停の結果六ヶ月後復職することゝなり大正十五年五月一日下伊那郡波合村電燈營業課の勤務を命ぜられ且同勞働組合上下伊那支部の會計係被告人初吉を除く他の被告人は同會社の從業員且右支部の組合員なる處今回會社に對し他の從業員と共に待遇改善等に關する六ヶ條の要求を爲し容れられざりしより同會社の從業員約四百餘名と結束し伊那電爭議團を組織し同盟罷業を繼續し居り被告人初吉は元筑

罪名	第一審 大阪地方 求刑	言渡年月日	科刑	第二審 求刑	言渡年月日	科刑	上告審 求刑	言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
騷、毀	懲一年六月	二、二、二八	懲一年	審理中						不詳	金相求	三六
同	同 一年四月	同	同十月	同						鐵瓶鉉製造職工	朴采仁	三一
同	同一年	同	同六月	同						洋傘職工	朴元植	二九
同	同六月	同	同四月							伸鐵職工	徐正玉	二六
同	同	同	同							洋傘職工	玄雲敬	一九
同	同	同	同五月							石鹼製造職工	金雄根	二〇
同	同 一年六月	同	同一年	審理中						無職	權得先	二一

罪名	第一審 大阪地方 求刑	言渡年月日	科刑	求刑	言渡年月日	科刑	第二審上告審 求刑	言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
騷擾、毀	懲一年二月	二、二、二六	懲八月	審理中						洋傘職工	鄭鉉永	二七
同	同八月	同	同六月	同						鐵工職	韓相採	二四
同	同十月	同	同	同						土工	金鎔憲	三八
同	同六月	同	懲二月	控訴						鐵工職	金奉安	三五
同	同一年二月	同	同							下宿業	金敬善	二九
同	同一年	同	懲七月							不詳	李康鎬	二六
同	同六月	同	同三月							鐵工職	馬平基	二七
同	同	同	罰五十圓							諸誤職工	孫順石	二〇
同	同	同	懲三月							金屬工	李昌鐘	二三
同	同	同	同							釦職	金仁煥	二三
同	同	同	罰五十圓							鐵工職	邊壽成	二二

犯罪事實（判決）

在日本朝鮮勞働總同盟は內地在住所屬朝鮮勞働者が一致團結して資本家に對抗し專ら勞働條件の改善を期せんとし之に對立せる內地在住の別派朝鮮勞働者團體なる相愛會は內鮮融和を標榜し和衷協調を旨とし所屬會員等の相互扶助に因り其進歩を計らんとし兩者自ら其主義を異にせるより屢々反對行動に出で互に相反目確執し來れる處偶〻大正拾五

年六月四日大阪府中河內郡布施町在住の梁棟錫が突如附近の溜池にて變死を遂げたる事實の發覺するに及び相愛會大阪本部中河內支部に於ては其死因に疑を挿み同月五日梁の同居者なる今福朝鮮勞働組合員朴學九を大阪市東成區大今里町百五十八番地相愛會中河內支部事務所に招致し梁に關する諸般の事情を聽取せんとするに際し中河內支部長金度働等が同人を毆打し暴行を加へたるより之を聞知せる前示總同盟關西聯合會の細胞團體たる今福朝鮮勞働組合事務所に於て之が對策を講じたる結果同組合員を糾合し尙前示總同盟關西聯合會の細胞團體たる市岡連珠會同堺朝鮮勞働組合の應援を得て同日夜相愛會中河內支部附近なる大今里町黃秉昌方を足溜として一同勢揃の上同事務所を襲撃暴行を爲さしめて復讐を遂げ勞働組合の氣勢を揚けむことを謀議し右決議に基き市岡堺の同胞團體に急を告けて其來援を求め傍ら今福朝鮮勞働組合員を召集し同夜豫定の足溜場所なる前記黃秉昌方附近には前示今福朝鮮勞働組合を始め右市岡堺の各細胞團體に屬する組合員にして來り會する者百名內外に達し夫れ〳〵襲撃の準備を整へたる上午後九時半頃前示委員中或者は多衆に向ひ中河內支部所屬相愛會員等の妄狀を告けて其義憤を煽揚し自ら率先して同事務所に赴き談判を試むべきに付其合圖に應じ一同同所に殺到し豫定の行動に出づべき旨を告け數人の者と共に棒等を携へ先發隊として出動し前記黃秉昌方より約一丁餘を隔てたる相愛會中河支部事務所に押寄せ屋內に侵入し同所に居合せたる相愛會員金得郎に對し前夜の妄狀を難詰し後方に多數の同志を待たせあるにより勞働組合に於ても相受會に對戰するに吝かならざる旨を告け同人を脅迫し次で先發隊の招致に應じ之に加はらざりし爾餘の者は孰れも後續隊として大聲に「遣れ遣れ」「こらこら」等と掛聲し盛に氣勢を揚けつゝ同事務所に殺到し「ヘエボチヤ〳〵エボチヤ」（遣レ遣レ）「ブサラミルブサラ」（打壞セ）「チユーゲラチユーゲラ」（殺セ殺セ）等と怒號し喧騷を極め其大部分の者は孰れも同事務所に

闖入し爰に先發隊と合し共に同所に居合せたる相愛會員李種泰を表街路上にて毆打し次で他の相愛會員金得郎をも毆打し且同人の逃走するを追跡し同事務所備付の机椅子等の器物を手當り次第に破壞し同事務所の建物所有者前田廣太郎所屬の取外し自由の硝子四枚軒燈等を粉碎し以て騷擾を爲したるものにして其際各被告人は左記の犯行を遂げたるものとす

第一、被告人金相求は前示總同盟關西聯合會中央委員兼同會の細胞團體たる今福朝鮮勞働組合執行委員長同權得先は同組合員にして元同組合執行委員同鄭鉉永は同組合執行委員同李康鎬は同組合常務委員同朴采仁は同組合員なる處同人等は右組合事務所に於て前示の如く相愛會中河內支部事務所を襲撃暴行を爲さんことを謀議し孰れも之を實行したる首魁にして就中

一、被告人金相求は右謀議に際し克く衆議を取纏め暴力的報復手段に出づべきことを決裁し自ら堺朝鮮勞働組合に赴き被告人金敬善等に對し事態を告げ其應援を求め又自ら被告人金仁煥、李昌鎭等今福朝鮮勞働組合員を糾合すると共に被告人玄雲敬等をして同組合員を召集せしむる等爭鬪の準備に努めたる上前記六月六日夜前示黃乘昌方に於て權得先と共に前示の如く多衆に對し當夜の行動に關する方策を授けたる上先發隊として數名の組合員と共に相愛會中河內支部事務所に押寄せ屋內に侵入し相愛會員金得郎に對し前示の如き言辭を弄して同人を脅迫し次で後援隊の殺到するに及び右金得郎が元勞働組合に加盟せし緣故を以て同人に對する同志の暴行を制止せんと試みたる外多數をして前記暴行を敢行するに至らしめ

二、被告人權得先は前記謀議に際し極力暴力的報復を主張して衆議を動かし市岡連珠會に對する求援の任に當り前記相愛會中河內支部事務所襲撃に際しては先發隊に加はりて同所に押寄せ更に引返して後續隊を誘導し更に同所に殺到し金得郎を指し「彼奴が組合員を毆つた奴だろう引張り出せ毆れ」と怒號し後續隊の先頭に立ちて事務所內に亂入し「ヘエボチヤ」(遣れ遣れ)と連呼する等衆に抽出て活躍し

三、被告人鄭鉉永は右襲撃に際し先發隊に追尾し數十人の先頭に立ちて前記事務所に殺到し屋內に侵入し金得郎より其無禮を咎めらるゝや「失敬も糞もあるか此野郎」「こんな者が何ぢや押潰して仕舞へ」と叫び同人に毆り掛り他の相愛會員李種泰に椅子を投け付け更に表街路上に於て再び同人を毆打し

四、被告人朴采仁は前記謀議に際し前示朴學九の妹婿たる關係上被告人權得先と共に强硬說を主張し今福朝鮮勞働組合員を糾合し前記相愛會事務所襲撃に際しては後續隊の先頭に立ち之を率ゐて同所に殺到し被告人權得先に追尾して「喧嘩か喧嘩か」と叫びながら事務所に侵入し入口附近に在合せたる机を叩き付け硝子戶器物等を蹴飛し木片を持て座敷に逃上れる金得郎に毆り掛り

五、被告人李康鎬は連珠會の應援隊を今福朝鮮勞働組合事務所より足溜場所なる前記黃乘昌方に導き前記支部襲撃に際し被告人金雄根に先發隊と後續隊との連絡方を命じ自ら先發隊に加はりて同所に押寄せたる後更に引返して自ら後續隊を誘導し再び同所に殺到して屋內に侵入し間もなく巡査の現場に臨むを見るや多衆に向ひ「タートルラカショ」(皆歸れ)と號令して之が統制に任じ

第二、被告人朴元植同金雄根同徐正玉同玄雲敬同李昌鎭同金仁煥は孰れも右今福朝鮮勞働組合員同金鎔臺は前示市岡連珠會の執行委員長同韓相採は同會常務委員兼臨時總務同馬平基は孰れも同會員にして共內右今福朝鮮勞働組合員

は金相求等の召集に應じ其他の者は前記來援の求に應じ孰れも前示暴行復讐を爲す事情を了知の上本件騷擾に加擔し他に率先して勢を助けたるものにして就中

一、被告人朴元植は前記襲撃に際し先發隊に加はりて相愛會中河内支部事務所に押寄せ後續隊の同所に殺到するに及び硝子を拾上げ之を地上に叩き付け棍棒を以て相愛會員に打掛り

二、被告人金雄根は前記相愛會事務所を襲撃するに當り先發隊と後續隊との連絡の任に當り後續隊に率先して勢込んで事務所内に侵入し入口に轉倒せる硝子戸を踏壞し硝子戸の棧を取り更に事務所内の硝子を破碎し（器物毀棄の點に付告訴なし）

三、被告人徐正玉は後續隊に加はり前記事務所に押寄せ屋内に侵入し金得郎を毆打し李種泰を叩き伏せつゝある一團に加はりて犯行を助け

四、被告人玄雲敬は前記襲撃に際し後續隊の多衆と共に殺到し群衆を押分けて事務所内に侵入し金得郎に毆り掛り且同人を表街路に引出さんとし

五、被告人李昌鐘、金仁煥は後續隊に加はり前記事務所に押寄せ屋内に侵入し且其際孰れも入口の硝子戸の硝子を叩ち壞し

六、被告人金鎔臺は後續隊に加はり大衆と共に「こらこら」と連呼し氣勢を揚げつゝ殺到し事務所内に侵入し金得郎の胸先を捕へて之を屋外に引出さんとし又棒切を以て同人に毆り掛り

七、被告人韓相採は後續隊の先頭に立ちて相愛會事務所に侵入し金得郎の無責任の態度を難詰し同人に毆り掛り

八、被告人馬平基は後續隊に加はり相愛會事務所に押寄せ同事務所内に侵入し棒切を以て金得郎を毆打し表入口の硝子戸の硝子一枚を破壞し

第三、被告人孫順石同邊壽成は右今福朝鮮勞働組合員同金敬善は右堺朝鮮勞働組合の執行委員同金奉安は右市岡連珠會員にして右孫順石邊壽成は金相求等の召集に應し其他の者は前記來援の求に應じ孰れも前示暴行復讐の事情を了知の上本件騷擾に加擔し前記襲撃に際し被告人金敬善は先發隊と共に被告人金奉安、孫順石、邊壽成は後續隊と共に前示相愛會事務所に押寄せて附和隨行し且右金敬善及金奉安は孰れも同事務所内に侵入したるものなり

靜岡	罪名	第一審 濱松支部 求刑	言渡年月日	科刑	第二審 求刑	言渡年月日	科刑	上告審 求刑	言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齢
	騷擾	懲一年	一五、一三、一四	懲八月		審理中					職工	石岡德平	二七
	同	同	同	同		同					同	伊藤由太郎	三七
	同	同	同	同		同					同	藤原擎	四五
	同	同	同	同		同					同	鳥居福松	二七
	同	同	同	同		同					同	島田豐平	三三
	同	同	同	同		同					同	山本廣吉	四一
	騷、放豫	同	同	懲一年		同					指物職	中野花吉	四〇
	同	同	同	同八月		同					職工	須貝滿直	二九

職業	氏名	犯時年齢	第一審 濱松支部 言渡年月日	第一審 濱松支部 求刑	第一審 濱松支部 科刑	第二審上告審 言渡年月日	第二審上告審 求刑	第二審上告審 科刑	罪名
職工	近藤賀明	三二	審理中						竊盜、放豫
同	牧野吉十	二九	同	同	同				同
同	太田正吉	二六	同	同	同				同
同	中村愛治	三七	同	同	同				同
同	内藤增治	二八	同	同	同				同
菓子小賣商	南喜一	四四	同	同	同				竊盜、傷
職工	牧田聖	二九	同	同	同				同
同	高橋清太郎	三七	同	同	同				同
同	村松福藏	二九	同	同	同				同
同	太田吉藏	三五	同	同	同				同
同	岡本義治	二八	同	同	同				同
同	尾藤菊一郎	二〇	同	同	同				同
同	袴田嘉平	二二	同	同	同				同
同	宮田榮	三三	同	同	同				同
同	釋喜次郎	三五	同	同	同				同
同	飯田誠一	二九	同	同	同				同

職業	氏名	犯時年齢	第一審 濱松支部 言渡年月日	第一審 濱松支部 求刑	第一審 濱松支部 科刑	第二審上告審 言渡年月日	第二審上告審 求刑	第二審上告審 科刑	罪名
職工	水島憲夫	二九	審理中						竊盜、放豫
同	栗田太市	二九	同	同	同				同
同	砂子仁	二八	同	同	同				同
同	山内七五三夫	二八	同	同	同				同
同	生駒藤吉	三七	同	同	同				同
同	小林鈴信	三六	同	同	同				同
同	金田正雄	二九	同	同	同				同
同	鈴木淺次郎	二八	同	同	同				同
同	小林三郎	三五	同	同	同				同
同	鈴木德市	三一	同	同	同				同
同	根木千代松	二〇	同	同	同				同
同	稻垣太三郎	三九	同	同	同				同
同	田中忠四郎	二九	同	同	同				同
同	竹山林次	三三	同	同	同				同
同	伊藤清	二四	同	同	同				同
同	鈴木勘藏	一〇	同	同	同				同
同	名倉豐次郎	二九	同	同	同				同
同	谷野辨一	三三	審理中						竊盜、放豫
同	安川彥太郎	二四	同	同	同				同

犯時年齢	氏名	職業	第一審上告審 言渡年月日	第一審上告審 科刑	第一審上告審 求刑	第一審 言渡年月日	第一審 科刑	第一審 求刑	靜岡 罪名
三三	小林保之	職工				審理中			贓、放火
三〇	齋藤清市	同				同			同
二二	市川繁太郎	同				同			同
二〇	鈴木三代	同				同			同
二八	鈴木清	同				同			同
二五	神村與平	同				同			同
一七	原田松太郎	同				同			同
二二	梅田一二	同				同			同
二六	間淵義雄	同				同			同
二三	大石次雄	同				同			同
二三	小倉德太郎	同				同			同
一九	柳下讓一	同				同			同
一九	庵原政吉	同				同			同
二〇	佐野作太郎	同				同			同
二二	永井金作	同				同			同
二〇	前島一次	同				同			同
二二	高橋昌一	職工				審理中			贓、放火
二七	白柳伊太郎	同				同			同
二三	伊達五郎	同				同			同
一八	鵜飼勇	同				同			同
二三	長尾滿	鐵工				同			同
二四	大桑藤次郎	職工				同			同
二三	金子菊雄	同				同			同
二一	栗倉誠一	同				同			同
二九	富田房市	蒟蒻卸商				同			同
二六	落合理太郎	職工				同			同
二七	堀内政平	同				同			同
一九	太田泰治	同				同			同
二三	池野留吉	同				同			同
二三	塚田義彦	護謨職工				審理中			贓、放火
二五	平野德重	職工				同			同
二三	西本一三	大夫				同			同
二三	岡田千利	電工				同			同

靜岡縣濱松市中澤町日本樂器製造株式會社は明治三十年九月二十八日創立職工千三百餘名を擁する大工業會社なる處大正十五年四月中濱松合同勞働組合に屬する同社職工一同より會社に對し待遇改善等十二ヶ條の要求を爲したるに端を發し大正十五年四月二十六日勞資協調遂に決裂して一千數百名に上る同社男女職工全部は斷然同盟罷工を敢行し日本勞働組合地方評議會應援の下に司令部警備隊本部以下十四班を編成して堂々會社に挑戰對抗し同年八月五日に至る迄三ヶ月餘の久しきに亘りて爭議を繼續したるが濱松市長渡邊素夫等の調停に依り同會社より解雇手當三萬圓を出して三百五十名の多數に上る職工馘首して漸く解決したり

其間被告人南喜一、岡島千利、西本一二、長尾滿、塚田義彦等は應援者數餘の被告人等は右爭議團員として何れも爭議の解決を促進せしめんが爲め左記犯行を爲したるものなり

第一、(一) 被告人岡島千利は應援者岡村慶次郎と共に該爭議が尋常の手段を以ては到底解決の見込なきを察し右樂器會社の木材置場に放火し局面を展回して其解決を促進せんと共謀し大正十五年六月下旬頃より數回共々爭議團員金原滿、柳下謹一外數名を敎唆したるも果さず更に同年七月五日濱松市横山三平方に於て被告人塚田義彦に爭議團員中の細胞員をして之が實行を爲さしむ可きことを謀り、被告人塚田義彦は之を承諾し大正十五年七月六日濱松市八幡町爭議團第十四班詰所に於て被告人太田泰治に對し右木材置場に放火す可きことを敎唆し自ら揮發油脫脂綿油紙を買來りて被告人太田泰治と共に右十四班詰所裏物置内に於て脫脂綿に揮發油を浸し油紙を以て包み放火材料を整へ

(二) 被告人太田泰治は右敎唆に基き同日午後十一時過頃右放火材料を携へて同市元濱町右樂器會社木材置場

(價格約三十數萬圓に相當する木材の積重ねあり)の東南隅に到り高さ二間位に堆積しありたる乾燥木材の下に右放火材料を挿入し所持の燐寸を以て之に點火し該木材約三尺四方を燒燬し因て公共の危險を生ぜしめたるものなり

第二、(一) 被告人平野德重は岡村慶次郎より爭議解決を促進する爲め「ダイナマイト」が必要なる旨懇望せられたるより州崎鑛山工夫相馬庄吉より「ダイナマイト」雷管各四個及導火線十尺餘を讓受來り人の身體財産を害せんとする目的を以て使用する情を知りながら大正十五年七月十一日午後十一時頃同市山下町天林寺附近に於て右「ダイナマイト」雷管各四個に導火線十尺餘を添え右岡村慶次郎に讓與したり

(二) 被告人岡島千利は岡村慶次郎と爭議解決促進の爲め更に右樂器會社重役小竹祿之助居宅を「ダイナマイト」を以て破壞せんことを共謀し大正十五年七月十五日午後十時頃同市馬込町專買局脇道路に於て岡村慶次郎の手より被告人西本一二に「ダイナマイト」及雷管導火線を交付し小竹祿之助居宅を爆擊す可きことを命じ

(三) 被告人西本一二は右岡村慶次郎の命に依り同夜同市元濱町爭議團司令部二階に於て前記岡村慶次郎より交付を受けたる「ダイナマイト」二本を結束し之に導火線を附したる雷管二個を差込みて爆發裝置を爲し其翌十六日午前三時頃之を携へて同市高町六十二番地小竹祿之助居宅前に到り右爆發裝置を爲したる「ダイナマイト」の導火線の一端に燐寸を以て點火し之を同家門外より邸内玄關前に投入したるが落下の際雷管が「ダイナマイト」より分離したる爲め雷管のみ炸裂したるも「ダイナマイト」は爆發するに至らざりしものなり

第三、(一) 叙上の如く爭議團は爭議勃發以來既に二ヶ月有餘の間苦戰を續け來りたるも尚解決の曙光を見る能はず次

第に團員の統一結束を缺くに至りたるより大正十五年七月十五六兩日に亘り應援者及爭議團各班代表者等會合して最終的暴擧に依りて市民に不安を與へ輿論を喚起して解決を促進せんことを謀議したるが其七月十六日には濱松市常盤町横田來助方に各班代表として被告人中村愛治、藤原擊、島田豐平、伊藤由太郎、石岡德平、太田正吉、近藤賀明、中野花吉、須貝滿直、牧野吉十、山本廣吉、內藤增吉、鳥居福松及應援者被告人岡島千利、岡村慶次郎等會合し所謂打壞し運動を爲すに如かずと爲したるも之が爲め不利の結果を招來する惧あるを慮り最高幹部被告人南喜一を右來助方に招致して謀りたる處被告人南喜一は暴行運動を爲すも爭議の解決に付職工側に不利の結果を來す惧なく却て該運動に依り有利の解決を見たる例ある旨を說示したるより右代表者及應援者等は愈最終的暴動を敢行するに一決し各班より選拔したる決死隊は同日午後七時頃迄に同市元濱町爭議團第四班詰所（第七班も同宿）に其他の團員は同市鴨江町鴨江觀音境內に集合し夫れより手分して同夜九時を期して一齊に樂器會社支配人林慶吉同重役中村藤吉濱松市長渡邊素夫の各居宅竝に濱松警察署を襲擊騷擾すべきことを謀議し之に基き各自班員を驅りて左記の如く林慶吉、萩原貞司、中村藤吉、渡邊素夫の各居宅及濱松警察署を襲擊し各所相呼應して一大騷擾を演ぜしめ以て其首魁と爲り

(二) 被告人太田正吉、近藤賀明、中野花吉、須貝滿直、牧野吉十（以上首魁）大桑藤次郎、金子菊雄、栗倉誠一、富田房市、落合理太郎、堀內政平、池野留吉等の一隊は同夜八時頃濱名郡皷馬村神明宮の森に集合し被告人太田政吉は場合に依りては燒打すべきことを命じ他の被告人等は之を承諾し同夜九時頃同郡同村助信百三十五番地林慶吉宅を襲擊し門燈門扉其他を損壞し次で同所百三十四番地萩原貞司居宅を襲ひ投石して表硝子戶等を破壞したるが

(イ) 被告人太田正吉は率先して林宅板塀を蹴り付け投石し

(ロ) 被告人中野花吉、牧野吉十、堀內政平は神明宮より揮發油入ビール壜を携帶して林宅に押寄せ花吉及吉十は此れを邸內に投入し且投石し政平は率先して同家板塀に登りて邸內を偵察し且投石し

(ハ) 其他の被告人は何れも率先して投石し勢を助けたるものなり

(三) 被告人藤原擊、島田豐平、伊藤由太郎、石岡德平、鳥居福松（以上首魁）牧田聖、高橋淸太郎、村松福藏、太田吉藏、岡本義治、尾藤菊一郎、釋喜次郎、宮田榮、飯田誠一、栗田太市、水島憲夫、袴田嘉平、田中忠四郎、砂子仁、山內七五三夫、鈴木德市、生駒藤吉、小林鈴信、金田正雄、根木千代松、鈴木淺次郎、小林三郎外二百名餘の一隊は同夜九時頃濱松市鴨江町鴨江觀音に集合し同町渡邊素夫居宅に押寄せ喊聲を揚げて邸內に殺倒し投石して窓硝子其他を損壞騷擾したるが

(イ) 被告人牧田聖、高橋淸太郎、村松福藏、太田吉藏、岡本義治、尾藤菊一郎、釋喜次郎、宮田榮、飯田誠一、栗田太市、水島憲夫、袴田嘉平、田中忠四郎、山內七五三夫、生駒藤吉、小林鈴信、金田正雄、鈴木淺次郎、小林三郎は何れも邸外より投石し

(ロ) 被告人砂子仁は邸內に侵入し且投石し以て率先助勢し

(ハ) 被告人藤原擊、島田豐平、伊藤由太郎、石岡德平、鳥居福松（以上首魁）鈴木德市、根木千代松等は同家門外に於て喧騷したるものなり

大正十五年

(四) 被告人山本廣吉（首魁）名倉豐次郎、稻垣太三郎、竹山林次、鈴木勘藏、伊藤淸の一隊は同夜九時頃同市田町中村藤吉方を襲擊し被告山本廣吉、名倉豐次郎、稻垣太三郎の三名は同家北裏より其餘の三名は東横より何れも邸内に率先して投石助勢し

(五) 被告人西本一二、長尾滿、谷野辨一、安川彥太郎、小林保之、齋藤淸市、市川繁太郎、鈴木三代、鈴木淸、神村與平、原田松太郎、梅田一二、間淵義雄、大石次雄、小倉德太郎、柳下謹一、庵原政吉、佐野作太郎、永井金作、前島一次、高橋昌一、白柳伊太郎、鵜飼勇、伊達五郎等の一隊は同夜九時頃同市榮町金山神社裏に集合し被告人西本一二、長尾滿より濱松市傳馬町濱松警察署員か前記の騷擾を知り出動したる虛に乘じ同署を襲擊して燒打ちを爲すべきことを命じ他の被告人等に揮發油入ビール壜燐寸を配給し其他の被告人は此れに贊同し燒打を決行する爲め署員が鴨江觀音方面に出動したるを見て同警察署附近に押寄せたるが

(イ) 被告人長尾滿、西本一二は各員を激勵指揮し

(ロ) 被告人谷野辨一は揮發油入ビール壜を被告安川彥太郎、小林保之は燐寸を携へ

(ハ) 其餘の被告人等は以上の者等と共に各所に騷擾と相呼應し警察署附近を横行して勢を助け署内の狀況を偵察中發見せられて燒打の目的を達せざりしものなり

静岡

罪名	第一審（濱松區）求刑	第一審 言渡年月年	第一審 科刑	第二審 求刑	第二審 言渡年月日	第二審 科刑	上告審 求刑	上告審 言渡年月日	上告審 科刑	職業	氏名	犯時年齢
騷擾	罰三十圓	一五、一二、二四	罰二十圓								山本隆一	三〇
同	同	同	同								野田治太郎	四二
同	同	同	同								伊藤彌八郎	二七
同	同	同	同								小島恒吉	二五
同	同	同	同								内山邦一	二五
同	同	同	同								竹内仲次	一八
同	同	同	無罪								神谷敏雄	一九
同	同	同	罰二十圓								清水明次	二九
同	同	同	同								村田繁太郎	二六
同	同	同	同								石野謙二	二七
同	同	同	同								鈴木淸	二四
同	同	同	同								山本彌吉	四八
同	同	同	同								伊熊藤作	三一
同	同	同	同								山崎煉一	二五
同	同	同	同								丸田茂作	二八
同	同	同	同								鈴木加一	二五
同	同	同	同								村田泰三	三五

被告人等は孰れも濱松市日本樂器製造株式會社爭議團員なりし處本年七月十五日及同十六日中村愛治外各班代表者應援者十數名が市長渡邊素夫其他の居宅及濱松警察署を襲撃騷擾の謀議に基き右被告人等は同年同月十六日夜九時頃市内鴨江町鴨江觀音境内に外に百餘名と集合し右渡邊素夫居宅に押寄せ牧田聖外多衆が其居宅に投石し硝子窓等を損壞騷擾したるに際し喊聲を揚けて右邸内外に於て喧騷し以て附和隨行したるものなり

靜岡	第一審	第二審上告審
罪名	下田區	
鉄砲火藥	求刑 言渡 年月日	求刑 言渡 年月日
罰百二十圓	一五、九、二	科刑
	罰八十圓	
職業		
氏名		
犯時年齢		
土工 相馬庄吉		
三一		

犯罪事實（判決）

被告人は警察署の許可を受けずして大正十五年七月初旬賀茂郡濱崎村柿崎三島神社前道路に於て濱松市日本樂器會社勞働爭議驚員平野德重に對しダイナマイト四本雷管四個及導火線約十二尺を讓渡したるものなり

靜岡	第一審	第二審上告審
罪名	濱松區	
傷害	求刑 言渡 年月日	求刑 言渡 年月日
同四月	一五、八、三四	科刑
同	懲五月	
同三月	科刑	求刑 言渡 年月日
		科刑
職業		
氏名		
犯時年齢		
雇人 樂器會社臨時雇 西森重則		
金三郎事 山村俊彦		
三一		

靜岡	第一審	第二審上告審
罪名	濱松區	
傷害	求刑 言渡 年月日	求刑 言渡 年月日
同四月	一五、八、	科刑
同	懲二月	
同	同	求刑 言渡 年月日
同	同	科刑
同	同	
同	同	求刑 言渡 年月日
同	同	科刑
同	同	
同	同	求刑 言渡 年月日
同	同	科刑
同	同	
同	同	求刑 言渡 年月日
同	同	科刑
同	同	
職業		
氏名		
犯時年齢		
會社員 水谷孫平		
同會社職工 松下順三		
同 石川虎一		
同會社員 森健		
同 縣松太郎		
同 久保田敬次		
三一		

犯罪事實（判決）

被告重利金三郎は日本樂器會社勞働爭議團員が大正十五年七月十六日夜濱松市長渡邊素夫宅を襲ひ暴行したるより該爭議團員を膺懲すべく名を義憤に藉り同年同月二十日夜兩名共謀の上濱松市八幡町該爭議團第四班詰所及同市元濱町同上本部に至り該爭議團員に暴行を加へ因て團員朝比奈長次郎外三名を毆打し治療一週間乃至二週間を要する傷害を與へ

被告孫平、順三、虎一、健、松太郎、敬次は被告重利の依頼により右暴行の現場又は其の附近に於て前示二名の暴行を幫助したるものなり

靜岡	第一審	第二審上告審
罪名	濱松區	
公傷	求刑 言渡 年月年	求刑 言渡 年月日
懲四月	一五、八、	科刑
懲三月	求刑	求刑 言渡 年月日
懲三月	一五、一〇、二	科刑
懲三月 三年猶豫		
職業		
氏名		
犯時年齢		
職工 富田孫三郎		
二六		

犯罪事實（公訴）

被告人は日本樂器製造株式會社勞働爭議の爭議團に屬せしものなる處大正十五年七月十七日夜濱松市八幡町電車線路西側道路に於て靜岡縣巡査佐藤要一が濱松警察署長の命により被告人を檢束せんとしたる際同巡査の右手指を噛み付きて全治十五日程を要する傷害を加へ其の職務の執行を妨害したるものなり

長崎	第一審	上告審
罪名	求刑	求刑
言渡年月日	科刑	科刑
往來妨害	懲一年六月	懲一年三年猶豫

長崎地方	第二審	上告審
言渡年月日	科刑	科刑
	求刑	求刑
	科刑	科刑
一五、二二、三	懲一年	

職業	氏名	犯時年齡
無職	住友清吉	元

犯罪事實（判決）

被告人は長崎電氣軌道株式會社に電車運轉手として雇はれ居りたるものなるところ大正十五年七月上旬右會社の車掌運轉手等は會社に對して待遇の改善を要求し次で之が貫徹を期する爲從業員百數十名同盟罷業を決行したるに同月十七日長崎縣知事の調停に依り會社側に於て罷業者の要求の大部分を容れ該勞働爭議の解決を見るに至りたるも被告人は右罷業者の爭議團幹部として率先其の要求の貫徹に奔走し來りたる關係上爭議解決後も會社に對する感情未だ釋然たらざるものありしが大正十五年七月二十三日午前六時過頃同會社第四號電車を運轉し長崎市濱口停留所を經て浦上終點（下の川停留所）に向ひ進行（上り線運轉）中其の前方に當り同會社第五十四號電車が浦上終點を發し上り線より下り線に入る爲徐行し來りたるを認むるや第四號電車を其の儘進行せしむるに於ては必ずや第五十四號電車と衝突すべく且之を豫見したるに拘らず故らに第四號電車を所定の地點に停車せしめず衝突を防止するの方法を講ずることなくして其儘徐行を繼續し以て電車の往來の危險を生ぜしめたるものなり

福岡	第一審	上告審
罪名	求刑	求刑
言渡年月日	科刑	科刑
暴力	懲五月	求刑
一五、八、二六	罰五十圓	科刑

福岡區	第二審	上告審
言渡年月日	科刑	科刑
	求刑	求刑
	科刑	科刑

職業	氏名	犯時年齡
坑夫	市丸牛太郎	三七

犯罪事實（公訴）

被告は福岡市西新町福岡炭坑納屋頭中村三造配下の坑夫にして豫て右三造が被告等に對し壓制的なりとして不滿に思ひ居たる處偶大正十五年七月二十二日被告の同僚たる坑夫の稼業上のことに付炭坑經營者との間に生じたる紛爭中前記三造は炭坑側に加擔するの傾向ありし爲め被告は之を憤り午後七時半頃西新町六丁目なる石三造方居宅に故なく侵入し且兇器を振上げ遣つつけるぞと云ひ三造に對し暴行脅迫を爲したり

大阪	第一審	上告審
罪名	求刑	求刑
言渡年月日	科刑	科刑
騷擾	罰五十圓	求刑
同	二六、二四 罰五十圓	科刑
同	同	
同	同	

大阪地方	第二審	上告審
言渡年月日	科刑	科刑
	求刑	求刑
	科刑	科刑

職業	氏名	犯時年齡
製材職工	本條賢男	二三
同	田中增藏	三七

大正十五年

第一審 大阪地方 第二審 上告審

氏名	時年齢	職業	第一審 大阪地方				第二審				上告審			
			罪名	求刑	言渡年月日	科刑	罪名	求刑	言渡年月日	科刑	罪名	求刑	言渡年月日	科刑
島博國	一八	製材職工	竊盜	罰金四十圓	二、六、二四	罰金五十圓								
岩水政美	二〇	紡績職工	同	同五十圓	同	同								
牛窓悦郎	二六	同	同	同	同	懲役一年								
川崎勘七	二五	同	同	同	同	懲役一年三月								
盛島重松	二二	同	同	同	同	罰金五十圓								
林中保	二五	同	同	同	同	懲役十月								
阿嘉宗松	一八	同	同	同	同	懲役六月								
花城清通	二二	同	同	同	同	罰金四十圓								
柳清	一九	同	同	同	同	同五十圓								
水戸惠	一八	同	同	同	同	同								
仲田源英	二二	同	同	懲役一年三月	同	懲役一年								
山城秀吉	二六	亞鉛鑛工	同	同	同	同								
安原儀一	二三	紡績職工	同	同十月	同	懲役六月								
高橋正利	二五	製材職工	同	同	同	罰金五十圓								
山木佐平	一九	紡績職工	同	同	同	同								
澤田德松	二四	勞働組合書記	同	同	同	同								

氏名	時年齢	職業	第一審 大阪地方				第二審				上告審			
			罪名	求刑	言渡年月日	科刑	罪名	求刑	言渡年月日	科刑	罪名	求刑	言渡年月日	科刑
新聞販賣無職 眞榮田三益	三五		同	同	同	同								
大城候福	二五		同	同	同	同								

犯罪事實（豫審）

被告二十名は孰れも日本勞働組合評議會大阪地方評議會に屬する勞働組合員にして內被告賢男、增藏、博國及正利は大阪木材勞働組合に被告秀吉は大阪金屬勞働組合に爾餘の被告十五名は各大阪紡織染物勞働組合に屬し且つ後の十五名中被告德松及三益を除く十三名は孰れも大阪市港區三軒家濱通四丁目東洋紡績株式會社三軒家工場の職工たりしものなる處大正十五年八月上旬同工場に於ける右大阪紡織染物勞働組合所屬の男女從業員は日本勞働總同盟系の勞働組合に加入せる同工場の從業員と提携して同工場の自己等に對する待遇の改善を促すべく共同の運動を開始することゝ爲り同年同月十日大阪市港區三軒家大三倶樂部に於て同工場の從業員大會を開催し右等組合關係の多數從業員會同の席上にて同工場の當局者に對し賃金二割增年二回の定期昇給等十五ヶ條の職工待遇に關する事項の改善を敷願し之に對して容れられずんば同盟罷業を爲して其の目的の貫徹すべきことを決議したる上其翌十一日同工場の當局者に對し右決議に基く歎願書を提出したるところ拒絶せられ更に其翌十二日同趣旨の要求書を提出して再應の考慮を迫りたるも亦顧る所と爲らず剩へ多數關係從業員の解雇をさへ見るに及び勢ひ同盟罷業に移るの外なきに至りたる處之に加はり且つ其の參加が罷業の效果に重大の影響あるべき女工は皆寄宿舍に收容せられ居る關係上動もすれば當局者の壓迫に驅られ完全に罷業し難く而も警戒の嚴重なる到底尋常の手段によりては寄宿舍外に脫出すること能はざるものありて

女工中機宜の對策を講ぜんことを在外の同志に求め來るものありたるより爰に

第一、同年同月十三日大阪紡織染物勞働組合執行委員長被告德松同執行委員被告三益同執行委員兼同組合三軒家支部長被告候縞同執行委員兼同支部幹事被告成惠同上被告勘七の五名は外兩三名と共に大阪市港區北泉尾町一丁目大阪紡織染物勞働組合本部兼同組合三軒家支部の事務所に會合し其對策を協議したる結果同組合に屬する爭議團員に加へて他の評議會系に屬する姉妹組合員の應援を求めて多數を糾合し其翌十四日午前五時を期して前記三軒家工場の女工寄宿舍食堂裏の非常門に押寄せて之を破壞し女工を脫出せしめて同盟罷業に加はらしめんことを共謀決定し其旨夫々の關係者に傳達し其結果爾餘の被告等多數者をして左記第二の如き暴動を爲さしめて其首魁となり

第二、同年同月十四日午前五時頃右首魁者等謀議の旨を承けて爾餘の被告十五名は他の多數者と共に約八十名の群を爲し四列縱隊を組みて大阪市港區三軒家濱通三丁目一番地に在る東洋紡績株式會社三軒家工場女工寄宿舍食堂裏の非常門前に押寄せ其內

(一) 被告源英及中保は他の者等と共に右隊伍の先頭に立ち右非常門の閉鎖せられありたる門扉に直接して掛聲を勵ましつゝ之に手を掛けて引搖かし其の破壞の爲めの先鞭を着けて多衆に率先助勢し

(二) 被告賢男、增藏、博國、政美、悅郎、董松、宗松、清通、淸、秀吉、正利、儀一及佐平の十三名は他の多衆と共に互に掛聲を擧げつゝ該門扉に直接し居る者の後方より順次前者を押して門扉を壓倒するに力を添へ附和隨行し以て該門扉を破壞し女工約二百六十名を脫出せしめたるものとす

東京	第一審	第二審上告審
罪名	東京區	職業
暴力	求刑	氏名
不詳	言渡年月日	犯時年齡
一五、二、	科刑	雜誌商
懲三月五年猶豫	求刑	高階喜久也
	言渡年月日	二六
	科刑	
	求刑	
	言渡年月日	
	科刑	

犯罪事實(判決)

被告人は東京地方一般勞働者組合員なるところ同組合に屬する京橋區月島東仲通り十一丁目三番地熔鋼業稻垣工場職工李京喬が被傭後日淺きに拘らず數次無斷缺勤等の所爲ありたる爲め遂に解傭せらるゝに至りたるより被告人は大正十五年九月二十三日右工場に到り事務員安西恆治に面會し同人に對し工場法の規定により李京喬に二週間分の手當を支拂ふべしと要求したるも恆治は其事に付きては旣に李に若干の包金を交付することの交涉纏り居る旨答ふるや被告人は五錢にても十錢にても包金なり千圓又は一萬圓も包金なり其金額を明示せよ然らざれば組合員を差向くべし組合員は二三千人あり等告げ團體の威力を示し李京喬に對し不當の金圓を交付せしむる目的を以て强談威迫したるものなり

東京	第一審	上告審
罪名	東京區	職業
暴力	求刑	氏名
不詳	言渡年月日	犯時年齡
一五、二、	科刑	無職
懲三月四年猶豫	求刑	上原政雄
	言渡年月日	三
	科刑	
	求刑	
	言渡年月日	
	科刑	

大正十五年

暴力	不詳	一五、一二、三	罰五十圓							無職	村松秀雄	二〇

犯罪事實（略式）

被告人等は東京金屬勞働組合員にしてもと同組合幹部なりし石川島造船所職工赤木助造が大正十五年八月右組合を脱退同年九月石川島造船所内に自彊組合を組織し同月同造船所の勞働爭議に當り東京金屬勞働組合と對抗し同造船所側に加擔したるを憤り助造に對して敵意を含み居りたるものなる處大正十五年十月十六日深川區洲崎電車終點附近に於て被告人兩名竝に片山信憲と共同して赤木助造に對し其の行動を詰問の上暴行を加へんことを謀議したる上同日午後九時頃信憲が赤木助造方を訪れ星崎某の使なるが同道され度旨申欺き助造を深川區西平井町十三番地先十間川畔に誘致したる上同所に於て實は自分は金屬勞働組合員なりと云ふや否や同人を毆打し折柄同所に於て助造等の來るを待合せ居りたる被告人兩名が助造に飛び掛りて同人を前示十間川中に突落し以て暴行を加へたるものなり

福岡	罪名	第一審 福岡區 求刑	言渡年月日	科刑	第二審 求刑	言渡年月日	科刑	上告審 求刑	言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齡
	警	不詳	一五、一二、一三	拘留三日							職工	藤井碩次	二七
	警、傷	同	同	罰三十圓 拘留三日							無職	大平政男	二五
	警	同	同	拘留三日							同	佐田一雄	二〇
	警	同	同	拘留三日							同	清水進	二六

犯罪事實（判決）

被告人等は孰れも博多コースター會社の職工なりし處大正十五年十月十三日同會社は右被告等外數名を馘首したる爲め玆に一部職工竝に被告等は會社側との間に爭議を生じ被告等は爭議團本部を福岡市外金平に置き被告碩次は福岡合同勞働組合本部委員たる關係上右の爭議團に加はり相共に會社に對抗し被馘首職工の復職運動に從事し居たる處

第一、被告、碩次、一雄、進及外二名の五名は大正十五年十月十七日午後十一時半頃福岡市住吉宮島町街路に於て會社職工なる山下七三郎に對し同人が一旦爭議團に加はり乍ら之を脱退したる理由を詰問し爭議團に加はる可きことを强要し以て共同して强談威迫の行爲を爲し

第二、被告政男は前記犯行あるに當り現場に於て木棒を以て前示七三郎を毆打し其後頭部外一ヶ所に加療十日を要すを傷害を加へ

第三、被告政男、碩次、一雄、進及外一名の五名は前同日午後十二時十分頃前示宮島町三丁目に居住する前記會社職工野村正作方に到り同人に對し一旦爭議團に加盟し乍ら之を裏切り脱退したることを詰責し且爭議團に加はる可きことを强要し以て共同して强談威迫の行爲を爲したるものなり

福岡	罪名	第一審 福岡區 求刑	言渡年月日	科刑	第二審 求刑	言渡年月日	科刑	上告審 求刑	言渡年月日	科刑	職業	氏名	犯時年齡
	侵、毀	不詳	一五、一二、一三	懲五月	懲一年	二、四、四	懲十月	審理中			無職	日高國夫	二六

侵、毀	不詳	二、三、三	懲五月	懲一年	二、四、四	懲十月	審理中	
同	同	同	同	同	同	懲十月 拘留三日	同	同
侵、毀、警	同	同	懲五月 拘留三日	懲一年 拘留三日	同	同		
警	同	同	拘留三日	拘留三日	同	拘留三日		

犯罪事實（判決）

被告人等は孰れも伊藤傳右衞門の社長たる博多コースター會社の職工たりしところ大正十五年十月中外二十九名の職工と共に率に解雇せられたる爲被解雇者及之に同情する一部職工と共に爭議團を組織して屢々會社に交渉して復職を求むる內被告人幸人及健太郎は藤井碩次、佐田一雄、清水進と共に同月十七日福岡市住吉宮島町街路に於て同會社職工山下七三郎に對し怒號して同人が初爭議團に加りながら後之より脫退したるを譴め强談威迫の行爲を爲し被告人幸人は右政雄碩次一雄進と共に同日右宮島町三丁目なる同會社職工野村正策方に到り中途爭議團を脫退したる同人に對し前同樣にして强談威迫の行爲を爲し同月二十七日に至り右爭議團は會社より右請求を拒絕する旨の最後回答を受け全國幾多の職工が失業に惱み一旦解雇したる職工は全國の會社相通じて之を迎へざる目下の情勢に於ては遂に餓死するの外なく同じく餓死せんには社長伊藤傳右衞門方門前に於てし萬一無情なる同人をして意を移すに至らしむるを僥倖せんに若かずとして同夜餓死同盟を組織したるを以て被告人國夫、順次郎、寅作、幸人は同市東中洲洋食店九州亭に於て最後の食事を爲す中被解雇者が餓死するの悲境に在るに事茲に至らしめたる社長伊藤が豪奢なる邸宅に安眠するは甚だ憎むべしとし同市天神町五十五番地なる俗に銅御殿と稱する該邸宅に亂入して同人及其養子にして同會社取締役たる伊藤秀三郎に暴行を加へ聊か以て憤を遣らんことを共謀し翌二十八日早朝各自木片を携へて同邸內に侵入し建物の一部にして取外し得ざる硝子戶を損壞して屋內に入りたるも遂に伊藤父子に遭はずして電話室扉其他障子、襖、硝子戶、器具等を損壞するに止まりしものなり

熊本	第一審	第二審	上告審	職業	氏名	犯時年齡
罪名	熊本區					
暴力	求刑 言渡 年月日	求刑 言渡 年月日	求刑 言渡 年月日			
罰五十圓	科刑 一五、二、四	科刑	科刑	無職	高村勝喜	一九
罰五十圓						

犯罪事實（公訴）

被告は豫て懇意の間柄なる熊本地方專賣局職工上村軍治が大正十五年十月八日專賣局に於て共監督者たる今井武次と口論の結果解雇せらるゝに至りたる趣を聞き同月十四日午後十時頃熊本市本莊町なる右今井武次の自宅に同人を訪ひ頻りに上村軍治の復職を懇願するところありたるも同人に於て之を容れざるのみならず右事件には何等關係なき旨を表明するや被告は同人に向ひ自分は上村軍治と共に水平社及び無產黨に加入せるが若し上村軍治にして復職出來ざるが如き場合は同人は十年か十五年の懲役に處せらるゝ如き暴擧に出づるやも計られず且水平社及無產黨に此旨を通知して君を糺彈するに於ては君は專賣局に勤務することを能はざるに至るべしと怒號し水平社等團體の威力を示し以て今井武次を脅迫したるものなり